

文學博士井上哲次郎監  
文學博士坪井九馬三  
文學博士芳賀矢一修  
文學士野田義夫著

# 明治教育史



東京 育英舎







## 明治教育史序

明治の教育史は、維新以來僅々四十年間の教育史に過ぎず。今奈良朝平安朝以來千有餘年の教育史を置いて、何故に此僅々四十年間の教育史を攻究するの必要あるか。我邦の教育は、維新と共に一新紀元を劃するが故に、最近四十年間の教育史は、如何なる過去の時代の教育史よりも研究を價すること多大なりとなす。最近四十年間の教育は秩序井然、固より其宏謨に於て貫する所ありと雖も、其歴史は德育上より之を言へば、明治二十三年十月三十日教育に關する勅語の發布せられたる以前と以後との二期に區分せらる。明治の初年より教育に關する勅語の發布に至る迄は、放膽的試嘗の時期にして、一瀉千里の勢あるを喜ぶと雖も、然れども德育上に於ては聊か無主義無方針の憾



みなきを免れず。教育に關する勅語一たび發布せられてより  
我國民教育の主義方針炳として日星の如く、漂蕩せる船舶の羅  
針盤を大海中に得たるに異ならず。特に古來の歴史的宗教に  
よらずして、單に世間的道德によつて闔國の子弟を教育するこ  
と、已に徳川時代に始まると雖も、教育に關する勅語によつて愈  
明確に愈鞏固なる事實となれり。是に於てか我邦の教育は永  
く一切の迷信を離れ、最も健全なる態度を取り、日進月歩の科學  
と全然一致して毫も相戾らざることを得るに至れり。凡そ教  
育の良否如何は、之を其效果に徴するを捷徑となす。苟も我邦  
現今の教育に就いて其良否如何を疑ふものあらば、嘗に之を其  
今日あるを致したるに徴して知るべきのみならず、又特に之を  
日清戰爭及び日露戰爭に徴せば明かならん。歐米諸國の我戰

二

捷に就いて驚歎して已まざるもの、主として武士道の精神に本  
づくとも雖も、亦教育に負ふ所ありと謂ふを得べし。何んとなれ  
ば、武士道の精神は、教育に關する勅語中に含まれ居るが故に、十  
有七年以來國民教育によつて其遍く民間に扶殖せられたること  
と復た疑なげはなり。要するに、明治四十年間の教育は、我國  
運の發展、民族の進歩に貢獻する所多大なるが故に、今や内外學  
者の等しく研究せんと欲する問題に屬す。唯、未だ組織的に  
叙述せられたる簡明なる明治の良教育史あらざるを憾みとな  
すのみ。頃ろ廣島高等師範學校教授文學士野田義夫氏明治教  
育史を編著し、書肆育英舎をして、之を發行せしめんとし、序を余  
に屬す。余乃ち披いて之を覽るに、明治四十年間の教育は、各方  
面に涉りて、細に之を叙述し、歴々掌を指して之を示すが如し。

序

三



此書一たび出でなほ其内外學者を裨益する、豈に鮮少なりとせんや。印刷已に成り、育英舎屢余を促すに及んで、百忙中僅に閑を偷み、筆を呵し、直に思ふ所を述べて、以て之が序となす。

明治四十年十二月二日

文學博士 井上哲次郎 識

## 明治教育史

### 自序

維新の宏謨は實に建國以來の大業なり。過去四十年間に於ける我國文明の趨勢は何人か一見其長足の、進歩に愕然たらしむ。而して其根源を尋討せんものは又更に教育の發達を驚歎せざる能はじ。和漢學佛教漢法醫學算數學本草學の外何等の學術あるを知らざりし我教育界に漸次歐米各國の法醫文理農工商より音樂美術に至るまで各般の學術技藝を傳へ研鑽攻究其蘊奧を探り今や方に泰西に頡頏せんとする。學術の進境は姑く舍き藩學鄉學私塾寺小屋等の如き不完全にして而も一部に制限せられたる教育法よりして上下貧富を問はず均く就



學し得るの制となり大中小學并に師範専門實業の諸學校系統  
整然として一絲紊れず、又學校として備はらざるなきの域に達  
せり。若し現今の教育制度を以て四十年前の昔に比せんか、吾  
人も果して其同一國のものなりや否やを疑はんとする。況んや  
異邦の人をや。

羅馬の盛大は一日の故にあらず。明治の教育亦焉ぞ其然ら  
ざるを知らんや。明治の初年に當り人民未だ教育の何物たる  
を知らず當局者百方力を盡して就學を督責し又大に學生を獎  
勵したり。現時上下教育の價值を會得し教育の必要を認得せ  
るものは實に當時督責獎勵の効果に外ならず。學校の創立設  
備の完成就學の普及法令の整頓等は凡て維新以後四十年間官  
民苦心經營の產物と謂はざる可らず。抑此間に於ける教育事

業を詳述し沿革變遷を細論し原因結果を闡明し利害得失を品  
騭するを得ば上下三千年間我出拔なる大和民族を貫通せる美  
質特性を知悉するのみならず又能く現下の教育を理會し併せ  
て將來の經營畫策に裨益するに足らむ。明治教育史の研究是  
に於てか亦事の急なるものなり。

然れども斷片零碎の資料によりて紛錯雜なる過去の歴史を  
推測揣摩せんとする事容易にあらず。維新以後の歴史に關す  
る記録編著汗牛充棟豈ならず。然れども多くは斷片零碎の資  
料にして未だ完全なる明治教育史あらず。余今歴史家にあら  
ずして敢て斷片零碎の資料によりて其編纂を試む。歴史家に  
して之を見れば其歴史的研究法に適はざるもの多きを笑はん。  
教育家にして之を見れば亦其迂闊なるを関まむ。是れ余が夙に



自知する所なれども亦奈何ともする能はず。亦已む能はざるなり。余此書を編むや。固より縦横筆を揮ひ四十年間教育界の光景をして眼前に歴歷たらしめんことを期せず。是れ一朝一夕の業にあらざればなり。又一定の大主義を立て炯炯たる史眼を放ちて過去の事業を評論し其利害得失を究め以て將來教育界の爲めに一大經綸を畫せんとせしにあらず。是れ余が力の及ばざる所にして朝野別に其人あるを信ずればなり。要するに完全なる明治教育史は余が此編に於て企圖せざる所にして、たまた人を以て新舊教育制度過渡時代より幾多の經驗と得失とを重ね又幾多の獎勵督責を加へ現今の狀勢に到達したるを一見せしめんとするにあり。否寧ろ人の爲めに判斷の資料を提供せんとするにあるなり。是を以て務めて正確の事實を

四

蒐集し敘述に止め評論する所なし。其乾燥なる敘事のみ羅列せるものは實に此れに由れり。我邦の教育制度は畫一を旨とす。是れ維新以降貫通する所の大方鍼にして地方の情況により多少の斟酌を許容せりと雖同種の學校は同一の法令にて規定せらる。故に法令によりて全國教育の狀況を察知することを得るは毫も佛國に譲る所なし。是を以て一二の例外を除けば教育施設の變遷は法令の沿革に並行すと謂ふも誣言にあらず。本書法令の改定を詳述する所以は實に此に在り。稿既に成りて之を通覽すれば諸事意に満たざるもの多く喟然として現實の理想に及び難きを嘆じ、又赧然たらざる能はず。然れども杜氏の撰も尙は無きに勝ることあり。是れ余が幾多の缺點あるを知れども尙之を公にする所以なり。此書誠に能



く明治教育史の資料となり聊か世に貢献することあるを得ば  
實に編者望外の事に屬す。若江湖の諸彦本書の誤謬を指摘し  
高教を垂れらるるに吝ならずんば編者の光榮亦之に過ぐるも  
のなし。

明治四十年八月八日

野田義夫識

本書の編纂に材料を恵み直接間接に補助を賜はりたる諸賢  
の厚意此に鳴謝す。

### 例言

- 一 本書は明治元年に筆を起し明治四十年七月に結ぶ。統計材料は主として文部省年報に據り第三十三年報即ち明治三十九年三月末の現在を以て最近のものとする。
- 一 諸書年月に異同ある事實は文部省より公表したるものによりて校正せり。
- 一 本書一たび明治三十八年三月に脱稿し將さに印刷に付せんとするに當り事故を生じて久しく之を延期し頃者再び筆を執りて一旦章を結びたる所に更に其後二箇年餘の新事實を補稿したるを以て之が爲に全體の結構を損する所少なからず。讀者之を諒せよ。



一 本書本と第二編として二百餘頁の年表を添へ年月の順に  
よりにて細事を通覧するの便を圖りしむ今紙數の過多ならん  
ことを恐れて之を割愛し他日單行の一冊として印刷に付せ  
んことを期す。

一 本書最初二百頁は編者自ら校正の任に當る能はざりと故  
に誤植多きを遺憾とす。讀者幸に正誤表を一覽せられんこ  
とを乞ふ。

明治四十年八月八日

編者 又 識

### 引用書目

- 日本教育史略 明治十年八月文部省印行
- 日本近世教育概覽 明治二十年十二月文部省總務局印行
- 日本教育史 佐藤誠實著
- 明治學制沿革史 黒田茂治郎土館長言共編
- 文部省年報
- 文部省布達全書
- 文部省命令全書
- 教育法令
- 教育法規類抄
- 法令全書

引用書目



分類法規大全

明治職官沿革表

明治史要修史局

明治政史

日本倫理史稿湯本武比古石川岩吉共編

小學校事彙同文館

社會的教育學講義吉田熊次著

高等海員となるの手引商船學校々友會

奠都三十年太陽臨時增刊

早稻田大學開校紀念錄

慶應義塾五十年史

本願寺派學事史

メソヂスト史

新島襄先生傳

教育大辭書同文館

日本社會事彙經濟雜誌社

教育時論

教育界

教育學術界

各官公私立學校一覽今一々其名ヲ舉ケズ



# 明治教育史目次

## 第一章 明治教育概観

序 説	一
第一期 藩學時代	七
第二期 學制時代	七一
第三期 教育令時代	四〇
第四期 國家主義獎勵時代	五七
第五期 國民自覺時代	八〇
第六期 内容完成時代	一〇二
教育學風の變遷	一一五
第二章 普通教育	



第一節	小學校	一一二
第二節	幼稚園	二〇〇
第三節	盲啞學校	二一一
第四節	中學校	二二四
第五節	高等女學校	二八六
第三章	師範教育	三一二
第四章	專門教育	
第一節	帝國大學	三八六
第二節	大學豫備學校	四三〇
第三節	醫學校	四四二
第四節	法律學校	四六三
第五節	外國語學校	四七五

第六節	美術學校	四九一
第七節	音樂學校	五〇二
第八節	體操學校	五一二
第九節	文學學校	五一五
第十節	宗教學校	五一九
第五章	實業教育	
第一節	農業學校	五三六
第二節	工業學校	五四八
第三節	商業學校	五六三
第四節	商船學校	五八〇
第六章	教育行政	
第一節	文部省	六八六



第二節	中央視學機關	六〇七
第三節	教員の管理	六〇九
第四節	教科書の管理	六二二
第五節	學位	六三二
第六節	海外留學生	六三五
第七節	地方教育行政	六四〇



# 育史

文學士 野田義夫 編

## 第一章 明治教育概観

### 序説

明治元年三月天皇南殿に御し公卿諸侯を率ひて天神地祇を祭り五事を誓約し賜ふ。曰く。一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし。一、上下心を一にし盛に經論を行ふべし。一、官武一途庶民に至る迄各志を遂げ人心をして倦まざらしめんとを要す。一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし。一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべしと。是れ即ち維新の國是を萬民に宣示し賜ふ所にして明治昭代の赫々たる偉業は一として此御誓文に淵源せざる所なし。是實に維新の國



是にして又帝國永遠の國是なり。而して建國の精神も亦此に外ならず。維新の宏謀は實に本邦歴史に未曾有の大事業にして宇内の列國は之によりて初めて萬世一系の皇室を戴ける我中外無比の國體を知り我臣民も又之によりて等しく尊王愛國の眞義を明かにしたり。爾來歐米諸外國の長處を採用して我國民の特色を發揮し門閥世襲の陋習を破りて人材登庸の途を開き舉國生々進取の氣象を鼓舞し銳意開明の途に進むに至れり。就中教育にありては從來民間に行はれたる寺小屋の制を廢して新に泰西の制に倣ひて公立小學校を興し普通教育を以て國家の事業となし都府市邑より寒村僻地に至るまで上下貴賤男女の別を論せず等しく其恩澤に浴するに至りたるが如き、纔かに士卒の一階級に制限せられたる藩學を廢して各般の官公立の學校を設置し其門戸を開放して何人も入りて學ぶことを得しめ俊秀の才幹ある者は其長する所に從ひて大成の途を開き、歐米の學者を聘し又彼地に留學生を送り盛に彼の學術を採りて我の短を補ひ今や外國人の助けを籍らずして優に學術上に於て歐米諸國に頡頏し加之東西の思想を融化して渾圓球上獨特の文化を作り出したるが如き彼我の交通によりて我大和民族の

精神を陶冶訓練し父祖世々遺傳し來れる國民的特性をして列國の敬仰する所たらしめ千載無窮の皇運をして愈其基礎を鞏固ならしめたるが如き總て是れ五個條の御誓文の趣旨を奉體したるものに外ならず。是れ實に本邦永遠の國是たるべきなり。

明治教育の大方針は建國の精神に基き宇内の大勢に鑑み既に維新の當初に決定したるものにして爾來四十年の星霜を積みたる今日も尙ほ之に異なることなく將來も亦然らんとす。若し夫れ當局者の經營したる個々の事業の上に於ては二三の得失消長固より免るゝ能はずと雖も其大勢に就きて之を觀察するときは教育の制度法規學校の設備組織教授管理の方法學術の研鑽一年は一年より發達し一月は一月より面目を改め歐米の直譯より自國の立案に移り長足無比の歩武着々進んで間斷なく現下四十年間の成績に就きて之を考ふるも内外人の均しく人力以上の奇跡にあらざるなきかを疑はざる能はざる所なり。夫れ然り人事の由りて來る所淵源極めて遠し。明治教育の進歩は一見すれば單に政府の法令と當局者の督勵とによりたるが如きも若し我國民に優秀なる資性なく進取奮發の氣



象なくんば法令督勵も亦之を如何ともする能はざるなり。儘々四十年の歲月を以て上下數千歳の文明を積聚したる泰西の學術を咀嚼し得て尙ほ綽々たる餘裕を存し番に之を咀嚼し得たるのみならず諸種の方面に獨立の見地を立てたるは之を民族の素質に歸せざらんと欲するも能はず。我邦は往古三韓隋唐の文物を輸入して遂に之を凌駕し元寇の襲來を受けて之を殲滅し近く清國露國と戦ひて列國の肝膽を寒からしめたるも皆同一轍にして實に大和民族の大精神の發展に外ならず。

我國民道德に至りては本邦教育の骨髓となれるものにして其淵源は遠く皇祖皇宗の遺訓に存す。我民族は神代の頃より上下均しく同一の血統によりて結合せるとを自覺し皇室を以て宗家となし尊王愛國の念厚きこと世界に其比を見ず。我邦に於ては忠孝は二途にあらず。祖先崇拜を基礎としたる神道と家族主義の制度とは相共に此精神を育成し國民一般に尙武進取の氣象に富み禮儀廉耻を重し正直潔白大に體面を尊び氣宇快活現世の任務を勵行して厭世の悲觀に陥るとなかりき。支那印度の二大思潮に接觸したるも結局我精髓を失はず却つて之と

融合調和して遂に固有の武士道を作れり。武家政治の時代にありては尊王の精神は稍擁蔽せられたりしも維新の宏謀によりて遂に再び本來の眞面目に歸るを得たり。殊に維新は皇學の勝利にして國學者は大に採用せられ新政府は變後統治の急務として大に尊王愛國の主義を鼓吹し國體を明にし大義を分つに盡瘁し明治二年六月祭政一致の詔勅あり三年正月大教宣布の詔勅あり宣教使を置きて神道によりて廣く國民道德を涵養せんことを圖る。廢藩置縣の後學制を頒布せられ大に教育の普及を奨勵し泰西の學術を輸入するに全力を注きたると政府の局に當れるもの新思想を抱きたもの漸く多きを加ふるに及びたることにより國民道德の鼓吹は次第に忘れられ教育は知育の一方に偏し上下一般に歐化主義を唱へ又西南戰役後佛國流の自由民權説は漸く勢力を民間に扶植するに及び明治十四年六月時の文部卿福岡孝悌は小學校教員心得を全國に頒ちて道德の重んずべき所と尊王愛國の精神とを唱道し又一方には其翌年一月に軍人に勅諭を給ひたるも社會は滔々として西洋崇拜に狂熱し文物制度のみならず風俗習慣衣食住に至るまで彼に倣はんとしたり。此傾向は明治二十年頃に至りて其極に達せり。



此時に方りて國粹保存主義保守主義勃然崛起して之に反抗し大聲疾呼國民の猛省を促し雷同者を警醒して遂に天下の大勢を一變せり。是蓋し自然の數なり。尋で憲法の發布市町村制の施行あり。明治二十三年十月教育に關する勅語を下し賜ひ國民道德の大本之によりて確定し億兆心を一にして聖旨奉體せんことを努め爾來之を以て教育の中心とし知徳圓滿の國民を造るを以て理想とするに至る。尋で日清の戰役ありて其効果を證明し又同時に一層痛切に之を訓練し更に日露戰役に遭遇して再び其修養を積み遂に歐米の列國をして我邦に固有なる國民道德の大に尊重すべきものなることを知悉せしめたり。

吾人の見る所を以てすれば過去の明治教育史は之を六期に分つことを得べし。吾人は假りに維新より明治五年八月の學制頒布までを第一期藩學時代、學制頒布より明治十二年九月までを第二期學制令時代、教育令の發布より明治十九年三月帝國大學令の發布までを第三期教育令時代、帝國大學令の發布より日清戰役前までを第四期國家主義獎勵時代、日清戰役より日露戰爭までを第五期國民自覺時代、日露戰爭後を第六期内容完成時代と名つけんとす。今各時期に就きて教育の大

勢を論せむ。

### 第一期 藩學時代。

吾人は維新の初より明治五年八月の學制頒布までを假りに藩學時代と稱せんとす。此時期に於て新政府は天下の大勢に鑑み泰西文明の由りて來る所を顧み銳意教育を獎勵したれども政府には未だ全國の教育事務を指導管理すべき實力を具へたる特殊の一官省なく又新教育の目的順序方法を規定したる法令なかりしを以て地方の教育は各藩の隨意經營する所に任せたり。是を以て全國を通じて最も樞要の地位を占むる學校は政府の直接に維持する所の外は徳川時代より連續せる各藩の藩學とす。其制度の如きも大體に於ては幕末の趨勢を繼承し更に維新の國是に従ひ新社會の要求に應せんが爲めに最も適切なる臨機の改革を施したるに過ぎず。就中最も顯著なるものは言ふまでもなく洋學の獎勵とす。維新の際各藩大に刷新を行ひ中絶したるものは再興し衰微したるものは之を振起せり。從來の學科に洋學を加へ又は新に洋學校を起したるは明治二年と三年



の間に最も多く大藩にして資力豊かなるものにありては外國教師を招聘して盛に泰西の學術を輸入せんとせり。當時専門の教育を施さんとするには外國人の力を借らざる能はず。何となれば之を本邦人に求めんとするも能はざればなり。洋學の外處々に新設せられたるものは醫學と兵學とす。又漢學と相並んで皇學を講じたるは維新の精神に基き國體を明かにせんとしたるものにして特に之を注意するを要す。藩學は之によりて大に面目を改めしも尙ほ文武兼備の精神を骨髓とし藩費を以て藩士の子弟を養成する點に於ては徳川時代と大差なかりしなり。是れ吾人が此期間を藩學時代と名づくる所以なり。

幕末以來本邦人が歐米の諸外國と交通を開き彼我相往來するに方り最も深く反省警醒したるものは彼が現時の文明制度の地盤をなせる學術技藝が著しく我の上に卓越したるとなり。我若し彼の學術技藝を學んで其域に達するを得ば文明制度に於て焉んぞ彼に劣る所あらんやとは當時の識者が夙に觀破したる所に於て「智識を世界に求め云々」の聖旨も亦之に外ならず。是を以て明治教育の第一期は洋學輸入の着手を以て其端緒を開きたりと言ふを得べし。西洋の學術の講

究は維新の當時に始まりたるにあらず又必ずしも米艦の渡來によりて起りたるにあらず。其淵源は遠く徳川時代の中葉に發し爾來主として蘭人の手を経て我邦に入り維新の當時も既に幾分の發達をなしたりと雖も之を學修したるものは少數の蘭法醫二三の先覺者にして其範圍極めて狭く其學校の如きも幕末の經營と一二の私塾ありしに過ぎず。是を以て廣く各藩の學校に採用し全力を注ぎて其講究を試みるに至りたるは明治維新の然らしむる所なりとす。然れども其初や方針定らず秩序整はず教ふるものも學ぶものも暗中物を探るの感あり。上下争うて泰西の新知識を得んとするは同一なるも其施設に至りては各藩區々として其信する所を實行せり。

政府自ら手を下したる教育事業も其初は藩學の大勢の如く幕末の後を承けて中絶したるものを興し既存するものを革新し然る後に新事業に着手したり。明治元年三月政府は京都に學習院を再興し先づ公卿教育の途を開く。閏四月諸公卿に令して曰く人材の教育は最其急務たり故に三十歳未滿の輩は專勤學に従事し務めて實用の學業を勉勵せよ其才力を計りて拔擢の撰に充てん。然れども文



武の學場未建營せざるを以て先づ寮代に於て講習の業を始めしむ。四月學習院を改めて之を大學寮代とす。五月長崎の濟美館を收めて廣運館と改め國學を本とし傍ら外國語を講せしむ。又精得館を收めて尋で長崎醫學校とす。六月江戸の昌平醫醫學所開成所を復興し四方の碩學を集めて學を講せしむ。切言すれば此等の官立の學校は各藩學の模範となりしものなり。九月令達の要に曰く。大學校を建て天下の人材を集め文武の道を興隆せんとす。然れども國事多端にして未俄に其舉に及ふこと能はず。仍りて先づ假りに皇學所漢學所を西京に設け公卿諸官人をして文學を勤勉せしめんとす。其規則に曰く。一、國體を辨明し名分を正すべき事。一、漢土西洋の學共に皇道の羽翼たるべき事。抑中世以來武門大權を執りて名分取違候者許多に付向後屹度可心得事。一、虛文空論を禁じ着實に修業し文武一致に教諭可致事。一、皇學漢學互に是非を争ひ固我の偏執不可有之事。一、入學は八歳より三十歳に被定候事但老輩と雖も有望輩は可爲勝手事。先づ大學寮代を漢學所とし十月皇學所を開く。令して曰く。近來皇國の學既に衰へたり。外國交信の時に際し大に國體に管係する者あり。今更に皇國

學を盛大に振起せん。各奮發勉強して一新の朝意を奉戴し異日國家の大用を立つべし。是れ固より京都の縉紳に諭せられたる所なりと雖も之を以て維新當時に於ける政府の教育主義を窺ふに足るべし。

明治二年二月府縣施政順序中に小學校設置の一箇條を置き、同年三月昌平校内に府縣學校取調局を置き又東北府縣に令して小學校を設けしめ東京府に令して中小學校取調掛を置かしむ。六月昌平學校を大學校と改め諸學校を管せしめ九月西京の皇漢兩學所を廢し十月開成學校中に翻譯局を置き三年二月大中小學校規則を定め七月諸藩に令して生徒を選抜して大學南校に貢進せしめ八月同校より英學佛學上等生徒數名を選抜して海外に留學せしめ十一月大學東校より又醫學の留學生を派遣せり。舊徳川幕府直轄の地は明治政府の府縣となりたる者にして東京、京都、大阪の三府、神奈川、兵庫、長崎等の諸縣は新政府の經綸を行ふに最も便宜なるを以て教育事業の如きも諸藩に比して進歩稍著しかりき。明治二年京都府は首として小學校を設け三年六月東京府に六校の小學校を八月中學を建て九月大阪府に洋學校、十月京都府に中學、四年三月東京府及兵庫に洋學校を置けり。



此等は皆諸藩の藩學に相當するものにして其組織稍進歩したるものなり。

明治二年以來政府は小學校の設置を獎勵すれども諸藩に之を實行したるものは極めて少數にして全國の大勢は幕末の趨向を承け未だ寺小屋の舊套を脱する能はず。

明治四年七月政府命あり大學を廢して新に文部の一省を置き教育事務を總判し大中小學校を管掌せしむ。是より先き明治元年十二月舊幕府の昌平黌を學校とし知學事、正權判事を置き講學の外開成所及醫學所を總理し翌二年新聞紙出版の検査を五月圖書出版検査の事務を管せり。是れ學校にして同時に教育行政の官衙を兼ねたるものなり。同年六月昌平校を大學校と改め十二月更に大學と改め別當を長官とし數等の官職を置きて學務を總判せしむ。然れども大學は官衙の規模小に格式低く其管する所の學校は東京、大阪、長崎の官立學校に止まり孰れも舊幕府跡を紹きたる者にして未だ一定の制度を設けて大に教育を振起するに至らず。翌三年二月大中小學規則を定めしも地方行政官廳との連絡充分ならず實施の準備方法未だ整頓せざりしを以て廣く之を實施する能はずして止めり。

明治四年四月藩を廢して縣を置き行政組織の上に於て中央集權の基礎を鞏固にし全國を統一したる教育行政の準備既に成りたるを以て同年七月文部省の新設を見るに至りしなり。然れども其新設の當時にありては事總て創業に屬し官員も舊大學より任命せられたるもの多く暫らく従前の勢を承けたり。是を以て諸般の學校未だ整頓せず以て國家目前の需要に應ずるに足るべき人材を養成すること能はず。故に外務省は明治四年二月外交官を養成せんが爲めに洋語學所及漢語學所を工部省は四年八月技師を養成せんが爲めに工學寮を司法省は同年九月裁判官を養成せんが爲めに明法寮を開拓使は五年四月農學を講せんが爲めに假學校を置けり。此等は皆文部省の教育事業漸く其緒に就くに及んで孰れも其所管となる。(即ち外務省の語學所は明治六年五月文部省直轄の開成學校の語學生徒と合併して東京外國語學校となり工學寮の工學校は後工部大學校となり明治十八年十二月に、明法寮の法學校は明治十七年十二月共に文部省の所管となる。開拓使の假學校は彼札幌農學校となり二十八年四月文部省直轄となる。)以上官公立の學校の外一私人の力によりて幕末より洋學の普及に最も功績ありしもの



は福澤諭吉の慶應義塾及び近藤真琴の攻玉塾とす。慶應義塾は安政五年の創立に係り最初専ら蘭學を講せしも時勢の要求に應じ文久二三年に至り斷然英學に轉じ原書によりて經濟歴史地理學等主として實用の學を授け攻玉塾は文久三年の創立に係り蘭學數學航海術を教授したりしが明治元年八月一旦家塾を閉じ二年十月之を再興し翌三年秋學級の制を定め海軍士官たらんと欲するものを養成する目的を以て數學英語和漢學航海學を授けたり。此外福田理軒は天保五年以來大坂に順天堂を設立して算數學を講じ明治四年九月之を東京に移して専ら數學測量を教授し明治元年村上英俊は佛學の家塾達理堂を明治三年尺振八は英學の家塾共立學舎を尋で箕作秋坪は三漢學舎を同五年七月中村正直は同人社を起して孰れも大に洋學を鼓吹したり。是より洋學の私塾漸く盛大となり官立學校に進まんとするものゝ爲めに豫備の教育を施こさんとするもの多し。又漢學の私塾にては林鶴梁の端塾島田重禮の雙桂塾川田剛の逢源學校等最も勢力あり。

此時期の特色は急劇の間に西洋の學術に通曉せんとしたる専門速成の學風に

して泰西の専門教育を受けんとするも秩序ある豫備教育を受けたるものなく生徒年齢既に長し久しく和漢の學を修めたる後俄かに之を放擲して洋書を読むは恰も木に竹を接がんとするが如し。是れ蓋し過渡の時代に免るゝ能はざる所なりと雖も之が爲めに教師生徒の勞方苦心實に尋常一様にあらざりしを知るべし。又官公立の學校并に藩學にて最も盛んに講究せられたる洋學は主として外國語學にして専門の學術に至りては醫學を除きては毫も見るに足るべきものなし。其生徒の如きも大多數は士族の子弟なりしなり。

吾人が國民道德の上より此時期に就て特に注意すべきとは新政府が國體を明にせんが爲めに神道を振作し大に尊王愛國の主義を鼓吹したることなり。明治の維新は久しく武門に移りたる政權再び皇室に還り一時の變態は建國以來の本體に復したるを以て佐幕を以て忠君の至義を完うするが如く思惟せしものに此大義を明にし藩主を以て恰も主權者なるが如く尊崇したる人民をして等しく一天萬乘の天皇陛下の臣民なることを知らしめ列藩對峙し各其領内を以て自國となし他藩に對して敵愾心を抱けるものをして海外の列強國に對して一致團結して國



體を維持すべきことを覺らしむるは維新後の政治に於て最も緊要の事業なりしは言を俟たず。而して新政府は教育と神道の布教とによりて此目的を達せんとしてたり。是を以て明治元年六月學校官の職員を置くに方り大義を辨明し教化を皇張するを以て博士の職分の一となし同月昌平學校を興復し入學者を募集するに文中に「大政御一新大義名分を明にし人才御生育被爲在」の語あり明治元年九月諸公卿の爲めに皇學所漢學所を置かれたる時の規則には第一條に「國體を辨し名分を正すべき事」と規定せり。皇學は國學と言ふに同じく維新は一面より言へば國學の勝利に外ならず當局者中に當時最も勢力ありしものは此國學者なりとす。明治二年二月府縣施政順序中に小學校を設け時々講談を以て國體時勢を辨へ忠孝の道をしらしむべき様教諭し風俗を敦くするを要すの箇條あり同年六月大學規則の達中に「神典國典の要は皇道を尊み國體を辨するにあり」と言へり。又明治二年七月神道を宣布する目的を以て宣教使を置き三年正月大教宣布の詔勅あり四年七月大教の御趣意に付き諸藩に御沙汰ありたる冒頭に「大教の旨要は神明を敬し人倫を明にし億兆をして其心を正くし其職を效し以て朝廷に奉事せしむる

に在り」の明文あり同年十二月左院の建議中に「共和政治の學を講じ國體を蔑視し新政を主張し民心を煽動する類問々或は之あり抑我帝國の權力他の國體と比較して之を議するを得ず後世或は祖宗の神靈を誤り認めて教法主と看做さんことを恐る。是れ教部省を置く所以なり。」と言へり。以て維新當時の政府の方針は本邦の古俗に従ひ祭政一致なりしことを知るべし。幕末にありては尊王黨と開國黨とは恰も仇敵の如く相頷頰したりしが今や維新は尊王黨の勝利に歸し忠君愛國の主義を中心とし開國の實を行ひ又盛んに彼の學術制度を輸入するに至れり。故に明治元年九月皇學所漢學所を置かれたる時の規則に「漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たるべき事」と言へるは能く此趣旨を道破せるものと謂ふべし。

## 第二期 學制時代

明治政府は亂後の民心を收攬し漸次内治の組織を整頓し遂に藩を廢して縣を置き全然徳川時代の政治と縁故を斷ち中央集權の制度茲に完成したるを以て始めて力を文教に伸ばし大に新式の教育を興さんが爲めに文部の一省を置き調査



準備に一箇年を費し明治五年八月太政官の布告を以て彼の有名なる學制を全國に頒布し翌九月文部省は學制實施の方法を詳細に規定したる小學教則及中學教則略を發布せり。

學制の名は蓋し大寶令中より得來れる所なれども彼の學制中の大學と國學とは單に政府に必須なる官吏を養成するを以て其主要なる目的となせるものにして地方の國學の如きは見るに足るべきもの少なかりき。王政漸く衰へ武士勢力を得るに及んで國學地を拂ひしのみならず大學亦衰頽を極め爾來徳川時代に至るまで政府の管理したる教育事業を見ると能はざりき。徳川時代に至り幕府は昌平黌を興し各藩之に倣ひて藩學を經營せしも其目的は武士を養成するにありて王朝の大學國學と彷彿たる所あり。而かも政府の法令に準據したるものにあらずを以て制度の上に於て劃一を缺き各藩學も昌平黌も個々獨立して相互の間には何等の連絡交渉あることなし。故に當時の教育は政府の事業なるか如きも又之を以て徳川氏及び諸侯が其旗下の子弟の爲めに開きたる私學と見ることに難きにあらず。又寺小屋及私塾が自然の必要に應じて民間に發達したるものにし

て政府が毫も與り知らざるは素より辯を俟たず。されば國家の法令により國家の事業として全國の教育事業を興さんとしたるものは大寶令以來明治の學制を以て嚆矢とす。若し夫れ國民全般の普通教育を以て國家の事業とし兒童の就學を以て父兄の義務となしたるが如きは本邦の歴史に於て未だ曾て見ざる所にしして小學より大學に至るまで各種の學校を計劃したると共に全く歐米の制度に倣ひたるものなり。學制は實に維新の國是を教育界に實現せんとしたるものにして其實行の大任を負ひたる機關は文部省に外ならず。文部省の設置が他省に比して稍後れたるは蓋し維新創業の際國事多端なりしに因るなり。歐米式の新教育は明治政府が維新以來熱望したる所にして屢令を下して學校の設立を獎勵したるも此趣旨に基かざるなし。然れども奈何せん。法令を發布するも之を實施勵行するに足る可き有力の機關なく又地方の行政機關との連絡未だ充分ならず。爲めに徒らに鞭撻の勞ありて其効を見ること能はず。是れ當に法令の不足と機關の不備とに因るのみならず當局者も亦全く新教育に無經驗にして爲すべき所を知らざるによるなり。學制及び之に附帶したる法令は此等の凡ての缺陷を補



はんとするものにして學校の種類、組織、管理、教育行政の機關并に其實施の方法等を説くこと懇切周到を極む。是れ恰も慈母自から手を執り幼兒に歩行を教ふるが如し。舉國同時に新事業に着手し而かも劃一の制度に據ることを得たるは一に此學制の頒布に職由するものにして明治教育の發端は學制頒布にありと云ふも誣言にあらず。

學制の新定に際しては當局者の智囊を傾け西洋各國の制度を參酌し其萃を抜き最も我邦に適したるものを採て成りたることは素より言を俟たず。智識を世界に求め舊來の陋習を打破して天地の公道に基きて新制を立つるは維新の國是にして苟も取るべきものあれば其何國のものたるを擇はざると豈教育制度のみに限れりと言はんや。然れども學制は主として何國の模範に則りたるものなるか。是より先き我日本をして鎖國長夜の夢を破り泰西の文明に接觸する機會を得せしめたるものは主として米國合衆國の厚誼に因らざるばあらず。果して然れば教育の制度も其模範に倣ふを以て自然の順序となすべきが如しと雖も翻て合衆國の狀況を察すれば各獨立の憲法を有し教育の制度の如きも區々として一致す

る所なく就中合衆國に充滿せる自由の主義は明治政府の深く贊同する所にあらず。よし之れを模倣せんとするも其孰れの州のものを選びて之を採用すべきかを知るに苦しむ。加之斯の如く各州區々の施設に放任するは我政府の中央集權の方針と相容れず。さらば獨逸の制を採らんか聯邦各制度を異にするは米國と大差あることなきを奈何せん。去つて英國に倣はんか彼が舊慣を尙び國民の自治に放任し政府は務めて干渉を試みざるは教育大に進歩したる境涯にして新之を起さんとする我邦の能く學び得べき所にあらず。又全國も一州も一定の法令を立つるとなく殆んど其標準の存する所を捕捉するに苦しむ。是又舊來の陋習を破るの聖旨を貫徹するに便ならず。此時に方り最も能く我維新當時の國情に適合したるものは佛國の制度なりき。佛國の學制は大革命の後一代の英傑ナポレオン一世が過去の歴史と緣故を斷ち在來の制度を打破し舊慣を一洗し善美の理想を盡くして立案したるものにして爾來多少の改正ありしも其主要の點に於ては本來の精神を失はず。我明治五年の學制は徹頭徹尾佛國の制度なりと言ふを得ざるも其大勢に於て換骨脫胎の跡あるは歴然として掩ふ可らず。全國劃



一の制を立て中央集權を主義とする所、學校の經營は政府又は公共の事業とするを本體とし私人又は私設團體の設立する學校は其自由に放任せずして政府にて之を管理する所、全國に學區を分ち學區取締及督學局を置きたる所等に於て殊に其然るを見る。

今學制の概要を擧ぐれば全國の學政は之を文部一省に統ぶと云ふより始まり全國を大分して八大學區とし每區大學校一所を置き一大學區を分ちて三十二中學區として區毎に中學校一所を置き(全數二百五十六校)一中學區を更に小分して二百十小學區とし區毎に小學校一所(全數五万三千七百六十校)を設くるものとし一中學區内學區取締十名乃至十二三名大學本部毎に督學局一所を設け學校を分ちて大學中學小學の三等とし工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校、廢人學校等は皆中學の一種と見做す。此外師範學校の事、教師、生徒、試業、海外留學生、學費、及授業料に關し周到精密なる規程を設けたり。是れ恰も異國風の家を建てんとするに設計圖を作り之に詳細なる仕様書を添へたるが如し。

世人或は學制の編纂を以て明治四年十一月理事官として歐米各國に航し至る

所に教育事務を探討諮詢したる文部大丞田中不二麻呂歸朝後の事業なるが如く論ずるものあれども學制は五年八月に發表せられ其脱稿は數月の前にあり且つ田中理事官は明治六年三月に歸朝したるを以て其編纂は歐米學制視察の結果にあらざると明瞭なり。然れども田中理事官は文部省内に於て重要な職にあり明治七年九月文部大輔に任せられ勤続明治十三年二月に及びたるを以て見れば歐米視察の結果は學制の實施の上に直接間接有力なる材料となりしは言を俟たず。教育行政上より見たる學制は其骨子を佛國の制度より得來りたるは前に述べたる如くなれども教育學上の主義、教授の方法、教材教具等は之を米國に學べり。換言すれば佛國の形式に米國の内容を適合したりと言ふべし。本邦と米國と國際的交誼極めて親密にして諸般の文物制度の上に於て彼より學び得來たる所は姑く之を措き明治五年四月文部省にて東京師範學校を創立するに方り新教育の方法を學ばんが爲めに傭聘したるものは米人スコットなり。故に同年九月に文部省より頒布したる小學教則は米國の學風によれること疑ふ可らず。同六年八月文部省は米人デビッド、モーレーを聘して學監に任して教育行政に參與せしむること



五年餘の久しきに及び八年九月には文部省官吏三名を米國に遣りて師範科を傳習せしめ又同時に各専門學科の留學生九名を米國に送れり。此等は一として米國の學風を輸入する媒介とならざるなし。殊に我邦の新進の學術界にありては新智識を得んとするには外國語の力を假らざる能はず而して主要なる外國語として採用せられたるものは英語にして其教科書は概して米國の出版に係れり。此傾向は幕末に於て既に慶應義塾に見る所とす。小學校の讀本はウキイルソンのリダーの翻譯掛圖の類も彼の字を假名又は漢字に翻譯したるものるを始めとし修身地理歴史理科等の教科書も參考書も米國書の翻譯又は之を材料として編纂したるものなりとす。其状恰も米國人の和服を着したるが如し。米國の學風を學ばざるらんとするも蓋し得可らざりしなり。

文明の程度より言へば我邦は固より新進の青年なりと雖も我師たる米國も亦同じく文明の一青年に過ぎず。彼の我に勝るは實に一日の長なり。青年銳氣相投合したるも亦偶然に非ず。彼が實學を重ずる如く我亦實學を獎勵せざる能はざる時勢に到達せり維新の國是は實に實學の要求に外ならず。徳川時代の學問

は多く記誦訓話の迂儒又は詩歌に耽れる閑人を作り世人をして學問を以て實務に迂濶なる閑事業なりと誤解せしめたり。然るに歐米の文物燦爛たる基礎は一として學術にあらざるなく富國強兵も畢竟國民教育の如何に起因せずんばならず。是を以て我國民をして從來の謬見を打破し學問を以て自己の立身生業の財本たるのみならず尙且つ文明富國の基礎たる所以を悟らしむるは維新の國是を貫徹するの順路たらざる可らず。明治五年八月學制頒布に際して太政官は特に學問獎勵の被仰出書を添へて此實學の精神と教育普及との聖旨を傳へたり其文に曰く。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂ぐるゆるんもの  
 のは他なし身を修め智を開き才藝を長するによるなり而て其身を修め智を開  
 き才藝を長するは學にあらざれば能はず是れ學校の設あるゆるんにして日用  
 常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人  
 の營む所の事學あらざるはなし人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に  
 従事ししかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べしされば學問は



身を立つるの財本といふべきものにして人たるもの誰か學ばずして可ならんや夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪ふの徒の如きは畢竟不學よりしてかゝる過ちを生ずるなり。從來學校の設ありてより年を歷ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り學問は士人以上の稀に學ぶも動もすれば國家の爲めにすと唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施す事能はざるもの少からず是すなほち沿襲の習弊にして文明普ねからず才藝長せずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり是故に人たるものは學ばずんばあるべからず之を學ぶに宜しく其旨を誤るべからず之に依て今般文部省に於て學制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す人の父兄たるもの宜しく此意を體認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず學に従事せしめざるべからざるなり高上の學に至つては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小學に従事せしめざる

ものは其父兄の越度たるべき事

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲めにすと唱ふるを以て學費及其衣食の用に至るまで多く官に依頼し之を給するに非ざれば學ばざる事と思ひ一生を自棄するもの少からず是皆惑へるの甚しきものなり自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず學に従事せしむべき様心得べき事

右之通被 仰出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩様便宜解譯を加へ精細申諭文部省規則に隨ひ學問普及致候様方法を設可施行事

園内に美花を栽培せんとするものは必ず先づ雜草を抜き去るを要す。是を以て文部省は學制の頒布と同時に各府縣に左の布達をなしたり。

今般被 仰出候旨も有之教育之儀は今自尙又厚く御手入可有之候處從來府縣に於て取設候學校一途ならず之加其内不都合の儀も不少依て一旦悉令廢止今般定められたる學制に循ひ其主意を吸み更に學校設立致可候事

但外國教師雇入有之場所は當省より官員を派出し地方官協議之上可及處分



候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之様可取計尤當省出張を不待學制の目的に依り成丈相運候様致可事

此布達は學制が從來教育に關して制定せられたる規則又は布令と異なり萬難を排して實施せらるべきことを宣言するものにして文部省は爾來強硬の態度を執りて着々此布達を斷行し既設の學校に閉鎖を命し又各藩の教育費は之を國庫に收めたり。是れ即ち新學制によりて全國劃一の主義を實行せんが爲に幕末以降の歴史的情實と全然縁故を斷ち年來の宿弊を根本より一掃せんと試みたるものなり。殊に舊藩主の設立したる學校の如きは武士を養ふを目的とし其生徒も士分以上に限り學問普及の精神に戻るものなるを以て一旦之に閉鎖を命するは蓋し已むを得ざりし所なり。是を以て事情を陳べて特に存續を請願したるものも皆峻拒せらる。是より我邦の學校は公私の別なく文部省の法令に従はざるものなく之に違背するものは我國内に存立すること能はず文部省は此法令を執行し事實上日本の教育を左右するに至れり。

翌六年三月學制二編を追加し海外留學生規則、神官僧侶學校の規程を定め翌四

月又學制二編追加を布達し專門學校に關する規程を設け外國語學校、獸醫學校、商業學校、農業學校、工業學校、鑛山學校、諸藝學校、理學校、醫學校、法學校の學科準則を示したり。茲に專門學校と言へるは外國教師にて教授する高尚なる學校とす。此等の學校は官立學校の外多く設置を見るに至らざりしものにして其規則の制定の後れたるは畢竟文部省が當時社會の狀勢より施設の需要最も其急に迫れるものより先づ之を發表し稍不急なるものを第二着の事業となしたるに因るなり。是より先き明治五年文部省より學制の草案を具して太政官に伺書を提出したるに對し同年六月即ち學制頒布の前二月太政官より教育行政の方針に關して文部省に指令を下せり。是れ即ち政府の當局者が當時の社會の狀況に鑑み學制を實施するに際して如何なる事項に重きを置き又如何なる方面より着手するを最も急務とするかを摘指したるものにして以て新政府の企圖と過去の教育の缺陷の存する所を知るに足るべし。今其箇條を列記すれば次の如し。

- 一 厚く力を小學校に可用事
- 一 速に師表學校を興すべき事



- 一 一般の女子男子と均しく教育を被らしむべき事
- 一 各大學區中漸次中學を設く可き事
- 一 生徒階級を踏む極めて嚴ならしむべき事
- 一 生徒成業の器あるものは務めて其大成を期せしむべき事
- 一 商法學校一二所を興す事
- 一 凡諸學校を設くるに新築營繕の如きは務めて完全なるを期す事
- 一 反譯の事を急にする事

最初の三項は被仰出書の御趣旨と同様に普通教育の普及を目的とし第四項は中學の經營を小學の次に置き第五項は速成の弊を避けしめ第六項は人材養成の途を開き第七項は商業教育の必要を悟るも一二の學校を以て満足するは當時實業教育の思想に乏しかりしを證し第七項は外形の上より人智の開發を圖り第八項は教科書の缺乏を示すものにして邦語を以て速に泰西の學術を修むる途を開かんことを期するものなり。

學制の實施に就きて文部省及府縣當局者の最も苦心盡瘁したるものは太政官

の指令によりて知り得べき如く實際に於て小學校兒童就學の督勵と教員養成との二者にありき。普通教育の盛衰は國運の隆替に關すると極めて重大なりと雖も我國民は年來の舊習に染みて未だ一般に其必要を覺らず動もすれば口實を設けて之を逃れんとするもの多く山間の僻地又は中流以下の家に於て殊に然りとす。又一方にてはよし新に學校を開き多少の兒童を得たりとするも之に良教師を聘せんとすれば容易に其人を得る能はず。よし之を得たりとするも多くは舊式の教育を受けたる人にして未だ學制に規定したる小學校の精神を解し其新教科と其適當の教授法とを知りたるものなし。是を以て教員を養成すると同時に就學を獎勵せざる能はず。其多忙推して之を知るべし。然れども苟も學校を開けば一日も教師なき能はず。創業の際には其資格の如きも深く問ふべき所にあらず。從來の寺小屋師匠和漢學の素養あるもの等先づ得るに従ひて之を任命し漸次之に新教科と新教授法とを授けんことを計劃するに至れり。是を以て文部省は學制の頒布に先つこと三月東京に官立の師範學校を起し小學師範科の教則を立て續いて六年八月大阪宮城に七年二月愛知廣島長崎新潟に各官立の師範學



校を置き同年三月又東京女子師範學校を開き一方に於ては全國の小學校に教授法の模範を示し又一方には府縣の小學教員養成の任に當るべきものを教育す。各府縣は官吏教員を派して官立師範學校にて小學教科並に教授法を視察攷究せしめ又教員傳習所を設けて學期を短くし専ら速成を旨として之を傳習し以て焦眉の急に應せんとせり。又小學校の教員をして教授の餘暇を以て之を講習する途を開き或は一時之を召集して講習を卒へたる後再び教鞭を採らしむる等臨機の方法を講じたり。各府縣は争ふて官立師範學校の卒業生を聘せんとしたれども最初は其數に乏しく到底需要に應ずる能はず皆其人を得難きに苦しめり。斯くの如くにして明治九年より十年頃に至り教員傳習所は其修業年限を延長し稍其組織を整頓して師範學校の體裁をなせり。就學の督促も漸く其効を奏し明治十一年に至り學齡兒童中就學者四十一人三分に達し小學校の基礎鞏固となるに至れり。然れども女生徒は男生徒の三分の一強を過ぐる能はざりき。

學制頒布の後各地に中學校を起したれども其教師に乏しく又相當の豫備教育を受けたるものなかりしを以て殆んど見るに足るべきものなく其修業年限學科の

如きも學制の規定に従ふこと能はず皆變則の制によれり。是を以て其大勢に於て藩學と相距ること遠からず。唯年を経るに従ひ小學校を卒業して中學校に進むもの漸く多く又教育養成の機關も次第に備はるに及んで少しく面目を改むるに至りしのみ。然れども之を小學校に比すれば其發達の速度も整頓の程度も到底日を同しうして論す可らず。普通教育と専門教育との中間に立つべき地方の中學斯くの如く不完全なりしを以て専門教育の豫備學校として最も隆盛を極めたるは東京府下の中等程度の私立學校にして英語を授くるものを第一とし漢學數學を授くるもの之に次ぐ。慶應義塾同人社、共立學舎、三汊學舎、攻玉塾、順天求合社、雙桂塾は次第に其生徒を増し此外佐原純一の共學舎、鳴門義民の鳴門塾、佐野鼎の共立學校、高橋秀雄の弘道學舎、石田英洲の共勵學校、江原素六の集成舎、大熊廣吉の壬申義塾、中江篤介の佛學塾、安井息軒の三計塾、芳野金陵の逢源堂塾等は其勢力あるものなりき。

學制時代に於ける東京府下私立學校の勢力と功績とは我明治教育史上に於て特に注意すべき現象とす。我邦の初等教育は實に學制の頒布によりて始めて有



機的發達の端緒を開きたるものにして又文部省と地方官との最も力を用ひたる所とす。而して我政府の教育事業として之に並べ稱すべきものは官立の専門學校とす。官立學校の多數は幕末の經營を繼きたるものにして未だ小學校あらざるに先ちて既に多少の發達をなせり。換言すれば高等教育は初等教育に先ちしものにして爾來小學校と専門學校とは相互の間に何等の連絡なくして學校系統の兩極より發達の歩武を進めたり。最初官立學校に入らんとせし者は多くは藩學にて素養を得し者にして何等小學教育を受けたることなく不均なる學力に更に速成の豫備教育を補へり。後小學校を卒業するもの漸く多きを加ふるも小學校と官立學校とを連絡すべき地方の中學校は未だ發達せず。而して此連鎖を作らざるものは都下の私立學校とす。官立學校にも多少豫備の課程を設けたりと雖も到底時勢の要求に應ずる能はず官立の學校に入りて立身出世の途を得んとし壯心雄々たりし當時の青年は先を争ふて私立學校に入れり。此等の學校の課程素より不完全なりと雖も官立學校の入學試験に應ずる上に於て遙に地方の中學校に優りたるを以てなり。勢力大にして公立中學を壓倒するものは其數固よ

り多きにあらざれども微小なる私塾を加ふれば明治十一年頃には其數六百に及びべり。此等の私立學校は特別の目的を有するもの、外は地方中學校の職分を代理せるものにして當局者が初等教育と高等教育とに全力を注ぎ中間の連鎖に力を伸ばす能はざるに方り私人の經營によりて此缺陷を補へり。是れ蓋し過渡時代に於ける自然の現象なり。是を以て爾後地方中學校漸次に整頓するに隨ひ都下の私立學校は漸く其勢力を失ひ中學校の半途退學者漸く減少し後高等中學校の制によりて小學校より大學に至る連絡完成するに及んで官立學校豫備を目的とする私立學校は大打撃を被り或は目的を變し或は純粹の中學校となり或は全く閉塞するに至れり。高等中學校新設の當時にありては都下私立學校の出身者は尙入學者中の一勢力をなせり。是れ實に學制時代の餘波と言ふべきなり。是時に方り官立の専門學校は藩學時代の勢を承け漸次に長足の進歩をなせり。學制頒布の際大學東校は東京醫學校となり南校は第一大學區東京第一番中學となり尋で六年四月東京開成學校と稱し専門學科を置き法學、理學、工業學、諸藝學、鑛山學の五科を分ち十年四月兩校を合併して東京大學とし法學、理學、醫學、文學の四學



部を置けり。是に於て高等教育の基礎牢乎として抜く可らず。又七年三月愛知、廣島、新潟、宮城に官立外國語學校を設け四月大坂開明學校、長崎廣運學校も同じく外國語學校とす。而して此等の學校は主として外國教師の指導によりたるものにして専門學者に乏しき當時に免るゝ能はざりし所にして専門教育に於ける外國教師の功績は實に偉大なるものとす。此外公私立の醫學校と法律學校とは稍勃興の兆候を呈したれども農工商の實業教育又は女子教育に至りては二三の學校なきにあらざれども其氣勢極めて振はざりき。

之を要するに此時期には普通教育創業の時代にして當局者は一方にありては普通教育の振興に全力を注ぎ又一方にありては泰西の學術を輸入せんが爲めに専門教育の發達に盡瘁せり。是を以て其他の方面には未だ充分に經營する餘地を有せざりき。然れども當局者が學制頒布の被仰出書の御趣旨を體し必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからんとを期し萬難を排して教育の普及に盡瘁し僅々の年月に於て其大體の基礎を作りたるは實に我教育史上に特筆大書せらるべき功績と言はざる可らず。而して小學には士農工商の別なく一般に入學した

るは大に喜ぶべしとす。然れども専門の學校の生徒に至りては多くは藩學に學びたるものにして士族は其大多數を占め世人未だ一般に専門の學は士族の業なりと思惟する舊弊を脱する能はず。又官立の専門學校も醫學の外は主として政府の官術學校に須要なる人材を養成する傾向ありしを以て學問を以て官途に就くの準備たるが如く思惟したるもの少がらず。殊に官尊民卑の念深く人心に浸潤し官は學を要するも民には其要なく學を修むれば官臭を帯び却つて其業に不利なりとし農工商の如き實業教育は容易に勃興せざりしなり。慶應義塾の如きは此陋習を打破せんが爲めに教育界の一角に立ちて奮闘せしも未だ天下の大勢を一變するに至らざりき。被仰出書に「日用常行言語書算を初め士官農商百工技藝及法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營むところの事學あらざるはなし」云々「學問は身を立つるの財本」の御趣旨は未だ充分に國民の肺腑に徹透するに至らざりしは之を遺憾と謂はざる可らず。殊に女子に至りては本性守舊因循の傾向を有するのみならず家族の多數は徳川時代の舊習に支配せらるゝもの多きを以て就學の困難男子に優ること數等なり。是を以て小學校の女兒男兒に比して半數に



及ばざるのみならず多くは就學の督責を免れんが爲めに入學せしめ半途退學をなさしめ高等小學を卒へしむるは極めて稀なり。況んや中等程度の女學校をや此時に方り文部省及び二三の地方は女學校を經營せしも多くは不成功に終り殊に基督教は外國人と力を協せて此缺陷を補はんさせしも宗教に對する一種の反情と米國風の女權擴張の勢に避易し女子教育は却つて其淑徳を損するものなりと誤解し一般の國民は未だ其結果を經驗するに至らずして夙に退守の狀勢を養ひ爾來久しく此傾向を持續して日清戰爭の頃に及べり。女子教育固より絶えたるにあらず。唯一縷の命脈をなし其發達の遅々たる一般の社會の進歩に伴ふこと能はざりしなり。

學制は單に教育制度として見るときは其規模の宏大なるのみならずあらゆる方面に秩序整頓せる點に於て實に識者の賞讃を値するものと謂はざる可らず。若し我邦の教育事業の自然の發達の結果此制度に到達したるものなりとせば吾人は教育の上に於て世界の一等國と言ふを妨げざる可し。然れども其規模稍大に過ぎ其理想亦高きに過ぎ我邦の財力民情乃至文化の程度は豫期の如く實施す

るを許さざりしなり。是を以て學制に規定せられたる八個の大學は明治十年に至て僅かに其一を完成し二百五十六個の中學は明治十二年に至りて百七校(私立を除く)五萬三千七百六十個の小學は同年に二萬八千二十五校に過ぎず。中學の豫定數は明治四十年の現在と大差なく吾人は當局者の先見に驚かざる能はざるも大學と小學との數は今日尙其遠算なりしを斷言するを得べし。學制二編にて追加したる外國教師を以て教ふる高等の専門學校并に邦語を主とする中學に併行せしめんとせし外國教師にて教授する中學の如きは一二の官立學校の外空文に陥りたりと言ふべし。若し夫れ本邦歴史上に類例を求むれば我國情を顧みずして唐制を模倣したる大寶令の如きか。遮莫歐米の教育を理想とし其制度を模倣し其書を翻譯し事情の許す限り一氣呵成に彼の域に突進せんさせしも明治十年の西南戰役は政府の計劃に一頓挫を來し開戦と同時に文部省は其直轄せる東京女學校、愛知、廣島、新潟、長崎、宮城の各英語學校并に愛知、廣島、新潟の三師範學校を廢し十一年二月大阪、長崎の兩師範學校を廢せり。翌十二年九月には遂に學制の不適當なるを認め之を廢して新に教育令を布かる。



今翻つて國民道德の方面を考察するに維新の當初は大に尊王愛國の主義を鼓吹したりしが學制の頒布以後は教育を普及せしめんが爲めに學校の新設と就學の獎勵とに勢力を傾注し又知力の啓發に重きを置き國民道德の涵養に至りては第二位に置きたるものゝ如し。是を以て學制中に教科目の名を擧ぐるに小學科にては修身を讀本の次ぎ即ち第六位に置き中學科にては化學の次ぎ即ち第十五位に置き明治五年九月に頒布したる小學教則には修身は口授として最初二個年間に留め其標準として示したる書は多くは西洋修身書の譯書なり。又同時に發布せられたる中學教則略中にも最初二個年間は修身を課せざることゝせり。同年十月に發布したる外國教師にて教授する中學教則には修身學に全く外國の教科書を配當し其中に報神所務の如き目あるも之を顧みることなし。翌六年四月に布達したる學制二編追加の各種専門學校の學科にも豫科の外には修身の實を見る能はず。

### 第三期 教育會時代

文部省は學制頒布以來七年餘の經驗を積み繁瑣尨雜の規程は全國劃一に施行され難きを知り又當局者被仰出書の御趣旨を貫徹せんが爲めに意を成功に鋭くし獎勵は督責となり督責は干涉となり干涉或は其度に過ぎ又特に校舍を壯大にし外觀を装はんとするが爲めに徒らに地方の經費を増し世人稍之を厭ふの傾向あるを察し明治十二年九月學制を廢して教育令を發布したり。

學制は本と歐米の教育制度を模範としたるものにして彼は畢竟幾多の星霜を積みて失敗成功の經驗を重ね其制度は此等の經驗を基礎とし社會の事情と調和して得たる所を成文律となしたるものに外ならず。我は公共教育に就きて何等の經驗を有せず而かも國情の如何を顧みずして文化教育の程度我より數等高き歐米諸國の制度によりて新事業を起さんとす。今日改正の要を見るに至りたるは實に當然の事に屬す。彼は教育事業の發達に伴ふて其制度を完成し我は法令によりて教育を起し其成績に鑑みて漸次に制度を改善せんとするものなり。今教育令の改正の要點を擧ぐれば大中小の學區の制を廢し學區取締に代ふるに學務委員を以てし學齡兒童の義務教育年限を十六箇月間とし各般の規程は單に大



綱を示すに止まり殊に専門の學校に關しては名稱を列ねたる外何等の制限を設くることなく凡ての施設は専ら府縣若しくは町村の自由經營に一任したり。教育令の自治の方針は明治十年前後より漸く民間に起りたる佛國流の自由説の影響を受けたること蓋し少からざるなり。然れども直譯模倣の主義を捨て、實地の經驗を基礎とし又地方の事情に應じて適當なる方法を講せしめ過度の干涉を避けんとしたるは教育行政の方針に於て一段の進歩をなしたるものと斷言するに憚る所なしと雖も奈何せん當時の社會は未だ自治の精神の何たるを解せず又未だ教育の價値を覺らざりしが爲めに此改正を以て政府は教育の獎勵督責を放棄して人民の自由に一任したるものなりと誤解し之が爲めに全國の教育事業に一段の退歩を來せり。是れ蓋し尨雜をvariety過度の制限を除くに急にして遂に放任す可らざるものをも放任したるによるなり。文部省は此失敗を悟るや朝令暮改の譏を厭はず其弊害の未だ大ならざるに防がんと欲し明治十三年十二月改正教育令を頒布せり。

今改正の要點を擧ぐれば

(一) 小學校の數と規模とを制限し且つ其管理を嚴にしたること教育令には毎町村或は數町村聯合し公立小學校を設置すべしと規程したれども其經營は全く町村に一任したるを以て教育の價値を知らず出資を好まず學校の設備足らずして就學者を收容するに足らざるも當局者は之を強制する途なし。當時就學者は學齡兒童の半數に過ぎず。故に就學を獎勵せんとするには先づ學校の設備を擴張せざる可らず。而して町村は自由經營を許されたるが爲めに却つて出費を惜みて校數を減せんことを圖るものあり。又學校の分合も同じく町村に委せしを以て從來數町村合力して比較的完備したる學校を立てたるもの或は分離を主張し資力足らず設備不完全なる學校を起さんとするものあるに至れり。故に改正教育令にて府知事縣令をして之を管理せしめ又學校の規模をして學齡兒童を收容するに足らしむべきことを規定せり。即ち其本文は次の如し。

各町村は府知事縣令の指令に従ひ獨立或は聯合して其學齡兒童を教育するに足るべき一箇若しくは數箇の學校を設置すべし。



## (二) 學務委員の選任を嚴重にしたること。

教育令にては町村内の學校事務を幹理せしめんが爲めに學務委員を置くべしとしたるのみにて設置の地域を定めず。員數の如きは全く町村の適宜たり。改正教育令にては學務委員を置く區域は小學校の設置區域と同一なることを明かにし且つ其員數は區町村會之を評決し府知事縣令の認可を経べきものとし又其選任の方法は町村人民其定員の二倍若しくは三倍を薦舉し府知事縣令其中より選擇して之を任命するものとす。又特に注意を要する點は學務委員中に戸長を加へたることにして町村の行政と調和して事務を簡捷にし且つ之を統一する上に於て大に功ありとす。

## (三) 義務教育の年限を延長し就學の管理を嚴にしたること。

教育令にては小學校の最短學期を四箇年となしたれども義務教育年限は僅々十六箇月に過ぎず。改正教育令にては之を延長して三箇年とし小學校三箇年の課程を卒りたる後と雖も相當の理由あるにあらざれば學齡八箇年間は毎年就學せしむべきものとす。又教育令にては事故ありて就學せしめざるものは

其事由を學務委員に陳述すべしとなしたるに止まりたるを以て人民をして口實を設くれば何時にても就學を免るゝを得べしと誤解せしむ。改正教育令にては已を得ざる事故あるにあらざれば就學せしめざるべからず。と規定し又就學督責の規則は府知事縣令之を起草して文部卿の認可を経べきものとす。

## (四) 學校の設置廢止の管理を嚴にしたること。

教育會にて公立學校を設置或は廢止するものは府知事縣令の認可を経べしとありしを改正教育令にては其府縣立に係るものは文部卿の認可其町村立に係るものは府知事縣令の認可を経べしと改め又私立學校を設置又は廢止するものは府知事縣令に開申すべしとありしを其設置府知事縣令の認可を経べく其廢止は之を開申すべしとす。

## (五) 師範學校の設置を強制したること。

教育令には「各府縣は便宜に従ひて公立師範學校を設置すべし」とし府縣は事情によりて之を設けざるも可なるが如く解釋する餘地を與へたりしを以て改正教育令にては便宜の文字を除き各府縣は小學校教員を養成せんが爲めに師範學



校を設くべし」と規定したり。

此外品行不正なる者は教員たるを得ずの條項を設くる等大に教育作興の精神を發揮し當局者は爾來銳意管理を嚴にし督勵に努めたるを以て忽にして大勢を挽回し全國の學事再び發展進歩の途に向へり。明治十四年五月小學校教則綱領を定め七月中學校教則大綱八月師範學校教則大綱を定め教育令を實施する方法を示す。是に於て再び全國劃一の制となり普通教育は大に其體裁を整頓するに至り明治十五六年に至りて其効果稍見るべきものあるに至れり。學制に伴ふたる小學校教則は主として米國式なりしも此等の教則は主として模範を佛國に取れり。中學校は小學校の發達に伴ふて増設せられ此期の初にありては寧ろ濫設の傾向ありしが教育令によりて一頓挫を來し改正教育令によりて再び恢復せしも當時の中學校は小學校の如く管理嚴ならざりしを以て資力の多少によりて設備の區々たりしは勿論にして其修業年限も短きは僅々二箇年に過ぎずして小學校の上級と大差なきものあり。其學科の如きも教師を得るの困難より極めて不完全なるものなりき。明治十四年七月の中學校教則大綱は此等の不秩序を整頓し全國

稍劃一の制度に向はしむるに至れり。地方の中學校は主として高等の學校に學ばんとするもの、爲めに豫備教育を施したるも其教育の不完全なるより充分に其任務を盡す能はざるを以て其生徒多くは半途に退學し東京に遊學して其學力の不足を補ひ又は官立學校の豫科に入學し爲めに地方中學の上級生は甚だ振はざりき。明治十六年一月東京大學豫備門に英語專修科を設け中學卒業生をして大學に進入する途を開きたるは畢竟地方中學校漸次發達整頓し來りたる結果にして之に因りて以て幾分か半途退學の弊を防遏することを得たりと雖も中學校を通覽すれば未だ創業の時期を脱する能はざりしなり。然れども學制時代に於て小學校と大學との兩端より別途を取りて發達し中學は小學の上に生長して遂に此兩者を連結する橋梁となるに至りたるは學校系統の完成と言ふことを得べく之によりて初めて速成の變則によらずして一直線に小學より大學に進むを得るに至りたるなり。

男子の中學校に相當すべき女子の中等教育は極めて振はざりしか明治十五年七月文部省は東京女子師範學校に附屬高等女學校を設け其前後に設立せられた



る數個の府縣立女學校も亦其模範に倣ひて大に刷新を試みたり。是より先き明治五年二月文部省は女學校を起して日本女教師及外國女教師をして其任に當らしめ同年四月京都府にても女學校を創立し學制頒布の被仰出書には特に婦女子を掲げ又明治五年六月文部省伺に對する太政官の指令中にも特に女子教育を男子に劣らざらしめんとを注意したりと雖も本邦女子年來保守の習慣は容易に之を動かす可らず。小學校に於ても女兒の就學は遙かに男兒の就學に劣り中等教育の必要に至ては世人之を夢想だにせざるもの多かりき。又家族の多數は舊式の思想感情に支配せらるゝ家庭に歐風の教育を受けたる新婦を迎へ家庭の調和を缺きたたるもの亦少なからず。殊に外國宣教師が各地に經營したる基督教主義の女學校は世人に眞意を理解せられず却つて皮相の反情によりて遂に女子教育其物を厭ふものあるに至る。此時に方り明治十二年七月栃木縣に第一女子中學校岐阜縣に普通女學校十三年六月徳島縣に徳島中學附屬女學校十四年山梨女學校の創立を見るに至りしが孰れも男子の中學校と同様の學科を授け特に女子に對して特別の注意を爲さざりしが文部省の高等女學校が此缺點を補はんことす

るに及び府縣の女學校も亦大に之を反省するに至る。其後二三の學校の増減ありしも之を中學校に比すれば殆んど同日の談にあらず。明治十九年に至りて官公立を合せて七校に過ぎず。女子教育の價値は未だ國民一般に理解せられず女學校は教育界の一隅に僅に一縷の命脈を繋ぐに過ぎず。

此時期に於て吾人が新奇の現象として特に注意を要するは體操及音樂の教員養成の方法整頓したることなり。是より先き文部省は明治十一年十月體操傳習所を建て米國人リーランドを聘して教師とし本邦の生徒に適合せる體操法を撰定し翌十二年四月初めて生徒の入學を許可し又明治十二年十月文部省内に音樂取調掛を置き翌十三年三月米國人メーソンを音樂教師とし十月初めて生徒に入學を許可す。是に於て從來法令に明文ありながら已むを得ずして闕きたる教科目を授くるを得るの端緒を啓くに至れり。此兩者は其最初本邦人に最奇異の感情を以て迎へられたるものにして其經營の後れたるも故なきにあらず。

學制時代に於ては府縣立の専門學校又は實業學校は寥として殆んど數ふるに足らざりしが明治十二三年頃より漸く發達し來りたるを以て文部省は之を管理



し又其經營の方法を指導せんが爲めに十五年三月に醫學校通則を七月藥學校通則を十六年四月農學校通則を十七年一月商業學校通則を發布したり。醫學の如きは維新の當時より藩學又は獨立の學校にて教授したりしに學制頒布と共に中絶し其他の専門學科は多く官立の學校にて授くるのみにして府縣は毫も與り知らざるものゝ如くなりき。是れ蓋し各地普通教育の經營に忙はしく餘力を他方面に注ぐ能はざりしを以てなり。今や専門學校を見るのみならず又多少の實業學校を見るに至りたるは普通教育の發達に伴ひ國民一般に漸く教育の價值を理解し既に普通教育を完了したるものは更に進んで専門の學を修めんとするもの次第に増加するに至りたるを以てなり。又明治十三年七月政府は新に刑法治罪法を頒布したるを以て其前後に於て東京府下に數校の私立法律學校勃興せり。專修學校明治法律學校、東京法學校(後の和佛法律學校、東京專門學校)の如きはなり。然れども工業學校に至りては官立職工學校の外見るに足るべきものなし。

改正教育令の効果は明治十五六年に於て最も顯著なりしが十七年前後より物價の下落と經濟界の不振とにより全國を通じて教育事業は一大打撃を受け次第

に就學者の數を減じ各般の學校も年々衰退の狀を呈し就中一時盛んに勃興したる府縣立の醫學校漸く其維持に窮し續々廢止を見るに至れり。

明治十八年七月再び教育令に改正を行ひたるが其趣旨は主として地方の教育費を節減するにあり。即ち小學校の外に小學教場の新稱を設けたるは、寒村貧邑の資力乏しきものにありては特に整頓したる校舍を設けず社寺の廡下若くは民家の一隅を充用し從來の家塾様の體裁にても妨げなしとし務めて簡約を旨とし國民日用の心得を訓諭するを以て足れりとす。小學校及小學教場は兒童に普通の教育を施す所とし特に學科目を列擧せざるは土地の情況に應じて取捨増減の便を與へんが爲めなり。又各小學校の設置區域に置きたる學務委員を廢し町村の學事は専ら戸長をして之を掌理せしめ之によりて經費を省き又事務を簡捷にしたり。同月又官立東京女子師範學校を東京師範學校に合併し又東京法學校を東京大學法學部に合併し同年十月從來府縣に訓令して特に女子師範學校を設置せるものは師範學校に合併し向後女教員の養成は師範學校に於てせしめしも皆經費節減の趣旨に外ならず。第二の改正教育令は發行後僅かに八ヶ月にして森



文部大臣の大改革に遭遇し充分に其効果を見ること能はざりき。

斯くの如く教育令は學制の直譯的にして我邦の事情に適せざる所を補はんが爲めに制定せられ放任に失して自滅を招ぎ再び改正して督勵の主義に還り又經濟界の影響を受けて更に第三回の改正の必要を見るに至れり。即ち僅々六年の間に三回の改正あり。約言すれば教育令の時代は法令試験の時代と稱するを得べく此間に於て法令と社會の事情と又法令の改正と實務の成績とにつき漸次着實の思想を養成したるは辯を俟たず。

此時期に於て教育家の團體より成れる教育會の發達し來れるは特に注意すべき現象なりとす。教育會の濫觴は明治九年の初第一大學区内一府八縣の學務吏員、學區取締、學校教員等相會し學事施設の要を議し議事録を印行し之を其部内に頒ちしにあり。爾後第二第四第七大學區等相次ぎて之を開けり。明治十二年教育令の發布と共に大學區の制を廢せられたりと雖も尙其趣旨を繼承して之を開くものあり各府縣も亦之に倣ひ學區取締、小學校教員等を招集して年々數回の會合を行へり。然れども此兩種の會合の目的は主として教育行政の參案に資する

にあり教育學、教授法、學校管理法等を研究するもの稀にして其組織整頓せず動もすれば當時の政談熱の影響を受け弊害を醸す恐あらんとす。明治十四年文部省は府縣教育會の規則は文部省の認可を経べく且つ其議事顛末を文部省に開申すへきこととし又區町村教育會の規則は府縣に於て之を調査することとし又明治十五年十一月府縣學務課長師範學校長等を招集し學事諮問會を東京湯島昌平館に開き文部大書記官辻新次を以て會幹とし同時に學事施設の方法を示諭せり。

此會合は學事施設の旨趣を明かにし改正教育令實施の上に少からざる援助を與へたり。此頃より各地方にて續々教育會を起し府縣郡區各有志を糾合して期を定めて相會し演說討論雜誌發行等々其事業を經營するに至れり。就中其規模最も大なるものは明治十六年の創立に係れる私立大日本教育會にして東京に本部を置き本邦教育の普及改良及其上進を圖るを以て其抱負とす。現今の帝國教育會是れなり。

明治十年以降往々教育に關する雜誌の發刊ありしが地方教育會の發達に伴ひ教育雜誌も亦漸次に其面目を改め明治十八年四月には心性開發を格言とせる教



育時論の初號を見るに至れり。

五四

今翻つて國民道德の方面を考察するに學制時代には泰西の學術を輸入するに急なりしが爲めに教育は智育の一方に偏して一般に道德の方面を顧慮するの暇なき觀を呈したりしが明治十年の西南戦争は維新後初めて遭遇したる内亂にして管に我政府を警醒したるのみならず又國民精神の統一に貢獻したる所蓋し少なからざりしが如し。然れども西郷南洲が故山に歸臥して私學校を興したる一事は文部省をして特に私立學校を監督するの心を促がせり。明治十一年四月板垣退助は愛國社を興して大に自由民權の説を地方に唱へ社會一般に歐化熱に浮かされ政黨の爲めに狂奔せんとするもの漸く多きに至る。是を以て明治十一年七月内務省は府縣に令して民心を煽動し國安を妨害する結社集會を禁し又尋て官吏の公衆を集め演說會を開くを禁じ明治十二年十二月文部省は各府知事縣令に命じて公私立學校の教育に弊害ありと認むるものは其事由を具して文部卿に稟申せしめ翌年三月更に公私立學校の教則につきて同様の達を出し同年十二月更に教科書につき國安を妨害し風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍は勿

論教育上弊害ある書籍を採用せざる様特に注意したり。是即ち文部省が學問獎勵外更に國家の存立の見地より教育を管理するに至りたるものなり。是より文部省は漸く修身の學科に重きを置くに至り同年同月の改正教育令中には小學校の教科目を列擧するに方り修身を以て第一位に置けり。爾來此主義を變更することなし。然れども一方に於ては歐化熱依然として蔓延し明治十四年三月には西園寺公望、松澤求策、松田正久等東洋自由新聞を發兌し此に前後して中江篤介も亦政教叢談を出してルソーの民約説を祖述し佛國式の自由主義は遂に悔る可らざる勢力となる。是に於て同年六月時の文部卿福岡孝悌は小學校教員心得を府縣に達し明瞭に尊王愛國の主義を鼓吹し人を導きて善良ならしむるは多識ならしむるに比して更に緊要なることを道破し又普通教育の弛張は國家の隆替に係るものにして小學校教員の任務の重且つ大なることを摘指せり。是れ明かに學制時代に智育を偏重したる反動にして德育は智育より重すべきことを示したるものなり。尋で翌年一月には勅撰の修身書幼學綱要を全國各學校に下し賜ひ且つ左の勅諭を賜ふ。



彝倫道德は教育の主本我朝支那の専ら崇尚する所歐米各國亦修身の學ありと雖之を本朝に採用する未だ其要を得ず方今學科多端本末を誤る者亦鮮からず年少就學最も當に忠孝を本とし仁義を先にすべし因て儒臣に命じて此書を編纂し群下に頒賜し明倫修徳の要茲に在ることを知らしむ。

同年同月又

各軍人に勅諭を降し賜ひ軍人は忠節を盡すを本分とすべきこと禮義を正くすべきこと武勇を尙ふべきこと信義を重んずべきこと質素を旨とすべきことを示し賜ふ。此勅諭は爾來軍人の精神教育の經典骨髄となり士氣振作の生命となる。

今畏くも其御趣旨を推測し奉れば其大體に於て本邦固有の武士道の精神と一致するものにして單に軍人のみならず一般國民道德の綱領と稱するを得べし。舉國皆兵の我邦にありては之を然りとせざる能はず。斯の如く一方に於て舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし御誓文の趣旨を誤解し歐米の思想に溺れ殆んど自國固有の道德あるを忘れ破壊之を努むるものあるに反し一方には西洋崇拜の狂熱漸く醒めて國民道德を振興せんとする思潮を形成したるなり。單

に國民道德のみならず久しく棄て、顧みるものなかりし本邦の文物も稍世人の注意を惹き漸く學者の研究を促すに至り明治十五年四月伊勢の大廟にては神官講學の爲めに神宮皇學館を起し同年六月全國神官の團體は東京に皇典講究所を起し同年八月内務省の所轄となり三府四十縣に分所を置き同年五月東京大學に本邦の古典講習科を置きて文學部の附屬とし翌十六年二月更に支那古典講習科を置き同年四月文部省は本邦劍術柔術等の教育上に就き其利害適否を調査せしめたり。

#### 第四期 國家主義獎勵時代

明治十八年十二月政府は官制に大改革を行ひ各省の卿を廢して新に大臣を置く。森有禮英邁の資を以て文部大臣に任せられ其平素懷抱せる國家主義を立脚地とし多年海外に在りて教育の事情に精通せる知識と本邦に於ける實務の経験とに基づき教育法令の上に一大整理を行へり。我教育界は曩に學制時代に於て外國制度直譯の期を過ぎ教育令時代に於て地方の事情を考慮して三回の改正を行



ひ試練徴驗の期を経て今や此等の經驗を綜合すべき建設期に到達せり。此機運に際して森文部大臣の斷行したる革新は實に明治教育史上に一新紀元を劃するものにして吾人は之を第二回の學制頒布と稱することを得べく現行の諸學校令は皆當時の勅令に基礎を確定したるは恰も政府の官制が此時略其形態を一定したるが如し。新法令は勅令を以て發表せらる即ち明治十九年三月の帝國大學令翌四月の師範學校令小學校令中學校令及諸學校通則是なり。世人通例總稱して之を學校令と云ふ。此等の勅令によれば小學校、中學校、師範學校は各尋常高等の二等に分れ高等小學校を卒業したるものは尋常中學校に入ることを得尋常中學校を卒業したるものは更に高等中學校に入り次に帝國大學に進むを得しむ。又高等小學校を卒業したるものは尋常師範學校に入り之を卒業したるものは更に高等師範學校に進むを得しむ。是に於て高等教育と師範教育とは小學校を發端として秩序整然たる一貫の學校系統を完成するに至る。此時に方り其傍系として高等女學校令、專門學校令及實業學校令を見ること能はざりしは稍不備の觀なきにあらずと雖も是れ決して此等の教育を疏外したるにあらず實際の發達尙

不充分にして未だ特殊の勅令を設けて之を管理するに足らず殊に又比年金融否塞し民力疲弊し地方は新に之を經營する資力に乏しかりしに由るなり。森文部大臣は國運發展の基礎は教育に在り、教育の經營は凡て國家の目的を以て其目的となすべしとなし就中國民教育の消長は主として其源泉たる師範教育の如何に依りて定まるものなるを觀破し最も力を師範教育の振興に用ひたり。從來公立師範學校は其數に何等の制限なかりしも之を各府縣一箇所に制限し以て全力を一校に集注して教授訓練設備孰れも完全を期せしむ。又師範學校長及教員の最短任期を五箇年となしたるは専心同一の學校に於て薰陶の効果を收めしめんが爲めと言ふへく尋常師範學校長をして其府縣の學務課長を兼ねるを得しめたるは師範學校を中心として管内の普通教育の統一を計りたるものなり。是を以て師範學校は單に小學教員を養成するのみならず管内の普通教育の模範となるに至る。師範學校には嚴重に兵式體操を勵行し其寄宿舎をして殆んど兵營の如くならしめたるは規律によりて其氣質を鍛練し又併せて忠君愛國の志氣を鼓舞せんが爲めなり。師範學校の生徒を訓育するに際して順良信愛威重の氣質を養ふ



に注意せしめたるは教員の品性を善美にして普通教育をして一層有効ならしめんが爲めなり。又官立高等師範學校の地位を高めて帝國大學の次に置き以て直轄諸學校の首位に居らしめ又高等師範學校の卒業生は尋常師範學校長及教員に尋常師範學校の卒業生は公立小學校長及教員に任ずるを本體とし時宜によりて各種の學校長及教員に任ずることを得となしたるは師範學校を以て普通教育の淵源たる意義を最明晰に表示したる者なり。從來官立の師範學校は小學師範科中學師範科の別を置き府縣の資力ある者は一二中學師範科を置くあり又明治十四年八月以來府縣の師範學校は師範學校教則大綱によりて初等中等高等の別を立て各等修業年限を異にしたるを以て全部を併置するもの又は一部を缺くものありて各地區々なりしが此に至りて全國劃一の制となりたるのみならず官立と公立とは全然其階級を異にするに至る。森文部大臣の國家主義は單に師範教育及普通教育に於て顯著なるのみならず専門の高等教育に於ても亦然り帝國大學令第一條に帝國大學は國家の須要に應ずる學術技藝を教授し及其蘊奥を攻究するを以て目的とすと言へるに因りて之を知るべし。

森文部大臣は其國家主義の教育を學校經濟主義によりて經營實行せり即ち國民の負擔を増加せずして最大限の効果を收めんことを期せり。是れ平常に於て切要なるのみならず明治十七年前後より連年民力疲弊したる當時にありて焦眉の急務なりしは疑ふ可らず。是を以て小學校の義務教育の年限を延長して四年となしたるも土地の情況に依りて修業年限三箇年以内の小學簡易科を置くを得せしめ又授業料の徴集を奨励して直接に教育を受くるものをして經費の一部を支辨せしめ之に依りて國家の負擔を軽減せしむ。又地方税の支辨又は補助に係る尋常中學校は尋常師範學校と同じく各府縣一箇所に限りたるも亦府縣の經濟を顧慮して其内容の改善を圖りたるものなり。是に於て中學校も師範學校も共に一時頗に校數を減じたるも其事業は肅然として面目を改むるに至れり。從來大學豫備門は僅かに一校に過ぎざりしに今や同時に五個の官立高等中學校を設置したるは急劇の膨脹なるが如き觀ありと雖も又學校經濟の一例と見ることを得べし。是より先明治十四年七月に發布したる中學教則大綱中の高等中學校を卒業したるものは大學科を修むることを得る規程なりしも府縣の經濟は事實上



到底充分に大學豫備教育を施す能はざるを以て斷然其一部を割きて文部省の手に移し少數の學校にて完全に其効果を收めんことを計りたるものと言ふべし。明治二十年九月勅令を以て地方税によりて醫學校を設立するを禁じ之に代ふるに高等中學校醫科部を以てしたるも亦同じく緊縮完成の策に出でたるものにして一時勃興したる府縣の醫學校が維持に窮して續々廢校するものありしに因るなり

前に述べたる諸學校令に關しては文部省にて孰れも學科及程度を定め又教員免許規則、教科用圖書檢定要旨、教科用圖書供給方法、尋常師範學校設備準則を定むる等法令改正の趣旨を貫徹せんが爲めに用意周到を極め其規程は従前に比して一層完備整頓し全體の教育機關首尾統一して渾然たる一有機體の狀を呈するに至れり。是れ全く諸般の法令を根本より一掃革新せしによるものにして宛然彼の佛國ナポレオン一世の立法を見るの概あり。又教員養成の途は小學校教員にありては尋常師範學校に於て、尋常師範學校教員にありては高等師範學校に於て正式の順序を得たりと雖も尋常中學校の教員養成の法に於ては稍缺けたる所あり

り是を以て明治二十二年一月帝國大學文科大學内に特約生を置き同年六月理科大學内に簡易講習科を置き同年十一月尋常中學校教員講習會實施要項を定め夏期休業を利用して年々府縣の尋常中學校教員を召集し數學、物理、化學、動植物等の講習を行へり。

之を要するに森文部大臣は久しく海外にあり又大に外國語を獎勵し歐化主義の傾向を脱する能はざるも徹頭徹尾國家主義より出發して智徳を兼備し士氣勃々たる國民を養成せんことを務め一般に學術の程度を高め外國語を獎勵し兵式體操を勵行せしめ氣質の鍛練に盡力せしめ専ら其實績を擧げんことを努めたるを以て教育界は之れが爲めに一般の活氣を帯び來り明治十七年前後より少しく退歩の傾向を生じたる大勢を挽回するに至れり。然れども此の時は勃興の時にあらずして寧ろ整理の時なり。發展の時にあらずして寧ろ緊縮の時なり。理論の時にあらずして寧ろ實行の時なりしなり。斯くの如くにして明治の國民教育は漸く其地盤を固めたり。森文部大臣は在職三年三ヶ月にして兎刃に斃れたりと雖も其功績は赫々として千歳之を没す可らず。教育上の國家主義は自國の獨



立繁榮を以て其至上の目的とせるものにして學制頒布以來米國風の感化を受け學問を以て個人の獨立生活を營むべき財本を興ふるものなりとせしは同じく實利を主義とするも寧ろ個人的實利主義と稱すべきなり。明治政府は始めより國家主義を以て一貫すれども之と教育との調和は未だ充分なること能はず米國の學風は不知不識の間に行はれ且つ當局者の教育に關する驗經に乏しきと法令の不備なりしとによりて其主義を貫徹すること能はざりしなり。斯くの如くにして教育の主義は漠然たる個人主義より明確なる國家主義に一轉したり。

今翻て社會の状況を見るに上下滔々として歐化主義に嘔歌し一面に於ける覺醒の反動は未だ著しく頭角を表はすに至らず。當時の歐化主義に三種あり。英國の風を學べるものは専ら功利主義を主張し迂遠の形式を捨て、實利を收めんとするものにして福澤諭吉の率ある慶應義塾之を代表す。佛國の自由主義を學べるものは政治上の改革によりて其目的を達せんとし所謂民黨之を代表す。獨逸を學べるものは國家主義を以て民黨に當れるものにして政府の要路者及吏黨之を代表す。其主張する所異なりと雖も我邦の制度文物を擧げて彼の風習に倣ひ

衣食住に至るまで彼をして遂に彼我の文明の差異を感するなきに至らしめんとは其理想とする所なりき。是を以て舊弊の名を以て一切古來の文物を排斥し新聞は擧つて西洋主義を主唱し和漢の古書畫の如きは捨て、顧みず美術演劇の改良より甚しきは人種の改良を唱へ或は言文一致を唱ふるあり或は羅馬字を以て國字漢字に代へんとするあり甚しきは英語を以て國語に代へんと主張するものあり大學々生女學生と相混じて英語にて忠臣蔵を演ずるあり。此傾向は蓋し明治二十年四月總理大臣伊藤博文鹿鳴館にて假裝舞踏會を開きたる頃を以て其絶頂に達したる時とすべし。此機會に乗じて勢力を得たるものは文明の宗教を以て青年男女に渴仰せられたる基督教とす。明治學院、東北學院、關西學院、東洋英和學校、宮城女學校、廣島女學校、清流女學校等基督教主義學校の設立せられたるも此時にあり。茲に至りて國民初めて狂熱に浮かされたるを悟り反動の勢力漸く強く遂に所謂國粹保存主義の勃興を見るに至る。明治二十一年三月三宅雪嶺、志賀矧川、杉浦重剛、井上圓了等政教社を結びて雜誌日本人を出したるは此運動を代表したるものに外ならず。井上圓了は佛教活論を著はして其專修したる哲學上よ



り佛教の眞理を發揮し久しく世人に棄てられたる舊教に新生命を與へ二十年七月東洋哲學研究を標榜して哲學館開設の趣旨を發表し爾來佛教徒にして破邪顯正を以て新來の基督教に戰ふもの多く鳥尾小彌大は改進黨に反對して守成を主とし明治二十一年十一月保守黨中正派の綱領を公表し二十二年一月雜誌保守新論出づ。斯の如く歐化主義の反動漸く盛なるに際し明治二十二年二月紀元節の佳辰を以て帝國憲法を發布せられ上下一般に國民統一の精神を喚起し國家主義は其根柢を鞏固に至れり。政府の局に當れる高官は前後陸續歐米の制度文物を視察して西洋崇拜の熱に襲はれたるもの少なからずと雖も尊王愛國の信念によりて國家主義を抱持したるは維新以降皆同一轍に出でたりと言ふべし。此等は國粹保存主義の反動によりて世上の歐化黨と共に漸く自から警醒し兩者共に短所を捨て、長所を融合し固陋に流れず卑屈に陥らず漸次中正穩健の思想を抱くに至れり。明治二十二年四月より市町村制を實施せられ大に國民自治の精神を獎勵し明治二十三年十月教育に關する勅語を賜はり西洋主義と國粹主義との衝突は最後の宣告を受け國民道德の標準之を以て確定したり。其文に曰く。

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つると深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重んじ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし是の如きは獨り朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん斯の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通して謬らす之を中外に施して悖らす朕爾臣民と俱に拳々服膺して成其徳を一にせんことを庶幾ふ

文部大臣は訓示を添へて全國官公私立の學校に其謄本各一通を頒ちたり。是より以降凡そ學校の名あるものは修身又は倫理の學科を置かざるなく之を説くに勅語の聖旨を奉體敷衍せざるなし。斯くの如く我教育は國家主義を根柢とし漸次穩健なる國民道德を養成するに至れり。



我國民が教育勅語によりて最も明瞭に自覺したる所は(一)建國以來に萬世一系の皇室を戴き臣民心を一にして忠孝よく國體の美を濟したること(二)此道は皇祖廢を共にすること(三)我邦の教育は凡て此道に淵源すべきこと(四)勅語を奉體するは皇運の無窮國家の發展を完うする唯一の途なること是なり。斯くの如く國家主義の精神次第に國民の間に旺盛なるに際し教育界に大問題となりしものは明治二十五年十月より翌年の夏に互りて勅語衍義の著者帝國大學文科大學教授文學博士井上哲次郎と基督教徒との間に起りたる所謂教育と宗教の衝突是なり。井上博士の論據は第一、耶穌教は國家の差別を認めず其説く所の道徳は出世間の道徳なり。是を以て勅語が忠君愛國を以て國民の最高の徳と爲せるに比すれば兩立し難きものなり。第二、耶穌教は既に出世間の事を主とすれば常に重きを未來に置き現世は僅かに未來世界の門戸に過ぎすとす。是れ勅語の精神が現世的なると相容れざるなり。第三、耶穌教の説く所の愛は無差別的博愛なり。然るに勅語の示す所の愛は差別的の博愛なり。第四、耶穌教は忠孝を言はず往々之に反す

る教旨ありと言ふにあり。是れ固より國家主義の教育と基督教との衝突なれども又以て歐化主義と國粹保存主義との衝突の餘波と見るべきを得べきものにして基督教は先きに國粹保存主義の勃興によりて布教の上にならざるに蒙り今亦勅語の聖旨と衝突し其死活問題に迫れるを見るや新聞雜誌著述等あらゆる利器を用ひて奮闘したれども遂に勅語は國民道徳の標準として建國以來の我國體は宗教も之を奈何ともする能はざるを覺り漸く其方針を變して之に調和せんことを圖り爾來教育界に於て再び公然國家主義に反抗し又は教育勅語に矛盾したる言論を敢てするものなきに至れり。明治政府は本來基督教のみならずあらゆる宗教に關係を絶ちて教育を經營せるものにして明治五年の學制中明白に神官僧侶大中小學科免狀を得たるものは學科時間内に其教旨を講説するを禁じ又宗教の爲めにのみ設けたる學校に従事し尋常の小學教科を授くる公私學校に出席せざる童子は不就學と見做すべしと規定し翌六年八月には教導職と學校教師とを兼勤することを禁せり。其後宗教の待遇稍寛大となりしも宗教學校以外の學校にて公然宗教を説くを禁じたるは一なり。是れ一に國家主義に矛盾するによるな



り。此宗教排除の方針は後明治三十二年八月文部省訓令第十二號に於て最も明瞭に之を知るを得べし。即ち左の如し。

一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは學政上最必要とす。依て官立公立學校及學科課程に關し法令の規定ある學校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるべし。

明治二十三年十月教育勅語を賜はりたると同月に小學校令を改正せらる。其主要の點は小學簡易科を廢し義務教育たる尋常小學校の年限を三箇年又は四箇年とし小學校に専修科補習科徒弟學校及實業補習學校を附設するを得しむるにあり。其他は主として明治二十二年四月より實施せられたる市制町村制に伴ふべき必然の改正なりと雖も本邦は既に普通教育に關して二十年に近き經驗を積み又一方に於ては教育學の研究大に進歩したるを以て從來の法令に比して大に面目を改めたり。殊に小學校の本旨中に道德教育及國民教育の基礎云々と明示したるは普通教育の精神を發揮したるものにして本令に於て又翌年十一月に發布せられたる小學校教則大綱に於て獨逸の學風より得來りたる所歷々之を見る

を得べし。是より先き明治二十二年二月中學校等の教員を補充せんが爲めに帝國大學文科大學に於て獨逸人ハウスクネヒトをして教育學を講せしむ是より我邦の教育界に於て獨逸の影響を受くること益多し。

明治二十六年三月井上毅文部大臣に任せられ森文部大臣に次ぎて大に國家主義の精神を教育事業の上に發揮せり。井上文部大臣は森文部大臣と同じく教育を以て國家の獨立と繁榮との根本となし最も嚴肅に其改善を促進したり。森文部大臣は大に外國語を獎勵したるに反し井上文部大臣は支那の經學は國民道德の涵養に最も有効なるものとし又漢學は國語に缺く可らざるものにして羅馬字は行れず漢字交りが一定の國文となりたる以上は漢書を讀まざれば國文を作る能はず又外國語に精通して自國の言語文學に迂濶なるは本末を顛倒せるものとし大に國語及漢文を獎勵せり。假へば中學校に於て第二外國語を廢し國語及漢文の時間を各學年を通じ毎週平均三時間を増加したるは即ち此趣旨に外ならず。維新以來西洋崇拜の極外國の言語文字を能くするも却つて自國のそれに疎く又固有の國民道德を輕んずる傾向ありしも之れが爲めに其流弊を反省せしめ就中



中學校の國語漢文は新生面を開くことを得たり。是れ即ち歐化主義に反抗して起りたる國粹保存主義を教育の上に實現したるものと言ふを得べし。大臣は又我國民道德をして形式に走らず着實穩健ならしめん事を期せり。是を以て明治二十六年八月小學校修身科教授法に就きて府縣に訓令し一篇の教科書に依頼し數時間の誦讀を以て満足す可らず兒童の年齢及男女の別に從ひ都鄙の風習各地人文の發達及生活の程度を察し又各人各個の性質に依り精密の注意を用ふべく修身の教は専ら師道に由て擧ぐることを得べきこと并に教科書中に引擧する古今人の善行は矯激に流れ中庸を失するものを避け偏弊に陥らざらんことを注意せり。又官吏又は著名人士地方來往の際學校生徒隊をなして道路に送迎するを制限し遊歩運動に方り鮮麗の旗幟及帽子等を用ひ殊に女生徒の盛裝を競ふを禁じたるも之れが爲めなり。

森文部大臣が師範教育の振興に力を用ひたるに對し井上大臣は大に實業教育を獎勵したり。是れ實に國家の發展は國力の充實に依らざる可らずてう熱誠の確信に出でたるものにして其國家主義の精神に本づくこと兩大臣全く其軌を同

うす。實學の精神は外國の文明に接したるに際し我先覺者は夙に觀取し専ら實用の學術の輸入に力め明治二年六月大學校の目的を布告したる中にも「實學實用を要とす」の語あり明治五年八月の學制頒布の被仰出書にも「日常行言語書算を初め士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營む所の事業ならざるはなし人能く其才ある所に應じ勉勵して之に従事ししかして後初めて生を治め産を興し業を昌にするを得べし。」とあり。是れ徳川時代の宿弊を打破し維新の國是を發揮するに必然なる要求なりと雖も因襲の久しき容易に俗習を動かす能はず。高等の學を修むるものは多くは官吏又は教師たらんことを欲し進んで實業に従事せんとするものに至つては極めて稀なり。是れ從來師範教育と高等教育(殊に醫學法學)とに比して實業教育の甚だ後れたる所以なり。森文部大臣の如きも明治八年八月商法講習所を起して東京高等商業學校の基を開きたる人なれども特に實業教育の精神を喚起する能はざりき。今や井上大臣に至りて維新の國是を體し又學制被仰出書の精神を承け諸種の成案を具して盛んに之を鼓吹したり。即ち明治二十六年十一月實業補習學校規程を制定し翌二十七年六



月實業教育費國庫補助法、同施行規則、工業教員養成規程、工業教員養成所規則、尋常中學校實科規程、翌七月簡易農學校規程、徒弟學校規程を制定せり。實業補習學校規程を發布するに際し府縣に訓令したる所は此趣旨を道破して餘りあり。其中に曰く。

「前略」且、最近宇内各國の富力は年一年に倍加し進て止まざる勢あり此れ蓋し科學盛に興り其の發明の應用を各般の實業に及ぼし細大の技術を盡し以て百倍の生産を收むるに外ならず我か國は方に文明の進歩を見るに拘らず此の科學的の知識能力は未だ普通人民に浸潤せず教育と勞動とは劃然として殊別の界域に立ち農工諸般の事業は其の大部分に於て仍舊習に沈澱することを免れず今に於て國家將來の富力を進めんとせば國民の子弟に向て科學及技術と實業と一致配合するの教育を施すことを務めざるべからず殊に普通教育補習の時機に於て實業に須要なる知識技能を授くることを務めざるべからず此の事は既に輿論の認むる所にして方に自然發達の時機に遭遇したり。(下略)

學制被仰出書中に「邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期す」の

語あり從來婦女の教育を度外視したることを述べ一般人民の階級を列擧したる上に特に婦女子を明記して男子の教育に劣らざらんことを諭し賜へとも實業教育と一様に世人の注意を喚起するに至らざりき。明治二十六年七月井上文部大臣は府縣に左の訓令を下せり。

普通教育の必要は男女に於て差別あることなく且つ女子の教育は將來家庭教育に至大の關係を有するものなり現在學齡兒童百人中修學者は五十人強にして其中女子は僅かに十五人強に過ぎず今不就學女子の父兄を勸誘して就學せしむることを怠らざるべきと同時に其教科を益實用に近切ならしめざるべからず。(下略)

實業教育と女子教育とは當時の二大缺陷にして他の種類の教育漸次整頓するに従ひ世人も亦此缺陷を認むるに至れり。此機運に乗じて之を獎勵鼓舞するは國家の實力を養ひ國民の品位を高むる上に於て最も切要なるは言を須たす眞面目に國家主義を擴張すれば勢此方面の振興を圖らざる能はざるなり。而して井上文部大臣の獎勵の結果は日清戰役以後に於て最も顯著なる事實として發現す



るに至れり。井上文部大臣は國民主義より國民の前途を慮り明治二十七年八月體育及衛生に最も懇切周到なる訓令を下せり。其文に曰く。

小學校は小學校令第一條の示す所に依り兒童の體育に留意し教育の完成を期せざるべからず我國舊來弓馬劍鎗の武藝盛に行はれ體育の道に於て缺くる所なかりしも維新後兵制變革の爲め或種の武藝は其の必要を失ひたと同時に體育の衰頹を致せる事又教員及生徒が學問知識の進歩に急にして動もすれば智育の一方に偏嚮せる事及社會一般の衛生の必要を感ずること未だ深切ならざる事是等數多の原因の爲に各般の學校に於ける體育及衛生の方法は仍不完全なるを免れず殊に小學教育の時は方に身體發育の期に當り一たひ傷害を受くるときは其患は終身に及び哀むべきの情況を呈せんとす。今小學校に於ける體育及衛生に關し訓令すること左の如し云々

而して次に九箇條を擧げて特に注意を促せり。就中小學校生徒は活潑なる運動を便するが爲めに筒袖を用ひしむること過度に腦力を勞せしめざること席順の上下を廢すること等は今日尙之を勵行せるものなり。

明治二十七年六月勅令第七十五號を以て高等學校令を發布せられ從來の高等中學校を高等學校と改稱し専門學科を教授するを本體とし帝國大學に入學する者の爲めに豫科を設けることを許す。翌七月從來各高等中學校醫學部を高等學校醫學部となしたる外第三高等學校に法學部及工學部を置き第三を除きて他の高等學校には大學豫科を設置し同月文部省令を以て法學部工學部の修業年限を醫學部と同じく四箇年とし入學の程度を中學校卒業の程度とす。此改正の本旨は後年屢々學制改革問題として論議せられたる難點を解決せんとしたる者にして要は學生時代の修業年限を短縮して國家有用の材を養成するにあり。歐米諸國にありては小學校に入りて後十五箇年乃至十六箇年にして大學を卒業するを通例とすれども我邦にありては十九箇年乃至二十箇年を要し兩者の間實に四箇年の差異あり。我邦にて専門教育を受けんとするには困難なる漢字を記憶するに非常の精力を費やし又一二の外國語を修めざるべからず。之が爲めに多大の犠牲を供するは已むを得ざるに出づと雖も歐米人に比して早熟にして且つ短命なる我日本人が血氣壯年の時期を修業に消費すること彼に過ぐることを四箇年の長さ



に亘れるは國家主義より考察して拱手傍觀する能はざる所なり。故に井上文部大臣の計畫したる高等學校は蓋し從來の高等中學校醫學部を標準とし他の學科に就き立案したるものにして將來之を以て低度の大學となさんとしたるものなり。即ち修業年限は帝國大學に比して二箇年(又は三箇年)を節約するを得べく又中學校の入學資格に二箇年を短縮し前後四箇年(又は五箇年)を節約し外國の大學を卒業すると同一の年數を費やして相當の専門家を養成し得る豫定なりき。

井上文部大臣の所謂高等學校は其程度に於て明治三十六年三月に發布せられたる専門學校に相當するものにして其前後に設立せられたる諸種の専門學校は井上文部大臣の理想を實現するものなりと言ふ事を得べきも高等學校令發布の當時にありては社會の事情に適せず明かに失敗に了れり。各高等學校の醫學部は前代の事業を繼承したるものなるを以て姑く之を措き先づ試みに第三高等學校に置きたる法學部は二箇年の後新募集を中止し明治三十二年卒業生を出すを待ちて之を廢し工學部は同年に其の一部を廢し明治三十四年三月文部省令を以て全く之を廢止し唯明治三十年三月第五高等學校に加設したる工學部を存する

のみ。同年同月第三高等學校にも大學豫科を設置したるを以て高等學校は専門の學科を教授する所とすてう法令に規定せらるゝも其實は客體たるべき大學豫科を以て本體となし遂に高等學校令の趣旨を没却するに至れり。

明治二十六年四月府縣立の外町村をして尋常中學校、高等女學校又は技藝學校を設置せんが爲め町村學校組合を設けることを得しめ又二十七年二月高等師範學校に於て募集する生徒は尋常師範學校卒業生の外地方長官に於て公立尋常中學校卒業生より選舉することを得しむ。此兩者は共に教育事業の發展と言はざるべからず。

井上文部大臣職を辭したる翌月尋常中學校入學規程を制定せられ從來高等小學校修了を其資格となしたるが此時より二箇年を減縮して年齢滿十二年以上にして高等小學校第二年の課程を卒りたるものとなせり。是れ高等學校を置きたると同様の精神に出で修學時機を短縮し最も速かに國家の須要に應せしめんとするものにして又實に教育行政上の果斷なりとす。



## 第五期 國民自覺時代

八〇

吾人は明治二十七八年の日清戦役より三十七八年の日露戦役に至る間の時期を國民自覺時代と名つけんとす。神武の建國以來大和民族子々孫々に遺傳貫通せる秀拔無比の一大精神は明治の教育によりて一層啓發陶冶せられ其間國家の二大事件に遭遇して遺憾なく其特色を發揮し宇内の列強をして驚嘆措く能はざらしむ。我國民は嘗て幕末に於て尊王攘夷の熱に狂奔したるもの少からざりき然れども海外の事情を審にするに及んで速かに其無謀なることを覺れり。爾來泰西の文物を輸入し長足の歩武を以て文明の域に進み又陸海軍の兵備を整へて國家獨立の面目を明かにせんとしたりと雖も明治二十四年七月清國の北洋水師提督丁汝昌が軍艦五隻を率ゐて横濱に來泊し國會議員其他朝野の貴紳を招待するに方り海軍の兵力尙ほ微々たりし我國民は肝膽を寒くするものありき。爾來官民膏血を絞りにて製艦費に充てたりと雖も日清開戦の際にありては尙ほ彼の版圖富力實に強國の名を耻しめざるを思ひ衷心國家の安危を憂慮したるもの少し

せず。然れども億兆心を一にし義勇奉公の赤誠を盡し皇軍の向ふ所に敵なく連戦連捷遂に平和を見るに至れり。是に於て我國民は上下始めて國家獨立の眞義を解し戦捷の理由を考へ我國體の無比なること我民族の優秀なることを一層明晰に自覺し自重自愛の念を起すに至れり。而して此の自覺を得んが爲めに幾多同胞の血税を拂ひ又國家の安危を暗したるものにして其犠牲の多大なるは又實に此自覺心を強からしむる所以なり。我國民は戦勝によりて自己の眞價を自覺し又世界に於ける地位を自覺し且つ其然る所以は教育の効果與りて力あるとを自覺し將來益々國民の眞價を發揮し其地位を高めんとするには益々教育を振作し國民の品位を修養せざるべからずとの念慮を喚起するに至る。是を以て日清戦役後の教育界は實に國民の自覺に伴ふたる教育勃興の歴史に外ならず今や我國民は政府の督責を待たずして自から進んで學齡兒童を就學せしめ其獎勵を待たずして各地争ふて學校を經營し却て當局者をして濫設にあらざるなきかと憂へしめ法令の改正を待たずして教育界の輿論を作り却て當局者の反省を促すことあるに至れり。國民の英氣は勃々として當る可らず駭々として發展膨脹するの



狀實に建國以來の壯觀なりき。先づ普通教育に就きて之を言へば明治二十七年  
 度末に於て學齡兒童百人中六十一人七分二厘の就學者は三十六年度末に至りて  
 九十三人二分三厘に達し就中女兒は二倍以上となり男女就學の差は百人中僅か  
 に三人餘に過ぎざるの好況を呈せり。學校増設の極めて顯著なるものは中學校  
 にして明治二十七年年度の八十一校は三十六年度に二百六十八校に達し其生徒數  
 は二萬二千三百二十一一人より九萬七千六百五十一人となり校數は三倍半生徒數  
 は約五倍となれり。高等女學校に至りては全く日清戰役の產物と稱すべきもの  
 にして其發達は到底中學校の比にあらず。即ち明治二十七年年度に官立一校公立  
 七校私立六校なりしが三十六年度に至り官立一校公立八十二校私立八校となり  
 生徒數は二千三百十四人より二萬五千七百十九人に増加し其比例は校數六倍生  
 徒數は十一倍となれり。戰後普通教育の發達中特に注意すべきものは實に中等  
 教育の勃興とす。府縣の經營に専門教育には特に著しき現象なきも實業教育に  
 至りては高等女學校と相對して戰後に一生面を開きたり。今明治二十七年年度未  
 と三十六年度との現在數を比較するに公立七校私立二校の農學校は公立百三校

私立四校となり生徒數は四百六十一人より一萬千四百四十二人となり公立二校  
 私立二校の工業學校は公立二十七校私立一校となり其生徒數は五百八十八人より  
 二千九百九十八人となり公立十二校の商業學校は公立四十二校私立十校となり  
 其生徒數は二千三百三十八人より一萬二千八百二十一人に達せり。斯の如き實  
 業教育勃興の氣運は實に井上文部大臣の希望計畫を實現したるものにして亦日  
 清戰役の賜なり。

文部省直轄學校にありては明治二十九年七月大坂に工業學校を新設し美術學  
 校に圖按科を新設し繪畫科に西洋畫を加へ三十年三月高等商業學校に外國語學  
 校を附設し第五高等學校に工學部を設置し六月京都に帝國大學を増設し三十三年  
 三月岡山に第六高等學校を置き三十四年三月鹿児島に第七高等學校造士館を  
 置き三十五年三月廣島高等師範學校盛岡高等農林學校神戸高等商業學校京都高  
 等工藝學校を四月五箇所に臨時教員養成所を置き三十八年二月山口高等學校を  
 改稱して山口高等商業學校とし翌三月長崎に高等商業學校名古屋に高等工業學  
 校を置き。就中帝國大學及び高等學校の増設は高等教育の膨張を示し高等師



範學校と臨時教員養成所の新設は中等教育の勃興に伴ふべき必然の措置にして其外は實に實業教育の經營を主眼となせるものとす。而して吾人が特に注意すべきは此等高尙なる専門教育の任に當れる教員の主腦は皆本邦人にして少數の外國教師は外國語を擔當するか若くは本邦人の補助となれるに過ぎざることなり。

今之を藩學時代又は學制時代に於て専門教育の主權を外人に委し甚しきは別に外國人を以て教授する學校系統を作るを以て理想となしたるに比すれば雲泥の相違と謂はざる可らず。是れ一は大學の俊秀なる卒業を選抜して年々歐米に留學せしめ其學殖能く外人に比敵するものあるに至りたるによるなり。大學も亦漸く外國教師を解雇し主として本邦人の力によりて之を經營し文部省も亦留學生の範圍を擴張し大學以外の直轄學校の爲めに留學生を送り大學卒業以外に適任者を選ぶに至れり。是亦自から國家主義に適合せるものなり。

斯くの如く教育事業の膨脹に伴ひ文部省は時勢の要求に迫られて明治三十三年前後に法令の大整理を行へり。今各種の教育につきて之を略述せむ。

明治三十三年八月勅令を以て小學校令を改正し又同時に文部省令を以て小學校令施行規則を發布せらる。其改正の要旨は(一)教科目を簡にし加へ得べきものを減じ除き得べきものを増し力を必須科目に集注せしむること(二)讀書作文習字を國語の一科とすること(三)假名字體字音假名遣を定め尋常小學校に用ふべき漢字を千二百字に制限すること(四)試験を廢すること(五)每週教授時數を尋常小學校二時間高等小學校六時間を減すること(六)義務教育年限一年を延長して四箇年とすること(七)義務教育年限間は授業料を徵集せざることを本體とすること等とす。就中義務教育年限の延長は實に我國民が一般に國民教育に關する思想の發達を表示せるものと謂はざる可らず。少學校の教科用圖書は民間の編纂に成りたるものを檢定し小學校圖書審査委員會にて選定する規定ありしが圖書發行書肆は其販賣を競争する結果審査委員に多額の金額を贈りて其意を動かさんことを圖るに至れり。此時に方り不圖司法官知る所となり明治三十五年末より翌年の初めに亘り縣知事書記官文部視學官圖書審査官府縣視學官諸縣立學校長縣視學郡視學等收賄の嫌疑を以て拘留せらるゝもの百數十名に及べり。是に於て文部省



は從來の制を廢して小學校教科用圖書を國定として文部省にて著作すること、なし明治三十六年四月より之を實施せり。收賄の疑獄は明治教育史上の汚點たるを免がる能はずと雖も爾來教育家をして肅然襟を正しうせしめ併せて教科書の改善を促したるは其餘徳たることを失はずとす。

明治三十二年二月勅令を以て中學校令を改正し北海道及府縣に於ては土地の情況に應し一箇以上の中學校を設置すべしとし文部大臣は必要と認むる場合に於て府縣に中學校の増設を命ずるを得となす。是れを森文部大臣が一府縣一校に制限したるに比すれば霄壤の差と言はざるべからず。修業年限五年の外に一箇年以内の補習科を置くを得しめたるは毎年三月末に中學校を卒業し同年七月に他の高等學校に入學せんとするものを收容し其學力を補修する途を開きたるなり。又本令の規定に依らざる學校は中學校と稱するを禁じたるを以て私立中學校の改善を促したること大なりとす。明治三十四年三月文部省令を以て中學校施行規則を發し三十五年には訓令を以て中學校教授要目を定め大に教授の内容を整頓せり。

明治二十八年一月文部省令を以て高等女學校規程を發布せしが明治三十二年二月更に勅令を以て高等女學校令を定められ北海道及府縣に於ては將來四箇年を期して高等女學校を設置すべきことを命じ郡市町村も亦其の區域内の小學校教育を妨げざる範圍内に於て高等女學校を設置するを許し入學資格は中學校と同一にして其修業年限は四箇年を本體として之一箇年の伸縮を許し又二箇年以内の補習科を置くを得しめ此外技藝專修科及專攻科を設くるを許す。三十四年三月文部省令を以て高等女學校令施行規則を三十六年三月訓令を以て高等女學校教授要目を發布せられ諸事中學校と歩調を同うするに至れり。

明治三十年十月勅令を以て師範學校令を改正し從來高等師範學校は府縣の師範學校長及其教員を養成するを以て本體となしたるを改め師範學校中學校及高等女學校教員たるべきものを養成すべき所となしたるは中等教育の勃興に伴ふべき必要の改正なり。又師範學校の數を一府縣一校に制限したるを改めて一校若くは數校となしたるは小學校の就學の増加と義務教育年限の延長に伴ふ措置と稱すべし。



日清戦役後實業教育發展の氣運は遂に政府を促して明治三十年十月文部省に實業教育局を置くに至らしむ。同局は翌年十月一旦之を廢せしも明治三十三年再び之を置きて實業學務局と名づけたり。明治三十二年二月中學校令高等女學校の發布と同時に實業學校令を定めらる。是れ即ち工業學校農業學校商業學校商船學校及實業補習學校を統一したるものにして本邦に始めて見る所の勅令とす。實業學校の設置は府縣の任意なりと雖も土地の情況に應じて文部大臣より其設置を命ずることを得せり。實業學校令の發布と同月に文部省令を以て工業學校規程農業學校規程商業學校規程及商船學校規程を定め各甲乙二種に分ち甲種は高等小學校を卒業したるものに三箇年の教育を施すものを以て中學校の程度に相當し乙種は尋常小學校を卒へたるものを收容するを以て高等小學校の程度に相當す。明治三十四年十二月文部省令を以て水産學校規程を三十五年一月實業補習學校規程を三十七年三月徒弟學校規程を定めらる。是に於て實業教育の制度大に整頓せり。

明治三十二年八月勅令を以て私立學校令を發布せられ私立學校は特別の規定

ある場合を除く外地方長官の監督に屬し其設立は監督官廳の認可を受くべきものとし其校長又は教員たるを禁する條項を示し教員認可の方法を定め教育上有害なりと認めたるときは監督官廳は設備授業等の變更を命ずるを得しめ私立學校の閉鎖を命じ得べき條項を規定す。同時に文部省令を以て私立學校令施行規則を發して設立認可の方法學則に規定すべき事項校長教員認可の手續等を規定せり。

明治三十六年三月高等の學術技藝を教授する公私の學校を管理せんが爲めに勅令を以て專門學校令を發布せらる。專門學校の程度は明治二十七年六月に發布せられたる高等學校のそれと同様なる者にして高等學校令は明治三十四年四月各高等學校醫學部獨立して醫學專門學校となり第三高等學校の法學部工學部を全廢せらるゝに及んで殆んど全く本來の面目を失して大學豫科を規定するに及ばざりき。公私立の專門學校に關しては未だ特に何等の規程なかりしを以て各種學校と見做され皆地方長官の管理に屬せり。本令によれば公立又は私立の專門學校の設置廢止は文部大臣の認可を受くべく修業年限は三箇年以上入學資



格は中學校又は高等女學校卒業の程度とし又既設の學校にして三十六年四月本令施行の日より一箇年以内に認可申請の手續をなさざるものは廢校と見做すことを宣言す。同月文部省令を以て公私立専門學校規定を定め設立認可申請の手續、設備の標準、備へ付くべき表簿、教員の資格、學則中に規定すべき事項等を定め又引續き一箇年以上缺席したる者正當の事由なくして引續き一箇月以上缺席したる者には退學を命ずべしとす。既設の學校にして本令に依るべきものは法律學校、宗教學校、醫學校等を以て其主要なるものとす。此等の學校に取りて最も困難なる要求は入學資格が中學校卒業又は之と同等以上と限定せるものたるにあり。又單に學籍のみを置きて學生たる特典を享有し事實上出席せざるものに退學を命ずべしと規定せられたるは特に多數の私立法律學校に取りては手痛き打撃なりき。私立醫學校として明治十年以降府下に有力なりし濟生學舎の如きは此規定に應じ難しとて斷然廢校を宣言したれども京都、大阪、愛知、熊本の醫學校、東京慈惠醫院醫學專門學校、慶應義塾專修學校、臺灣協會專門學校、國學院、日本女子大學校、女子英學塾、眞宗大學、佛教大學、青山學院、青山女學院、明治學院、東京三一神學校、同志

社、古義眞言宗聯合高等中學校、大阪三一神學校、眞宗勸學院、東北學院等皆其組織を改め或は程度を高め専門學校令によりて認可を受けたり。是より先き明治三十五年九月東京専門學校率先して早稻田大學と改稱せしより之れと顔顔せし私立法律學校は争ふて大學組織となさんことを決議し茲に専門學校令の發布あるを機とし大學の名を稱せしもの甚だ多し。東京法學院は初めに東京法學院大學後に中央大學と和佛法律學校は法政大學と明治法律學校は明治大學と日本法律學校は日本大學と關西法律學校は關西大學と哲學館は初めに哲學館大學後に東洋大學と淨土宗高等學院は初め淨土宗教大學院次に淨土宗大學と曹洞宗大學林を曹洞宗大學と天台宗東部大學を天台宗大學と改稱せし等なり。斯くの如く私立學校令と専門學校令とは私立學校の發達を促進する二大動機となりたるなり。

明治二十九年十二月高等教育會議規則を定め文部大臣の高等諮詢府を設けて法令の改正其他重要な施設計畫をなすに先ち豫め其意見を徴するに至りたるを以て教育行政は従前より一層慎重周密となれりと言ふべく是亦戰後教育の勃興



に應じて須要なる施設とす。

日清戰役後には學○校○衛○生○及○學○校○醫○に關する規程亦整頓せり。是より先き明治二十一年十二月訓令を以て學生生徒活力検査に關する條項を定め明治二十四年十月學校衛生事項取調を醫學士三島通良に囑託せしことありしも文部省にて始めて其特別の機關を備へしは明治二十九年五月勅令を以て學校衛生顧問會議を置きたるにあり。尋で明治三十一年二月勅令を以て公立學校に學校醫を置き地方長官をして之を囑託せしめ同月又文部省令を以て學校醫職務規程を定め又其資格を規定し同年十月文部省に學校衛生主事を置き三十三年四月文部省總務局に學校衛生課を置き。此間學校衛生に關する創設の事業略其緒に就きたるを以て明治三十六年十二月學校衛生主事を廢し學校衛生課の事務を文書課に移せり。今此間に發布されたる學校衛生上の法令を擧ぐれば明治二十九年八月訓令を以て學齡未滿の兒童を小學校に就學せしむるを禁じ三十年一月訓令を以て學校清潔法に關し日常清潔法、定期清潔法、浸水後清潔法の三種に就て其方法の標準を定め各學校をして之に準據して其清潔を保たしむ。三十年二月訓令を以て直

轄學校學生生徒身體検査規程を定め地方長官をして學校生徒の身體検査を施行するとき之に準據せしむ。(三十三年三月文部省令を以て更に學生生徒身體検査規程を定む)三十一年九月文部省令を以て學校傳染病豫防消毒法を定め三十三年三月訓令を以て師範學校女生徒及高等女學校生徒の衛生上の注意を與へ又小學校及中學校程度の學生々徒の喫煙を禁じ明治三十五年二月文部省令を以て高等師範學校男女入學志望者の入學禁止に該當する健康狀態を規定したる等是なり。此時期に於て學校の建築設備の整頓したることも特に一顧の價值ありとす。學制時代に於て寺院民家を借用したるもの多かりしは姑く之を措き外觀を壯大にせんが爲めに建築したるものも衛生思想に乏しく建築法亦進歩せざりし爲めに校舎として之を見るときは稍兒戯に類するものありき。明治十七年頃より二十年前後は民力疲弊の爲めに力を此方面に用ふる餘裕なかりき。日清戰役以後普通教育の勃興に伴ひ小學校にありては校舎の増築改築殊に高等小學校の新築をなすもの甚だ多く中學校と高等女學校にありては新築實に多數を占めたり。此等は多年の教育上の經驗と學校衛生の知識とを併せ用ひたるものなるを以て



憲に舊日の比にあらず。明治三十三年八月の小學校令施行規則中には設備準則の一章あり校地校舎、體操場、校具につき詳細の規程を設け又校舎につきては教室の構造、廊下、昇降口、便所に至るまで周到の注意を用ひ三十四年三月の中學校令及高等女學校の施行規則にも略其例に倣ひ設備に關する規程ありたるを以て此等の法令發布後の建築は尙一層整頓したるは言を俟たず。

斯くの如く文部省は銳意法令の整理を行ひ制度の完成を期するに當り之に反對して民間に起りたるを學制改革問題とす。其要旨は既に井上文部大臣の觀破したる所にして本邦の青年は修學時期に有爲活潑の年月を費やし未だ社會に出でざるに先ちて元氣を消耗し老衰を促す傾向あるを以て修業年限を短縮し有用の人材を造るにあり。故に帝國大學の程度を下くるが如きは其主張の一なりき。此論者の先鋒は井上文部大臣の就職と共に文部次官の職を去りたる貴族院議員久保田讓とす。明治三十二年第十四帝國議會に建議案を提出し文部省以外に特立せる學制調査會を設置し其の會議に依りて一定の大方針を確立せしめ以て不備なる學制に大改革を行はんとす。議會は之を可決したれども政府は之を實行

せざりき、學制改革論者は同志を糾合し私に學制調査會を設立し時々意見を發表したれども遂に天下の輿論を一變するに足るべき成案を見る能はざりき。明治三十六年九月久保田讓文部大臣に任せられ學制の調査を官僚に命じたるも在職三年餘にして又遂に學制改革を斷行する能はずして職を辭し爾來該問題は暗々裡に葬らるゝに致れり。

明治二十二年文部省にて尋常中學校教員講習會實施要項を定め是より年々夏期休暇を利用して各府縣尋常中學校教員を召集して講習を行ひ二十六年師範學校教員を加へ三十年には高等女學校教員を加へたり。地方の府縣郡區の私立教育會に於ても其例に倣ひ或は縣立學校教員を或は東京の高等師範學校教官又は知名の學者を聘して小學教育の講習を行ふもの少なからず殊に日清の戰役後に至りては普教育振作の聲漸く高きに従ひ夏期講習會は一種の流行となるに至れり。殊に此時期に於ては教育學及教授法に關する講習會著しく發達し日進の教育思想を普及する上には其効果決して侮るべからざるものあるなり。又府縣の教育會は時々機會を求め數縣又は全國聯合して大教育會を開き教育上の問題を



討議して輿論を喚起する等次第に活動の意氣を示せり。

日清戦争中より國民間に大に尙武の氣風を喚起し大和民族本來の面目を發揮したる結果として教育上にも亦此影響を受け中等以上の學校に於ては劍道柔道、弓術等を課するもの漸く多く高等女學校にも間、薙刀又は薙刀體操を授くるものあるに至りたるは又此時期の特徴の一に數ふることを得べし。

此時代に於て特に注意すべき現象は外國人の本邦留學とす。其端緒は清國及韓國の留學生にして共に日清平和の後にあり。韓國人は慶應義塾に收容せられ清國人は日華學堂に入りて第一高等學校に入るの豫備をなせり。爾來續々として來朝し明治三十一年には印度人二名工科大學に入り一名東京高等工業學校に入り尋で比律賓人、暹羅人亦至る。明治三十三年の北清事件以後は清國人の留學生益多く文部省は同年七月省令を以て文部省直轄學校外國委託生に關する規程を定むるの必要を生じ翌年十一月には同じく省令を以て文部省直轄學校外國人特別入學規程を發布せり。又民間には弘文學院の如く特に清國人教育を目的としたる學校を起すものあり又既設の私立學校にして特に清國人の爲めに新課程

を創設するものあるに至れり。清韓兩國に於て新教育を經營するに及び北清事件前後より本邦人にして彼の顧問又は教習として招聘せらるるもの多く明治三十三年一月には勅令を以て外國政府の招聘に應ずる官吏に關する規程を見るに至れり。是れ我邦教育進歩の月桂冠にして嘗て一意歐米に師事したるも今や東洋の木鐸となれりと言ふべし。

今翻つて國民道德の方面を考察するに我國民は上下貴賤の別なく均しく戦争によりて不言にして而も最も深刻痛切なる教訓を受け國民教育に於ては幾多の義勇奉公の活例を提供せられき。國體の觀念忠君愛國の精神は最も明晰に自覺せられ今や特に大聲疾呼して鼓舞獎勵するを待たざるに至れり。此時に方り時代精神を代表して表はれたるものは湯本武比古、木村鷹太郎、高山林次郎、竹内楠三等の主張したる日本主義とすべく明治三十年六月同名の雜誌を發行す。然れども此主義は日中に燈火を用ふるが如く新奇の主義にあらざりしが爲めに幾くならずして自から其聲を收めたり。次ぎに新渡戸稻造の著はしたる英文武士道論は初め米國に出版せられ明治三十三年十月東京にて翻刻せられ是より識者漸く



武士道を論究し之を以て我邦人に固有なる道德とし將來尙其精神を維持すべきを説くもの多きに至る。從來武士道の研究は實に此時に其端緒を開きしなり。又我國力の發展に伴ひ歐米との交通益頻繁となり彼の事情益々我に熟知せらるると共に我の一事一物亦彼に反照するを見るに至り自重の念従つて生ぜざる能はず。明治三十三年北清事變に際し我兵士は列國の兵士と共に手を携へて戰鬥に従事し衆目環視の裡に平日規律訓練の長所と我國民の美德を發揮したり。同年には佛國巴里に萬國博覽會あり我邦人の行きて觀覽するもの甚多く彼の風俗習慣一層詳細に我國民に紹介せられ又従つて我の短所を自覺するに至る。此間一時世間に囂かりし公德養成の聲は歐米との交通頻繁となりたる反響と見ることを得べきか。

明治三十七年二月露國と戰端を開きしより凡そ一年有半我國民は日清戰爭に比して一層深刻なる國民精神の訓練を受けたり。舉國一致の敵愾心は未だ嘗て此時より旺盛なりしことあらず又貴賤貧富老弱男女等しく最も嚴肅に最も熱誠に國家の安危を慮り分に應じて奉公の實を擧げたること未だ嘗て斯の如きこと

あらず。日清戰役によりて得たる教訓に加ふるに更に一層の精練を以てし遂に大國民たるに耻ぢざる自覺を鞏固にしたり。而して是れ實に時局の賜にして又容易に得難き所なりとす。而して今翻つて戰勝の原因を考ふれば建國以來本邦に固有なる國體を始めとし我民族に特有なる資性道德に起因する所固より大なりと雖も維新以來政府の經營したる普通教育の結果亦頗る顯著なりとす。吾人は國難に際して教育の效果を知りたると同時に又併せて其缺陷を自覺す。此自覺は又直ちに發達進歩の導火線とならずんばあらず。開戰の當時にありては内外均しく我財力を危ぶみ甚しきは蟻螂の車に當るを以て擬するものありき。然れども勤儉貯蓄は當時の金言たりしと共に最も眞面目に勵行せられ諸般の事實は我國の經濟に意外に餘裕あるを示し又同時に歐洲の列強に比して著しく遜色ある事を明にせり。教育の事業の如きも多少の頓挫を來たすべきは世人の豫期したる所なりと雖も一方に於て砲火相見るの際殆んど常態を繼續することを得たるは社會一般に教育の價值を認識するに至りたる結果と言ふべきか。宣戰の詔勅出づると同時に文部大臣久保田讓は道廳府縣に左の訓令を發したり。而して



府縣の經營も亦軍國の教育を論じたるものも多くは其主意に外ならず。今其文を擧ぐれば

今回露國に對して戰を宣せられたる趣旨は炳乎として宣戰の詔勅に明なり此の時に當りて國民擧て忠勇の精神を勵まし滿腔の熱誠を捧げて陸海軍の後援をなすは固より當然のことに屬す而して國民が戰の進行に懸念し平素の業務を顧みるの遑なきに至るが如きは忠愛の至情に出づるとするも決して嘉みずべきにあらず殊に教育に従事するものは此間に處して能く平素の沈著なる態度を變ずることなく熱心誠意益其の職務に盡さんことを努めざる可らず思ふに今回の事變たる其の關する所極めて大にして其結果は遠く我國家の將來に及ぶべし是を以て教育者は能く學生生徒を訓誨して青年子女が國家に負ふ所の責任は將來益重きを加ふるに至ることを知らしめ他年此の重大なる責任を盡す所以は修學時代に於て専心一意心身の修養を務むるにあることを體認せしむべし故に一勝一敗の報に接して常度を失するが如きことなく又他日戰捷の結果平和を克復するに至るも國家の前途は益多事にして今日の學生生徒が

271810

成業の後國家に盡すことの愈容易ならざるを深く覺らしむべし

今や露國と事を構ふるも固と是れ平和を永遠に克復するが爲めなれば學生生徒が客氣に驅られ露國民に對して嘲罵を逞くし延きて他の外國民にまで惡感を懷かしむるが如きことなからしむるは子女の教育上最も注意を要する所なり

我忠勇なる陸海軍人が國家の爲めに生還を期せずして出征するに當りては滿腔の同情を表せんが爲め之を送迎するは固より妨げなきも學生生徒をして課業を廢し貴重なる時間を費さしむるが如きは忠勇なる軍人が在學の子女に期待する所にあらざるべきを以て宜しく注意すべきことなり

學生生徒が自ら節約し得たる所の資財を獻じて軍費の一端に供せんとするは忠愛至情より出づるものにして嘉すべきことなるのみならず節儉の美風を養ふに於て益ありとす然れども獻金を爲さんが爲めに特に父兄に要求するか如きことあらば教育の方面より見て喜ぶべきことにあらざるのみならず國家も亦斯る獻金を嘉納すべきにあらず教育の任にあるものは學生生徒をして能く



此の意を體せしむべきなり  
 學校職員にして召集に應ずる場合には其同僚職員は進んで應召者の職務を分擔すべく管理者は經費の許す範圍内に於て成るべく優待をなす等便宜の處分を執るべきなり

之を要するに陸海の軍人が死を決して戦ひ艱苦缺乏を忍びて國家に報ゆるの精神を移して以て教育に従事する者及び教育を受くる者の精神と爲さんことは本大臣の切に望む所なり教育の任にある者は宜しく平時に於けるよりも一層奮勵して職務に努力すべし是れ實に國家の教育者に期待する所にして有事の時に於て教育者が國家に報ずる所以の道も亦之に外ならざるなり

同年七月 御聖文武なる 天皇陛下長くも東京帝國大學に行幸あらせられたるに際し親しく文部大臣を召し

軍國多事の際と雖も教育の事は忽にすべからず其局に當る者克く勵精せよ。この 御沙汰を賜ひ文部大臣は此優渥なる 御旨を拜し感激措く所を知らず謹て之を廣く教育に關係ある者に告知し聖意に副ひ奉らんことを庶幾せり。

唯時の必要に應じて或は新設の事業を中止し或は報酬旅費召集費運動會費儀式等を全廢又は節約し或は老朽者代用教員専科教員准教員等を淘汰して二部教授を行ふ等經費の上に多少の緊縮を行ひたるも教育の效果に至りては毫も衰退の兆なく却つて義勇奉公の念を喚起し勤儉の美風を養成する爲めに千載一遇の機會を得たるを喜ぶべきのみ。

### 第六期 内容完成時代

吾人は日露戦役の平和克復以後を稱して内容完成の時代と稱せんとす。平和克復してより未だ二裘葛に満たず、以て一期となすは稍早計に似たりと雖も吾人は此短日月に於て既に此喜ぶべき趨勢を認め得るを以て本邦の教育は將來益此方向に發展せんことを確信するものなり。我邦は學制の頒布ありてより前後三十餘年間の經驗を積み社會の進歩殊に日清戦役以後の發展により各種の方面に於て教育の機關畧備はり法令亦整頓し制度形式の上に於ては大なる非難を加ふべき者なし。然れども法令は直に人物を造らず校舍器械は直に以て徳性を涵養



するに足らず。最近十年間に於ける教育の勃興は大に教員の缺乏を訴へ其人選未だ佳ならざるもの少しとせず。德育の方針は教育勅語によりて炳然たりと雖も之をして一層訓育に有効ならしむるには尙ほ講究の餘地少しとせず。外國語の學習には多大の時間を消費せりと雖も其効は未だ勞に酬ゆるものと言ふ可らず。教科目の選定は當を得たりと雖も學生の得たる知識は未だ充分に確實なりと言ふべからず。學校教育は往々形式に流れ動もすれば常識を缺き世務に迂遠なる謗を招かんとす。又社會の一面には暗黒の濁流教育の發展に伴ふて發生し識者の心膽を寒からしむるものあり。果して然れば世運の進歩に伴ひ列國の競争場裡に立ち而かも益々國運を振張して戦勝の光榮を保持せんとするには猛然として我缺陷を反省し大に教育の内容を改善し其實質の完成を圖るは現下必然の急務にして又教育家當然の責任と言はざる可らず。而して戦後教育は幸にして此要求を充たしつゝあるなり。

明治三十九年十月平和克復の詔勅煥發せらるるに及び久保田文部大臣は即ち一篇の訓令を下し戦後教育の大任を説き其の要目として一方に於ては精神的教養

に努め忠君愛國の信念をして一層深厚ならしめ之を基礎として諸般の教育を施さしめ又他方には國本培養の根源たる實業教育の施設をして一層有效ならしめ併せて進取の氣象と勤儉の美風とを助長し又一層體育に留意して將來國民の體格の改善を圖らしむる等國運の發展に伴ふ計畫あらしめんことを期待せり。是れ實に教育内容の完成によりて達せらるべき目的を揭示したるものなり。

明治三十九年三月特命全權公使牧野伸顯文部大臣に任せらるゝや銳意更に一步を進めて教育内容の改善の方法を講じ着々之が施設をなしつゝあり。牧野文部大臣は嘗て井上文部大臣の時次官の職を奉じ續いて芳川顯正西國寺公望蜂須賀茂韶三大臣に歴仕し五年の間教育行政の經驗を積み又久しく海外にありて其事情に精通せる點に於て森文部大臣に類する所あり。而して現今着手せる革新は實に森井上兩大臣の功績に比すべきものあらんとす。就職の翌月地方長官會議に於て訓示したる中に左の痛快の語あり。

特に注意を要するは教育實質の改善進歩を謀るにありて就學者の増加學校の増設又其設備如何に整頓することも優良なる校長教員が専心其職に勉勵せざれ



ば充分に効を奏し難し故に優良なる教員を得れば教育の目的を半ば達したり。云ふも不可なし。善良の教員を得るには一面師範学校の改善と他面に経済の許す限り俸給を増加し或は住居を與へ或は物質を給するが如きも亦希望すべき事なり云々

又同年十月の實業學校々長會議に於て文部大臣は一場の訓示をなし實業教育は實社會と隔離す可らず學業をして應用に劃切ならしむべきことを説き更に學生の訓育と教師の修養とにつきて反省を促し特に左の言をなせり。

茲に深く諸君の考慮を煩はさる可らざるは生徒品性の陶冶徳器の養成は實業教育にとりて極めて切要なることなり本邦商業道德の幼稚にして輸出品中不正不信の形跡あるは一再到に止らず爲めに某國海軍々艦長をして日本國は軍事に於て術數詐計を以て露國に勝ちしが如く貿易に於ても術數詐計を以てすと嘲罵せしめしが如き我國民の大に反省すべき所にして實業教育者の重視すべき所なり而して我商界に斯の如き弊を一掃して其信用を高むるは主として生徒品性の陶冶徳器の成就に之れ頼らすんはあらず近頃一般學の風潮浮靡

輕薄に流れつ、あるとは過日の訓令にも之を言へり校長職員も専ら躬踐實行を旨とし生徒の指導誘掖を誤らざるを期せざる可らず科學的智識如何に進歩するも品性徳義の之に伴ふなくんは實業の發展は望み難し要するに科學的智識の涵養と人格の高貴と職務に忠實なるを以て實業教育の理想と勤勞實習の觀念とを養はざる可らず。校長諸君に向て望む所は苟も今日實業教育の職にあるものは誠見の該博學殖の富贍を期せざる可らずして片時も其修養を怠るを許さず。即ち新刊著書及雜誌の閲讀講習會等に出席は缺く可らざるのことなれど夏期講習會常に出席者の寥々たる如きは甚だ遺憾に堪へざる所なり又普通學課をば専門學課の如く重視せずして之を等閑に附するは大なる誤想にして普通學課の完全なる教養は即ち直接學課利助の効力となるものなり云々

明治四十年六月師範學校校長會議に於て一場の演説をなし誠實に教育勅語を遵奉する一段に至りては上下を通じて遺憾なき能はざるを陳べ教員の人格を重すべきことを諭すに最も懇切を極む。其言に曰く。



國家永久の健全は德育の擧否如何に係るもの多し是れ戦は教育の最も努力を要する所にして教育者一般が誠意を以て教鞭を執り德育の勵行を要する所以なり學校の設備教科書の内容若くは教授法の如き授業を助くるに大に力あるは言を待たずと雖も要するに此等は附屬物に過ぎず德育の實を擧ぐるには教員其人の人格を心掛即ち教員が忠實なるにあり。此道理は何人も知悉する所なりと雖も此道理を現實にするには何人も能くする所にあらず故に余は諸國に向ひ特に此明瞭平易なる道理を出來る丈け履行して教育に貢獻せられんことを希望する所なり云々

翌七月中學校々長會議に於て再び教員の人格を重すべきことを訓示したり。教育の發展は今後實質の改善進歩にあり實質の改善進歩は校長教員の人格如何にありとは牧野文相が前後一貫したる施設の方針とす。是より先き明治三十九年六月牧野文相は教育上の時弊矯正に關する訓令を發したり。是れ實に天下の教育家の耳目を聳動したる警鐘にして識者の夙に憂慮したる社會の現象を最も痛快に摘指したるものなり。是より先き學制時代及教育令時代の學生は尙ほ徳

川時代の質朴勤勉の美德を有し時として粗暴の弊なきにあらざりしも又一種の氣概を失はざりき。歐化熱狂にして社會一般に奢侈に赴き新舊思想の調和未だ成らずして道德の制裁漸く權威を失ふに及んで徒らに文弱に流れ誠實を尙び私徳を重んずるの美風漸く青年學生の間に衰へたり。又明治初年の青年學生は多く士族の子弟にして皆青雲の壯圖を抱き武士の戰陣に出でたる覺悟を以て家名を揚げん事を期し士族の子弟に非ざる者は學資に貧しきも學才共に俊秀なるを常とせり今や明治初年の俊才は功成り名遂げて昔日の弊衣を捨て、廣廈の中に住するを以て其子女は父の苦學の狀況を知らず動もすれば遊惰の風に染まんとす。貸費給費によりて貧書生を獎勵する法の漸く廢せられて富家の子弟の就學するもの漸く多く又奢侈情弱の風を助長する一端を啓けり。後教育の勃興に伴ひ不良の家庭に生育したるもの亦學生の伍に加り或は單に糊口の途を得んが爲めに學校に入り或は遊冶郎不頼漢に類するものにして學籍を有するものあり又女子教育の勃興に伴ひ舊思想の羈絆を逸出し貞操の念に乏しき女子にして墮落書生と投合するものあり教育發展の反面に惡むべき暗流をなすに至れり。一方



にありては軟弱なる文學に誤られ皮相なる哲學思想に煩悶し意氣鎮沈したるものあり。此等の甚しきものに至りては固より學生の一部に過ぎざるべしと雖も又一般に流弊に陥りたるものなきにあらず。世人或は社會の進歩と學生の増加に伴ひて到底免るゝ能はざる弱點なりとして之を樂觀するものありと雖も牧野文相大聲疾呼して教育當局者を刺戟したるは實に近年の觀見の快事にして其効果亦漸く擧らんとす。今訓令の全文を擧ぐれば次の如し。

學生生徒の本分は常に健全なる思想を有し確實なる目的を持し刻苦精勵他日の大成を期するに在るは固より言を俟たず殊に戦後の國家は將來の國民に期待する所益と多く今日の學生生徒たる者は其の責任一層の重きを加へたるを以て各々學業を勵み一意専心其の目的を完うするの覺悟なかるべからず然るに近來青年子女の間に往々意氣銷沈し風紀頹廢せる傾向あるを見るは本大臣の憂慮に堪へざる所なり現に修學中の者にして或は小成に安じ奢侈に流れ或は空想に煩悶して處世の本務を閑却するものあり甚しきは放縱浮靡にして操行を紊り恬として耻ぢざる者なきに非ず斯の如きは家庭の監督其の方を

誤り、學校の規律漸く弛緩せるの致す所にして今に於て嚴に戒慎を加ふるにあらずんば禍害の及ぶ所實に測り知るべからず。

社會一部の風潮漸く輕薄に流れむとするの兆あるに際し青年子女に對する誘惑は日に益々多きを加へむとす就中近時發刊の文書圖書を見るに或は危激の言論を掲げ或は厭世の思想を説き或は陋劣の情態を描き教育上有害にして斷じて取るべからざるもの尠しとせず故に學生生徒の閱讀する圖書は其内容を精査し有益と認むるものは之を勸奨すると共に苟も不良の結果を生ずべき虞あるものは學校の内外を問はず嚴に之を禁遏する方法を取らざるべからず又頃者極端なる社會主義を鼓吹するもの往々各所に出沒し種々の手段に依り教員生徒等を誑惑せむとする者ありと聞く若し夫れ斯の如くして建國の大本を藐視し社會の秩序紊亂するが如き危険の思想教育界に傳播し我教育の根底を動かすに至ることあらば國家將來の爲め最も寒心すべきなり事に教育に當る者宜しく留意戒心して矯激の僻見を斥け流毒を未然に防ぐの用意なかるべからず



本大臣は國運に照し時弊に鑑み特に茲に訓示す教育の當局者及び校長教員等は克く本大臣の旨を體し父兄保護者と協心戮力して風紀を振肅し元氣を作興するに努め學生生徒は自ら修め己に克ち學業を成就するに專にして上下胥ひ率ゐ以て教育の効果を完うせむことを期すべし

今法令の上に就きて特に注目すべきものを擧ぐれば明治四十年三月小學令を改正して義務教育年限を六箇年に延長する是れ實に輿論の致す所なりと雖も亦一大英斷と言はざる可らず翌四月師範學校規程を定めて女子の修業年限を延長して男子と同等にし且つ雙方に一箇年の豫備科を加へ又中學校及高等女學校卒業者を收容せんが爲めに第二部を置き要するに小學教育の發達に伴ひ其源泉たる師範教育の内容を改善し一層優良なる小學校長及教員を得兼て其不足を補充するに足るべき人員を養成するを本旨とせり。此兩者は實に明治の普通教育史に一新紀元を開くものなり。同年六月東東美術學校圖書師範科規程を定め中學教育に於ける圖書教育の改善を圖れり。

同年同月勅令を以て文部省直轄諸學校官制を改正し教授は舊と生徒の教授を掌

るとありたるを生徒の教育を掌るとなす。是れ僅に一字の修正に過ぎざれども其精神に至りては大に異なるものあり。又助教教授は教授の職務を助くことありしを教授と同一としたるは其職務を重んじたるものと言はざる可らず。教諭助教諭に關する規程も亦之に倣ひて改正せらる。生徒監は元と校長の指揮を受け生徒の取締に關する事を掌るとありしを生徒の訓育を掌ると改め其責任を一層重大ならしめ奏任教官中より文部大臣之を補すること、す同時に勅令を以て府縣立師範學校長任命及俸給を改正し一層優待の途を開けり。

日露戰後文部省の新事業は明治三十九年三月仙臺に高等工業學校を置き九月京都帝國大學に文科大学を開設し四十年度には工科大学(福岡)東北帝國大學(仙臺)札幌第二女子高等師範學校(奈良)第二高等農林學校(鹿兒島)第五高等商業學校(小樽)第六醫學專門學校(新潟)第七高等工業學校(米澤)創立費の豫算を計上したることなり。明治四十年六月東北帝國大學に關する勅令を發表せられ札幌農學校を東北帝國大學農科大學と改稱せらる。此時に際し特に吾人の注意を要するものは明治三十九年十二月國會開會中大學増設の議あるを聞き一私人古河虎之助(福岡)工科大学



東北帝國大學理科大學及同農科大學の建築費百六萬圓を文部省に寄附したることなり。是れ實に我邦に於て未曾有の美舉とす。而して世人は未だ此巨額の寄附を驚嘆し終らざるに又一私人安川敬一郎は三百萬圓の私財を投し福岡縣遠賀郡戸畑村に商工業の一専門學校を設立せんことを發表し前東京帝國大學總長山川健次郎を聘して創設の計畫を託す。此兩者は戰後教育界に於ける好一對の偉觀と言はざる可らず。

文部省は一方に事業の擴張を圖り又一方に内容改善に努力するに方り吾人は意外の邊より意外の福音に接するを得たり。他なし。内務省の民治作興の獎勵是なり。從來内務省の地方行政を管理するや或は府縣會の議決を檢査し或は處務の法規に適ふや否やを稽ふる等多くは單に形式上の規矩準繩を正すに止まりしが日露戰爭前後より深く民治の成績を考査し模範町村を求て其治績の原動者を表彰し又地方風化の中心となり而かも世に隠れたる郷黨の善人を尋ね其事蹟を世上に紹介し或は本省より冊子を頒布し以て治者、被治者、有志家、教育家、宗敎家、青年、老人協心戮力して風を矯め俗を敦くし民治を作興するの途を開き大に國運の發展に

資せんとするものにして正に是れ行政内容の改善に外ならず文部省の執れる所の方針と符節を合するが如し。斯の如きは寔に政敎一致の精神に暗合したりと言ふべきか。行政と敎育と協心戮力して同一の方向に進まば能く武家敎育の缺點を蟬脱し過渡時代の弊害を一洗し益大和民族の眞面目を發揮せんこと期して待つべきものあらんなり。

### 敎育學風の變遷

吾人は明治敎育の概觀を終るに臨み維新以降敎育學風の變遷を略述せんとす。第一期藩學時代の學風は主として幕末のそれを繼承したるものにして注入を以て主義となし書籍の記誦訓話を以て學問の能事畢れりとせしもの多し。故に其方法は素讀講義輪講の範圍を出でず。規律訓育に至りては師道を重んずる美風ありしも特に之が爲めに規程を作り又は措置をなすと少かりき。間々外國敎師を聘用したるものありしも多くは敎授訓練に關する特殊の素養なきもの多く學風としては就て學ぶに足るべきもの少なかりき。邦人にして洋學を講じたるものも



教授の方法に至りては從來和漢の學者と相距ること遠からざりしなり。  
 第二期學制時代 明治五年文部省は學制の頒布に先ちて東京師範學校を創設し米國人スコットを聘して小學師範學科の教則を立つ。是れを我邦に於て特に教授法を研究するの濫觴とす。然れども當時の目的は小學授業法の實際を傳習せんとするにあるを以て深く理論を究めんより寧ろ具體的方法に通せんことを求めたり。故に當時教育の學說上より如何なる主義方針を執りたるかは明晰に之を知るに由なく人々亦之に關して漠然たる思想を抱きをりしが如しと雖も政府は舊習の一洗に全力を注ぎ最初の教師は米國人なれば米國一般の實利主義の影響を受けたると疑を容る可からず。其教授法の米國式なりしは言を待たず。多年儒教主義の反動として此主義の起り來るは又自然の過程と見るべき者なり。其後久しく教科書に重きを置き定期の試験を以て成績考査の唯一の方法となしたる如きは米國風より得たる所少なからざりしなり。當時文部省にて翻譯刊行したる教育上の書籍は皆米國人の著書に係り其多數は教授法又は學校管理に關するものにして皆新教育の作興に直接の裨益を得んとしたるものなり。故に系

統的に教育の主義又は學說を述べたるものにあらずして多くは教授管理に關し斷片的方法措置を示したるに過ぎず。今其書目を擧ぐれば左の如し。

- 學校通論 米國人井ヶルシヤム著千八百七十年版  
箕作麟祥譯明治七年五月出版
- 教育史 米國人ヒロビリア著千八百六十九年版  
西村茂樹譯明治八年十一月出版
- 學室要論 米國人フアント著千八百七十二年版  
和蘭人フアント著千八百七十二年七月出版
- 米國教育年表 小林正雄譯明治九年一月出版
- 教師必讀 米國人フアンカセン著千八百九十三年八月出版  
和蘭人フアンカセン著千八百九十三年八月出版
- 彼日氏の教授論 米國人フアンカセン著千八百七十年一月出版  
和蘭人フアンカセン著千八百七十年一月出版
- 那然氏小學教育論 米國人ノルセン著千八百六十七年三月出版  
小泉信吉、四屋純三譯明治十年三月出版
- 庶物指教 米國人カルギン著千八百七十一年版  
黒澤壽任譯明治十年六月出版
- 塞兒敦氏庶物指教 永田健助譯明治十一年出版
- 加氏教論 明治十一年五月出版
- 加氏授業法 明治十二年三月出版

第三期教育令時代 曩に師範學科傳習の爲め米國に留學を命せられたる伊澤修



二、高嶺秀夫歸朝の後直ちに東京師範學校に教鞭を執るに及び從來動もすれば教科書の繙讀に流れ注入主義を距ること遠からざりし舊法を排斥し兒童の自然性に本づき啓發誘導すべきを説き大に開發主義の教授法を主張す、是より後自然主義を執れるベスタロツヂーの教育主義大に流行するに至れり。

又一方に於ては英國の書籍漸く輸入せられベンザム、ミル功利學派政治經濟學の上に勢力あるに及びスベンサー、ペーンの教育學亦世人の愛讀する所となる。其勢漸く盛んにして遂に米國の學風を壓倒せんとするに至る、英國の學者は概して功利學派に屬しスベンサー、ペーンも亦其圈内にあり大に理科教授の價値を稱揚せり。後又多少佛國の折衷主義を唱ふるものありしも概して此時代には専ら智能の啓發に力を注ぎ知識の教授を完全にするを以て教育の能事畢れりとし教育の一方を偏重したり是亦當時の社會を風靡せし歐化主義の要求する所と自から調和したる所なり。今此間に出版せられたる教育書を擧ぐれば

- 須氏教育論 尺振國入スベンス著 明治十三年出版
- 小學校教育新篇 シヨンギル著 西村貞譯 明治十四年七月出版

教育學伊澤修二編 明治十五年八月出版

刪定教育學 フイス著 土屋政朝譯 明治十六年二月出版

倍因氏教育學 英國人ペイン著 添田壽一譯 明治十六年出版

教育學 淺野桂次郎著 明治十六年十月出版

如氏教育學 米國人ショホソト著 有賀長雄譯 明治十七年十一月出版

加氏初等教育學 明治十八年出版

味氏教育全論 明治十八年八月出版

第四期國家主義獎勵時代 森文部大臣の大改革以來師範教育の實際に非常の變化を生じ殊に體育を重んじ訓練を尙びたりと雖も教育學說の上に於ては著しき變遷を見ず。明治二十一年に能勢榮佛國人コムペーレーの折衷主義の教育學を翻譯したるあるのみ。然れども森文部大臣の國家主義は當時の官制並に政策と等しく獨逸思想の影響を受けたるは疑ふ可らず。明治二十二年二月より獨逸人ハウスクネヒト帝國大學にてヘルバルト主義の教育學を講じ谷本富湯原元一の如き高弟を生ずるに及び英佛の學風之れが爲めに壓倒せられ殊に明治二十三年



に教育勅語を下し賜ひ舉國德育を重んずるに至りて品性陶冶を本領とせるヘルバルト主義は一層教育界に歓迎せらる。又其教育學説を基礎としたる五段教授法の如きは實に本邦教授法の基礎を定めたりと言ふも過言にあらず。爾來滔々として獨逸の教育學説に嘔歌するに至れり。

第五期國民自覺時代 日清戰役後教育の勃興に併行して教育學及教授法を研究するもの亦漸く増加し教育に關する著述雜誌亦隨つて多く各地の教育會に開催せる夏期講習會の如きは此新氣運を傳播するに與りて力ありき。曩に教育學研究の爲めに留學を命せられたる黒田定治、波多野貞之助、戰爭に前後して海外より歸朝し又幾くならずして文學士大瀨甚太郎亦歸朝し帝國大學の學生にも教育學を専攻せんとするものあり斯學の研究次第に我邦に盛ならんとす。此時に方りヘルバルト派勢力漸く衰へウイルマン、ナトルプ、ベルグマン等によりて唱道せらるゝ社會的教育主義之に代りてヘルバルト主義の個人的の傾向缺陷を補はんとす是亦國家の進運に伴ふ自然の變遷と云ふべきか。爾來教育學を研究せんが爲めに獨逸に留學を命せらるゝもの次第に多く明治三十五年度には谷本富、溝淵進馬、下

田次郎三十六年度には小泉又一、樋口勘次郎其後小西重直、森岡常藏、乙竹岩造等相踵いて皆海外より歸朝し大に斯道の爲めに盡瘁せんとす。而して今や既に他人の糟粕を嘗むるを潔とせず自家の學説を立てゝ著述を發表するものあり。吾人は近き將來に於て模倣翻譯の時期を去りて斬新忠實なる斯學の研究時期に入ること信するものなり。

吾人は之より章を分ちて各種の教育の沿革を尋釋せんとす。



## 第二章 普通教育

一三三

### 第一節 小學校

明治政府は東西の事情に鑑み夙に文明の進歩と國家の發展とは國民教育に淵源するを覺り維新開國の氣鋭を以て大に其振興獎勵に力を用ひたり。然れども維新の當時にありては東北に事あり政府は僅かに干戈を收めたるのみにて外は列國に折衝し内は新政を整へ民心を治むるに急にして教育の制度に至りては未だ何等新規の施設をなすの餘裕なかりき。是れ單に教育の事に止まらず。新舊社會の轉變甚た急劇なりしが爲めに萬般の事業等しく大方針を定むるに止まり未だ時勢の要求と社會の事情とを斟酌し精細なる研究を経て新制を立つる暇なかりき。幕府倒れて王政に復古したるも各藩主尙ほ其領内の知事たりしが如く教育の制度も亦舊幕府の遺風を繼承し之を襲踏したるに過ぎず。唯大藩の勢力あり財力に富み天下の大勢に通ずるものによりては洋學を加味し二三の學科を改め時勢の要求に應せんことを努めたるのみ。而かも其校舍授業法等に至り

ては依然として舊套を脱すること能はざりき。故に全國の普通教育の狀態を通覽するときは未だ新進の氣運に向へるものと稱すること能はず。我邦にて第一に發達したるものは國家須要の材を造らんとする専門教育にして國民全體の品位を高めんとする普通教育は遙かに之に後れり。國家の上流に立てるもの先覺者となりて國民を率ゐて急劇に開明の域に突貫したる我東洋の新進國に取りては蓋し已むを得ざりし所なり。

徳川時代の教育に於て現時の小學校に相當するものは藩學、鄉學、私塾の初級及び寺小屋等とす。藩學とは各藩其士族の子弟を教育せんが爲めに藩費を以て經營する所にして幕府の昌平費を置くに倣へるものなり。鄉學は諸侯の大夫の采邑若しくは都邑に設置し或は士族に限りて入學を許可し或は四民等しく就學するを得たるものあり。藩學と鄉學とは唯規模の上に大小の差あるのみにして其制に至りては大同小異なりとす。其初級の課業は主として漢文の素讀、習字、算術、經書の聽講等とす。而して藩學も鄉學も共に主として武士を養成する所なるを以て始終武士道を以て一貫せるは言を俟たず。故に以上の學術も畢竟武士の品



位を完成する方便に過ぎざるを以て算術の如き學科の重きを置かれざりしも亦明白なり。徳川幕府の官學が朱子學なりしが如く各藩學も亦此學を奉じ其餘尙明治の初年に及べり。故に此等の學校に養成せられたるものは武士道を中心とし嚴肅なる儒教を奉ずるもの多し。

私塾は漢學者又は國學者が帷を垂れ門戸を張れるものにして都會市邑に居を定むるものあり山間避地に喧擾を避くるものありと雖も孰れも藩制の束縛を受くるとなく又官學の主義を奉ずる要なく自由に其發達を遂ぐるを得たり。故に其勢力は専ら師の學徳によりて興亡するは勿論にして其聲望隆々たるものに至りては千里笈を負ふて來り學ぶもの多く全國の子弟を網羅するものあり。國學者の私塾に比すれば其數極めて寥々たり。私塾の初級に於て教ふる所は漢學を主とするものありては經學を宗とするものと詩文を旨とするものとの別ありと雖も其の初級に授くる所にありては漢文の素讀習字、經書の聽講等其大體に於て藩學郷學と異なることなし。今私塾の藩學郷學と異なる所を擧ぐれば一は武士の養成を目的とし其學生は一藩の士族の子弟を主とすれども私塾の目的は漢

學又は國學を授くるにあり。特に武家との關係を有せず。よし偶之れあるも維持上の保護を受くるのみにして其事業に干涉せらるゝことなし。故に塾生は武士たるを問はず農工商乃至僧侶たるを論せず將た又何の藩のものたるを擇ばず。其俊秀なるものに至りては師の學統を継ぎ或は藩の儒官となり嚴然として漢學の専門家となる。私塾を開ける學者は皆一家の識見を立て又一身の上にて育英の任を擔ふを以て其訓育の結果に至りては却つて藩學又は郷學の右に出づるもの少からず。是れ私塾に在りては個人教育の模範を實行せるものにして師弟の關係は父子關係の如く起居進退を共にし日夜其警咳に接するを以て學徳の上に個人的感化を蒙ること極めて大なるが故なり。是を以て私塾は其師を中堅として特殊の塾風を作り同一の慣習を勵行し塾生亦相親み相切磋して其情誼の厚きこと實に掬すべきものあり。廣瀬淡窓の詩に「休道他郷苦辛。同胞有友自相親。柴扉曉出霜如雪。君汲泉流我拾薪」と言へるは最も適切に村落の塾生が苦樂を分てる狀を叙したるものなり。近時學校に於ける師弟の情誼日々薄らぎ個人的感化漸やく弱からんとすると慨歎するもの多きは是れ必ずしも新制度の罪にあら



ずして明治の初年に此の如き美風の存したるによるものあらんか。私塾は明治五年學制頒布の後も尙ほ各地方に存続し普通教育の一部を補ふたるもの少なからず。其明治教育史上に於ける効績は決して忘却せらるべからず。

藩學郷學私塾は孰れも其初級に於て普通教育を授けたりと雖も其教養する子弟の數は之を全國の兒童數に比すれば極めて僅少たることを免れず。故に一般國民の受けたる普通教育の機關は之を寺小屋とす。寺小屋が小學校の教育を施したることは後學制を實施せられたるに際し藩學は中學校師範學校又専門學校となりたるに反し寺小屋は直ちに小學校となり其師匠は直ちに小學教師に任命せられたるによつて之を知るべし。寺小屋は主として農工商の子弟を收容せり。就中農家は人煙稀薄なる所多く又文字の必要を感ずること少なりしを以て寺小屋にも亦商工の子弟最も多かりしを知るべし。故に寺小屋は都會の地に於て最も繁昌し寒村僻地に至りては其設なき所少なからざるは數の免れざる所なり。寺小屋にて教ふる所は極めて卑近なる習字讀書算術にして習字は其課業の主腦にして讀書と算術とは之を缺くことを得たり。或は専ら習字を教へたるものあり。

り。或は算術を主としたるものあり。商工の家には算術は生計に必須なるを以て皆特に之に勉勵せり。讀書を志すものに至りては天稟學を好むものか然らざれば資産稍豊かなるものに止まり。其程度の如きも師匠の學力に應じ極めて高からざりしを知るべし。故に其修業年限の如きは固より一定するにあらず。或は僅かに姓名を記するを以て退學するものあり。或は稍進んで寺小屋師匠の候補者となるものあり。或は郷黨の博識者となるものあり。其生徒の數も一定せず少きは僅かに七八人多きは四五百人に及びたるものあり。

寺小屋教育の目的は國民の品性を養成するを以て其眼目となさず。其の師匠は固より禮儀作法を教へ道徳を諭さしにあらざれども兒童の父兄は寺小屋を以て日常生活に用を辨する讀み書き算術の技術を學ぶ所なりとし更に此より以上に高尚なる教育の意義を理解するものなし。故に深く學を修むるが如きは却つて其厭ふ所にして僅かに以上の技術を習得するを以て能事畢れりとす。寺小屋に於ては師匠と兒童との間に父子の如き情誼ありたれども未だ藩學の武士道の如く又は私塾の塾風の如き嚴格なる訓育を見ることが能はず。是一は其年齢



の幼稚なると修學の時期の短きとによるべし。故に商人は寺小屋に於て商人の人格を養成せらるゝにあらずして商家に於て商人となり農工亦其業に於て其家に於て人となりたりと謂ふべし。是を以て之を見れば寺小屋は其程度の卑近にして其授業法の拙劣を極め其組織の不完全なりしのみならず其効果の上より之を言ふも真正の意義に於ける國民教育の機關として大に缺けたる所ありと謂はざる可らず。寺小屋は元と日常生活の必須に迫られて民間に發達したるものにして藩政の興かり知らざる所なれば斯かる國民的觀念に乏しかりしも蓋し已むを得ざるに出づ。

普通教育に國民教育の意義を標榜し之を以て國家の任務となしたるは明治新政府が建國の旨趣を體し歐米の文明制度より學び得たる所なり。維新後始めて小學校に關する規程を設けたるは明治二年二月府縣施政順序中に左の箇條を定めたるにあり。

#### 一 小學校を設くる事

専ら書學、素讀、算術を學はしめ願書、書翰、記牒、算勘等、其用を闕ざらしむべし又

時々講談を以て國體、時勢を辨へ、忠孝の道を知るべき様教諭し風俗を敦くするを要す最才氣衆に秀て學業進達の者は其志を遂げしむべし。

茲に所謂小學校の學科は未だ全く寺小屋の臭味を脱せずと雖も特に國體忠孝の道の大書したるより之を見れば維新以後今日に至る我邦教育の大方針は此時に於て既に確立したるものと言ふべし。否。之を切言すれば此忠君愛國の大精神は建國以來我歴史を貫通せる國民の大精神なりと雖も嘗つて菅公が和魂漢才と唱へたる外未だ教育の主義として道破せられざりしも茲に至りて始めて明治政府によりて國民教育の主義として宣言せられたるに外ならず。維新以後我國民一時歐化主義に心醉せんとしたる傾向なきにあらざりしも國粹保存の説に直ちに國民を警醒し忠君愛國の大主義は明治の教育を一貫したりと云ふも敢て失當の言にあらず。同年三月には東京府をして中小學取調御用掛を選定せしめ又同時に維新の主義を貫徹せんが爲めに東北府縣に左の文を以て速に小學校を設立すべきを布告せり。其文に曰く。

庠序の教不備候ては政教難被行候に付今般諸道府縣に於て小學校被設人民教



育の道、沿く御施行被爲在度、思召に候間、東北府縣速に學校を設け御趣意貫徹候様盡力可致旨被仰出候事

但學校取調として東京學校より人選を以被差向候間商議可致事

即ち昌平學校内に府縣學校取調局を置き之を管轄せしめたりしが二年六月之を民部官の總轄とす。維新後首として小學校の設置に着手せしは京都府を以て最も早しとし既に明治二年を以て此事を實行せり。三年六月東京府も府下芝増上寺池中原流院市ヶ谷洞雲寺牛込萬昌院本郷本妙寺淺草西福寺深川森下町長慶寺の六箇所に小學校を設け同年九月大坂府にても幼年學舎設置の爲毎月二百兩宛政府の補助を乞ひたるに直ちに許可せらる。同年十一月京都府中學校内に小學校を設置せり。各藩に於ても漸次其例に倣ひたるものありしも其數は極めて僅少なりき。而して孰れの學校に於ても生徒を得ること極めて困難にして東京の市ヶ谷洞雲寺の小學第二校の如きは教師四人生徒二人を以て開校し半年を経て僅かに五十人に達し一年を経て百人に及びたりと云ふ。生徒の年齢も一定せず多くは十四五歳以上にして我邦現時の中學生徒の如く又現時の支那小學堂の生

徒の如し。従つて其教科より云ふも授業法より云ふも藩學又は寺小屋を距ること遠からざりしなり。是より先き三年二月大學にて中小學規則を定め小學は子弟五科(五科とは教科、法科、理科、醫科、文科)の大意を知り凡そ十五歳にして小學の事訖りて中學に入るものとす。然れども此規定は能く勵行せらるに至らず。

四年七月文部省新設せらるゝや、全國の教育事務を總判し大中小學校を管掌するに至る。八月東京府中の中學校を直轄し十一月には府縣學校の儀自今總て文部省管轄に被仰付候諸事同省の差圖を受け可取計事と布告せられ、同年十一月には文部省より左の如く布達せらる。

開○化○日○に○隆○く○文○明○日○に○盛○に○人○々○其○業○に○安○じ○其○家○を○保○つ○所○以○の○者○各○才○能○技○藝○を○生○長○す○る○に○由○る○是○學○校○の○設○あ○る○所○以○に○し○て○人○々○學○ば○ざ○る○を○得○ざ○る○者○な○り○。故に方今東南校を始處々に於て學校相設られ教導の事專御手入有之と雖も素限り有の公費を以て限なきの人民に應ずべからず。然らば人民たる者も亦自ら奮て其才藝を生長することを務めざる可らず。依之先當府下に於て共立の



小學校并に洋學校を開き華族より平民に至る迄志願の者は學資をいれて入學せしめ幼年の子弟を教導する學科の順序を定め各其才藝を生長し文明の眞境に入らしめんと欲す父兄たる者は此意を體し別紙の簡條を心得其子弟を入學せしむ可き也。

但右志願の輩は其最寄の校へ可願出事

小學校入門の心得

- 一 受業料毎月金貳分可相納事
- 一 修業は書算筆の三科たるべき事
- 一 書籍等は銘々持參可致事
- 一 稽古時間は毎日五時間之事
- 一 男子生徒は八歳より十五歳迄の事
- 一 女子生徒は八歳より十二歳迄の事

但凡て通稽古の事

洋學校入舎の心得

但當分英獨乙の事

- 一 受業料毎月金三兩可相納事
- 一 書籍等は銘々持參可致事
- 一 稽古時間は毎日六時間の事
- 一 生徒は男子十歳より二十歳迄の事

但凡て寄宿稽古の事

- 芝増上寺内源流院小學第一校
- 市ヶ谷田町一丁目洞雲寺小學第二校
- 牛込神樂坂上善國寺小學第三校
- 湯島切通し上麟祥院小學第四校
- 淺草新堀西福寺小學第五校
- 深川舟藏前町西光寺小學第六校
- 場所未定追而開校 小學校第七校當校は女子のみを限り年八歳より十五歳迄のこと



是れ蓋し文部省の經營したる初等教育事業の第一着手とす。其諄々して教育の必要を説き之を誘掖獎勵する亦勉めたりと謂ふべし。小學校の組織は之が爲めに稍其面目を改めしは洋學校を置きたるによりて之を察するに足れりと雖も當時の授業の不完全なりしは亦之を推測するに難からず。而して此等の經營は單に大都會に止まり全國の形勢は依然として寺小屋時代を繼承せり。五年八月政府は學制を領布し初めて全國劃一の教育制度を布きたり。是れ我普通教育史上に特筆大書すべき大事件にして國家の手によりて國民教育の普及を勵行せんことを努めしは之を以て嚆矢とす。

學制によれば全國八大學區に分ち一大學區を三十二中學區に分ち更に一中學區を二百十小學校とし區毎に小學校を置くこととす。故に全國に五萬三千七百六十ヶ所の小學校あるべき理なり、小學校は人口大約六百を標準とし地方官其土地の廣狹人口の疎密を計り郡區市等により便宜之を區分し一中學區内に學區取締十名乃至十二三名を置き専ら區内人民を勸誘して務めて學に就かしめ且つ學校

を設立し或は學校を保護すべき事或は其費用の使用を計る等一切其受持所の小學區内の學務に關する事を擔任せしめ區内の人民は一般に六歳以上の兒童を男女の別なく小學校に入學せしむべきのとし若し學に就かざるものあらば委しく其由を學區取締に届けしむることとせり。小學校を分ちて尋常小學女兒小學校村落小學貧人小學小學私塾幼稚小學とし幼稚小學は男女の子弟六歳迄のものに小學に入學前の端緒を教へ小學私塾は小學教科の免狀あるもの私宅に於て教ふるを謂ひ貧人小學は貧人子弟の自活し難きものを入學せしめん爲に設くる所に於て其費用は富者の寄附金を以てす。村落小學は僻遠の村落農民のみありて教化素より開けざる地に於て其教則を少しく省略して教ふるものにして或は年已に成長するものも其生業の暇來りて學ばしめ又夜學校を置くものとす。尋常小學校は上下二等に分ち各四年とし男女とも必ず卒業すべきものとす。下等小學教師は一字綴二習字三單語四會話五讀本六修身七書牘八文法九算術十養生法十一地學大意十二理學大意尋で窮理大意と改む十三體術十四唱歌とし上等小學の教科は下等小學教科の上に一史學大意二幾何學野書大意三博物學大意四化學大意



(尋て生理學大意を加ふ)を加へ其他の形情に因ては學科を擴張する爲一外國語の  
一二二記簿法三書學(尋て圖書と改む)四、天球學(尋て政體大意と改む)の四科を斟酌  
して教ふるることあるものとし右の教科順序を踏ますして小學の科を授くるもの  
を變則小學と云ひ私宅にて之を教ふるものを家塾とす

同月同日文部省は左の布達をなし府縣をして一旦從來設立したる各級の學校  
を廢止し更に學制に従つて新に計畫する所あらしむ。

今般被仰出候旨も有之教育之儀は自今尙又厚く御手入可有之候處從來府縣  
に於て取設候學校一途ならず加之其内不都合之義も不少依て一旦悉令廢止  
今般定められたる學制に隨ひ其主意を汲み更に學校設立可致候事

但し外國教師雇入有之場所は當省より官員を派出し地方官協議之上可及  
處に候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之様可取計尤當省出張を不待學  
制之目的に依り成丈相運候様可致事

是に於て全國凡て此學制に従つて學校の經營に着手し中小藩の藩學の如きも  
多くは組織を改め或は之を再興して小學校又は變則小學となしたり。或は寺小

屋を改造して小學となせしものあり。其師匠にして小學校教師となりたるもの  
あり寒村僻地にては僧侶にして教鞭を執る者多く其他一時校舍に充つる爲めに  
寺院を借用せしもの少なからず或は民家に修繕を加へて其缺を補ひしものあり。  
同年九月文部省は小學教則を布達し上下二等の小學を各八級に分ち毎週六箇月  
の習業を定め始めて入學する者を第八級とし次第に第一級に至るものとし毎週  
日曜日を除き一日五時一週三十時の課程とし學制に規程したる學課を各學級に  
配當し且つ教科書を示して程度を明にせり今其教科書を舉ぐれば概略左の如し。

童蒙必讀單語篇

筆算訓蒙

算術早學

民家童蒙訓

童蒙教草

福澤諭

吉著五冊

(明治五年三月出版西洋修身書に倣ひたるもの)

地方往來

農業往來

菱潭著各一冊

世界商賣往來

橋爪貫一著五冊

會話篇

市岡正一著三冊

西洋衣食住

片山淳吉著一冊

學問のすゝめ

福澤諭吉著

啓蒙智惠の環

瓜生寅著三冊











田庸德譯西洋度量早見一岸俊雄纂輯西洋算法比例法一橋爪貫一著洋算獨學

○修身の部 一和語陰騰錄一上羽勝衛纂勸考通言一石井光致著修身談

○畫學之部 一文部省版圖法階梯

○讀方之部 一東京師範學校版小學讀本一作樂戶痴鶯譯編西洋英傑傳一吉田庸德撰童學必讀官職道しるべ一石村貞一纂輯育英新編一瓜生政知著西洋見聞圖解一吉田賢輔譯物理訓蒙

○地理之部 一東京師範學校版地理初步一柗木正太郎著郡名產物日本地理往來一島治三郎著導歌地理のしをり一假名垣魯文著道書繪入世界都路一青木東江譯世界國名畫一共立舎藏版万国道中記一西村恒方譯万国地理訓蒙一伴藤桂洲述挿畫地理往來

○歴史之部 一南摩綱紀編輯内國史略一文部省版史略一參考太平記一土屋政朝高見澤茂纂輯條約國史略

○物理學之部 一文部省版物理階梯一東井潔全纂輯窮理日新發明記事一桂川甫策理學摘要一尾形一貫譯究理通一伊藤卓藏譯述發蒙一端理學問答一望月誠纂

譯訓蒙究理圖解補遺

各府縣は此教科により又官立師範學校附屬小學校の教則を參酌して教則を編制して之を實施せり。

六年一月令を府縣に下して各大學區中更に中小學の區域を分ち他日設立すべき所の校數及規則の概略保護の方法等を悉皆豫其の用途を審定して上申せしむることとし三月神官僧侶有志の者は學制に準據し其社寺内に於て中小學校を設くることを得しめ同年十月不用の官舎は小學校に下與し地所は相當の價格を以て拂下ぐることを得しめ専ら學校の設立を獎勵せり。同年一月には小學學齡を自今滿六年より滿十四年までと定めらる。

學制の規定する所によれば小學を設立し之を保護するは小學區に於て其責を受くべきものとし從來の通弊たりし生徒衣食の費を給するを廢止し生徒をして授業料を納めしめ其額は一ヶ月五十錢を相當とし外に二十五錢の一等を設け相當の授業料を納る能はざるものは戸長里正之を證し學區取締を経て其學校に出し許可を受くべきものとし又一家二人の子弟を學校に入るものは戸長里正の



證を待たずして其由を陳じ下等の授業料を納むるを得しめ三人以上ある時は二人の外授業料を要せざることゝす。然れども各區の情態及學校の事情により便宜下等より少額の授業料を定むることを得しむ。

又學制中は民力の及ばざる所を助け教育を普及せしむる目的を以て府縣に委託し其學區を助くる金額のことを規定せしが明治六年一月より年々國庫より男女各一人に付九厘の割を以て三府六十九縣總額二十九万三千五百二十七圓六一錢一厘を支出し此補助を實行せり之を小學扶助金と云ふ。故に學制中にも左の條項あり。

但此金専ら小學を廣普し學則完整ならしむる爲用ふべし。たとへば小學校を設立せん爲學區積金の幾分を助け學區に託し其使用を爲す事學區貧にして力足らざる時其幾分を助くる事止を得ざる情故ありて小學教師を官より遣す時其給俸を助くる事貧困の生徒授業料を出す事能はざるものに其幾分を助くる事完全の學校を設くる爲其營繕等の給料幾分を助くる事等額金の内五分を引き別に之を備へ置き師範學校に於て教授を受けしもの後來小學の教師となる

時に其給料を與ふるの助とすべし。

八年一月小學校扶助金を増して一年七十萬圓とし從來全國人員分頭を以て配付せしを九年七月より學齡子女人員分頭を以て配付すべきことに定められ十年二月小學扶助金を小學補助金と改稱三月其額を減じて四十二萬五千圓十二年一月更に減して三十六萬千三百圓となり十三年一月二十萬圓となり十四年半年分十萬圓を配付し其事遂に廢し以上八年六箇月間に配付せしもの四百萬五千五百圓に達せり。之を一校に分ては其額固より多からずと雖小學校の進歩に貢献したる所の効果に至りては敢て少なしとせず。

學制頒布以來文部省が小學校の爲めに經營したる所は至れり盡せりと謂ふべし。維新以後五年間の初等教育は政府の大に鼓舞獎勵したる所なりと雖も其希求する所の洋式の方法は建國以來未曾有の所なるを以て各藩其要を覺り其實施を熱望するものも新規適宜の制を立つる能はず。僅かに舊式を補綴するものを以て稍優れりとす。是を以て小學校の目的組織學科維持方法を詳細に指示したる學制並に小學校教則は實に未開の荒地を開拓して倉皇新に堂屋を建築せんと



する設計圖の如し。堂屋を建築するに先つて土地を開拓せざる可らず。雨露を凌ぐの急要に迫りて家未だ成らず。家半ば成らんとするに未熟の設計を改むる要あり。家漸く成れば従つて設備に苦心せざる可らず。文部省の多事なりしこと亦察するに餘りあり。學制は明治四年七月文部省を新設せられたる後僅々一年の後に發布せられたるものなれば其翻譯的なるは姑く之を措き能く彼我國情を精察考量する暇なかりしは疑ふ可らず。小學教則の如きも先づ成るに従つて之を頒布し實施の結果に照して次第に其内容を完備せしめんとしたるは瞭々として明なり。故に明治五年九月小學教則中に其指定したる教科用書の如きも文部省にて編纂せしものと當時洋學者の手に成りしものとを蒐集したるを以て小學校の教材として其種類程度の如何を顧みる能はざりしが如きは未だ嘗て小學教育の經驗を有せざる我邦には固より其所なり。就中博物新編は支那人の手に成りたる譯書にして氣海觀瀾は徳川時代の末路に於て蘭醫川本幸氏の著はす所なり。然れども明治六年四月追加したる教科用書中には稍程度に應じたる新著を加へ次第に其體裁内容を整頓するに至れり。遮莫學制の頒布は本邦の義

務教育の發端にして其必要を説き其方法を論じ又其模範を示し以て今日の小學教育の基礎を作りたる文部當局者の功績は永く我國民の記憶すべき所なり。

是より先き學制の頒布あるや地方官は政府の意を承けて孜孜教育の事業を計畫し稍もすれば新制の趣意を解せず舊習に戀々たらんとするものを説諭し戸々に就きて就學を督促し又一方には人民を鼓舞して寄附金を募り以て學事を獎勵し明治六年の終りに至ては學區を定むること四萬二千四百五十一。小學校を起すこと公立七千九百九十五、私立四千五百六十三合計一萬二千五百五十八なるを得たり。而も未だ學區の數の三分の一に満たず又同年末の教員の數は二萬五千五百三十一人にして一校平均二人餘に當り生徒は男八十七萬九千一百七十人、女二十六萬六千六百三十人、總計百十四萬五千八百〇二人にして一校平均八十人餘に當り女生徒は男生徒の三分の一に及ばず。然れ共僅々一年餘の督勵によりて此數を得たるは以て當局者の苦心を諒するに足るべし。翌七年に至り學區三千六百六十四を増し學校は公立九千七百〇一を増し生徒は五十六萬八千九百六十六人を増して百七十一萬四千七百六十八人となり、教員は一万一千三百三十四人を



増して三萬六千八百六十六人となり是に於て學校は學區の約半數に近く一校平均生徒八十五人餘となりしも教員は尙ほ未だ二人に満たず。又就學生徒は第二大學區就中筑摩、岐阜、靜岡、濱松、敦賀、第一大學區就中東京、山梨を最とし第三大學區就中京都、飾磨、第六大學區就中長野若松之に次ぎ第四第七大學區之に次ぎ第五大學區又之に次ぎたり。

八年に至り四千二百八校を増して二萬四千二百二十五校教員七千六百三十一人を増して四萬四千四百九十六人となりしも依然として平均一校二人に満たず。生徒は二十一萬三千三百五十八人を増して百九十二萬六千二百六十六人となる。

今明治七年と八年とを比較するに學校の増設教員の増加兒童の就學八年は七年の約半數を超ゆること多からざるは蓋し學校略備はり就學すべきものは既に就學したるに因るべしと雖も當時一般の人民尙未だ義務教育の責任重大なる所以を知らざる者あり家計意の如くならざるものゝ如きは動もすれば言を貧窮に託して就學を避くるものなきにあらず。以て此結果を呈したるなり。然れども小學校の數は八年に於て略其基礎を定め此後の増加は既往二年間の如く急速顯

著なるものにあらず。施設すべき事業も學校の新設よりも寧ろ校舍の修築良教師の聘用器具器械の設備等其多きを占めたりしなり。

一學制の精神は一般の人民華士族農工商及婦女子を問はず必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめんことを期するものなるを以て地方官は施政上最も意を茲に注ぎ今や貧富等しく教育を受くべき設備略成も男子は僅に百中六十に満たず女子は百中僅かに二十を超へたるに過ぎざりしを以て就學の督勵は稍強促に渉る跡あるまでに實行せられ當時識者は之を已を得ざるの處置と思惟したり。九年末には學校二萬四千九百四十七教員五萬二千二百六十二生徒二百六十七千八百〇一人となり教員は始めて一校二名以上に達し生徒一校平均八十二人となる是より先き各府縣に於て制定する所の教則學期等は率ね皆官立師範學校附屬小學校に準據し且つ勉めて之を一軌に歸せしめしを以て其施設の實際を察すれば往々彼に適して此に適せざるものあるを免れず。故に往々釐正を要せし所あり。明治十年に至り漸く此點に注意し或は卑近の教則を設けて村落學校に頒布するあり或は學期を短縮して民間業務の妨害を爲さしむる等漸次經驗



を積むに従ひて土地の情況に適應して教育の實績を擧げんことを勉め地方の學事次第に其面目を改め來んとするに至れり。

十年には小學校の數二万五千四百五十九教員五万九千八百二十五人生校二十六万二千九百六十二人一校教員平均二名三分四厘生徒八十四名九分一厘に當り生徒中女生徒は男生徒の三分の一強に當る。

十一年に至り學校二万六千五百八十四校内私立學校千九百九十教員六万五千六百十二人生徒二百二十七万三千二百二十四人に達したりしも今此就學者と不就學者とを比較するに就學者四人一分三厘とすれば不就學者は五名八分三厘の割合にして學齡兒童の過半は尙は無教育にて生長するものありしを知るべし。

今明治六年より十一年に至る沿革を考ふるに六年にて僅かに七千九百九十八なりし公立學校は翌年倍數以上となり八年に三倍近き數となり次第に増加して十一年にて二万五千三百九十四となり六年の三倍以上となる。然れども大體の數は九年に於て定まれり。私立學校は六年に四千五百九十九ありしもの翌年に至り半數近くに減じ九年に至り大に減じて千四百六十となり十年に至り更に減じ

て千七百七十八となり十一年には之に十二校を増せり教員の數も男子は六年の二万六千六百九十六人より十一年の六万三千六百四十七人となり女教員は六年の四百十一人は七年に六百六十二人となり八年七百九十四人となり九年俄かに増して一千二百四十八人となり十年に一千五百五十八人十一年には一千九百六十五人にて六年の約五倍に近き數となる。故に女教員の増加は男子の教員の増加より一層顯著なるを見るべく女子教育は男子のそれに比して大に後れたりと雖ども其間に長足の進歩をなし居りしは疑ふ可らず。又六年に於て就學兒童は男女平均して全學齡兒童の百人中二十八人一分三厘に當り翌年三十二人三分九厘となり十一年四十一人二分六厘となる。

又當時小學校に採用したる教科書は其總數二百三種にして内官版に係るもの一百〇三種私版にかゝるもの凡一百種なり。而して其最も各方に行はれしものは文部省編輯の小學掛圖類及小學讀本地理初步、日本地誌略、日本略史、物理階梯にして之に次ぐものは文部省編輯萬國地誌略、萬國史略、松山棟巷譯初學人身究理の類にして府縣の過半之を用ふ。



十。二。年。九。月。政。府。は。五。年。の。學。制。を。廢。し。更。に。教。育。令。を。布。告。す。該。令。に。よ。れ。ば。從。來。の。小。學。區。の。制。を。廢。し。每。町。村。或。は。數。町。村。聯。合。し。て。公。立。小。學。校。を。設。置。す。べ。き。もの。と。し。從。前。の。學。區。取。締。の。職。務。は。其。村。民。の。選。舉。し。た。る。學。務。委。員。を。し。て。之。を。掌。ら。し。む。小。學。校。の。學。科。は。大。に。簡。略。に。し。て。讀。書。習。字。算。術。地。理。歷。史。修。身。等。の。初。步。と。し。土。地。の。情。況。に。隨。ひ。て。算。畫。唱。歌。體。操。等。を。加。へ。又。物。理。生。理。博。物。等。の。大。意。を。加。へ。殊。に。女。子。の。爲。め。に。は。裁。縫。等。の。科。を。設。く。べ。き。もの。と。し。公。立。小。學。校。に。あ。り。て。は。八。箇。年。を。以。て。學。期。と。し。土。地。の。便。宜。に。よ。り。之。を。四。箇。年。迄。短。縮。す。る。こ。と。を。得。毎。年。必。四。箇。月。以。上。授。業。す。べ。き。もの。と。し。兒。童。は。六。年。よ。り。十。四。に。至。る。八。ヶ。年。間。を。學。齡。と。な。す。は。從。前。の。規。程。と。毫。も。異。な。る。所。な。し。と。雖。も。其。義。務。教。育。と。し。て。受。く。べ。き。最。少。の。年。月。は。十。六。箇。月。と。な。し。た。り。

其。他。町。村。人。民。の。公。益。た。る。べ。き。私。立。小。學。校。あ。る。と。き。は。別。に。公。立。小。學。校。を。設。置。せ。ざる。も。妨。げ。な。し。と。し。又。學。校。に。入。ら。ず。と。雖。も。別。に。普。通。教。育。を。受。く。る。途。あ。る。もの。は。就。學。と。見。做。す。こ。と。を。明。言。し。又。學。校。を。設。置。す。る。の。資。力。に。乏。し。き。地。方。に。て。は。教。員。巡。回。の。方。法。を。設。け。て。兒。童。を。教。育。せ。し。む。る。こ。と。を。得。し。め。又。授。業。料。を。收。む。る。と。收。め。ざ

るとは其便宜に任ず。又公立小學校の費用は町村費より支辨するを本體とし當補助を地方税に要する時は府縣會の議定を経て之を施行するを得しむ。文部卿は毎年公立小學校を補助せんが爲に補助金を各府縣に配付するは從來と異なることなく私立學校たりと雖も其町村人民の公益たるを認むるときは補助金を配付することを得とし、公立小學校の教員は師範學校の卒業證書を得たるものを本體とすれども之を得ざる者も教員に相當せる學力を有する者は教員たるを得とす。(附録参照)

明治十二年の教育令は學制頒布以來七年の經驗に本づき翻譯的法令は國情に適せざる所あり又地方によりて劃一の制を施し難きを覺り政府は單に制度の大綱を示して之を監督綜理するに止め實施上の干涉を避け規則の細目に至りては府縣の情況に一任し初等教育の監督權の大部を府知事縣令に委任せんとしたるものなり。故に其趣旨に於ては繁を避けて簡に就き空を去りて實を擧げんとしたるものなりと雖も其結果に至りては全く政府の豫想と相反したり。文部省は其創設以來學事獎勵にはあらゆる手段を盡し法令を設け模範を示し嚮導至らざる



なく地方官は説諭督勵致うとして怠るなしと雖も年來の舊習容易に脱せず全般の國民は未だ義務教育の眞義を解せず就學の督勵を以て却つて欲せざる所を強制する如く考へ動もすれば口實を設けて之を免れんとす。此一事は當時就學者未だ學齡兒童の半數に満たざりし(十分の四弱)によりて之を知るに足るべし。然るに此法令に於いて義務教育の年限を最少限十六ヶ月に短縮し又學校に入らざるものも別に普通教育を受くる途あるものは就學と見做すと許したるを以て久しく就學督勵を厭ひたるもの或は已を得ずして就學せしものは皆政府は就學強制の方針を放棄し普通教育は人民の隨意に一任したるものと誤解し前後七年間に於ける當局者の苦心經營によりて僅かに其緒に就きたる小學教育は一朝にして俄然退歩の兆候を呈するに至れり。

今數字に表はれたる所に就きて之を見れば十二年に學校二万八千二十五教員七万四千六十六生徒二百三十一万五千七十八人。十三年に至り學校二万八千四百十教員七万二千五百六十二生徒二百三十四万八千八百五十九人となり固より多少の増加を見ると雖とも十三年に至りては殊に累年の勢を以て増加せざるは一

頓挫と云はざる可らず。是を以て政府は朝令暮改の謗を辭せず更に十三年十二月教育令を改正し學期を延長し就學の督責を嚴にし以て大勢の挽回を圖れり。該改正教育令によれば再び學區の制を復し各町村は府知事縣令の指令に従ひ獨立或は聯合して其學齡兒童を教育するに足るべき一箇若しくは數箇の小學校を設置すべきものとし文部省の補助金は之を廢したり。又公立小學校の設置廢止及私立小學校の設置は府知事縣令に開申せしむ。義務教育最低年限十六箇月なりしを大に延長して小學校三箇年とし父母後見人等は其學齡兒童の小學校三箇年の課程を卒らざる間已を得ざる事故あるに非ざれば少くとも毎年十六週日止就學せしめざる可らず。又小學三箇年の課程を卒りたる後と雖も相當の理由あるに非ざれば毎年就學せしむべきものとし就學習責の規則は府知事縣令之を起草し文部卿の認可を経しむ。小學校の學期は四箇年以上八箇年とありしを三箇年以上八箇年以下とし一年四月以上とありしを三十二週以上とす。又小學校の教則は從來各小學校に於て之を定めしが自今文部卿の頒布する所の綱領に基き府知事縣令土地の状況を量りて之を編制し文部卿の認可を経て管内に施行す



るこゝいす。又小學校を設立する資力に乏しくして巡回授業の方法を設けんとする町村は府縣知事の認可を経べく學齡兒童を學校に入れず又巡回授業に依らずして別に普通教育を受けんとするものは郡區長の認可を経べく郡區長は兒童の學業を其町村の小學校に於て試験せしむるものとす。

十四年一月文部省は小學校設置の區域并に校數指示方心得を府縣に布達し又學務委員薦舉規則起草心得就學督責規則起草心得并に小學校教員免許狀授與方心得を布達し改正教育令の勸行を力めたり。該免許狀授與方心得によれば官公立師範學校の卒業證書を有せずして小學校教員たらんとする者には初等若くは中等若くは高等の小學科を教授し得るに足るの學力を檢定したる後該等の小學科教員免許狀を授與し五箇年間の効力を有せしむ。

同年五月文部省は又小學校教則綱領を府縣に布達したり。即ち小學科を分ちて初等、中等、高等の三等とし、小學、初等科は修身、讀書、習字、算術の初歩及唱歌、體操とし、小學、中等科は小學初等科の續に地理、歴史、圖書、博物、物理の初歩を加へ、殊に女子の爲には裁縫等を設くるものとす。小學、高等科は小學、中等科の修身、讀書、習字、算術、

地理、圖書、博物の初歩及唱歌、體操、裁縫等の續に化學、生理、幾何、經濟の初歩を加へ女子の爲には經濟に代ふるに家事、經濟大意を以てす。而して土地の情況及男子の區別等によりて以上の學科中某學科假へば農工商業(十七年十一月英語を追加す)を増減することを得と雖も修身、讀書、習字及算術は之を缺くことを得ざるものとす。學期は初等、中等、二科各三箇年、高等科二箇年、通して八箇年とし土地の情況により之を伸縮することを得れども初等科は三箇年を下る可らず各科合して八箇年を過ぐ可らず。一年の授業日數は三十二週日一日三時以上六時以下とす。又小學各等科の學科程度を示し且つ學科に毎週の時間を配當して課程表を作りて之を添へたり。即ち修身は初等、中等、二科各六時間、高等科に至りて三時間となり、讀書は初等科讀方六時間、作文五時間、中等科讀方五時間、作文三時間、高等科は讀方六時間、作文三時間、習字は初等科五時間、中等科四時間、(第三年三時間)高等科二時間、算術は初等科六時間、中等科五時間、高等科初年四時間、第二年三時間とし以上は各科學年を通じて之を課し、地理は中等科前二年間三時間、(最後半年六時間)を授け、高等初半年に地文を課す、歴史は中等科一年半を経て後半年二時間、最後一年間二



時間圖書は中等科にて前二年二時間後一年三時間高等科にて初一年二時間後一年一時間博物は中等科初一年半六時間物理は中等科後一年半に初半年一時間後一年三時間化學は高等科にて二時間生理は高等科後一年半に二時間幾何は高等科二時間經濟(女子は家事經濟)は高等科後一年後に三時間女子の裁縫は中等高等二科を通じて三時間此外各科を通じて體操を課すれども時間を指定せず。

同年六月文部省は小學校教員心得(附錄參照)を府縣及各小學校教員に頒布し道徳教育に力を用ひ尊王愛國の志氣を振起すべきこと、智心教育身體教育學校衛生を重すべきこと、鄙吝の心志陋劣の思想を懐くべからざること、快活の氣象を養ふべきこと、博く教則外の學科に涉るべきこと、整然たる秩序に由り學識を廣め以て其心志を練磨すべきこと、教授法を考究活用すべきこと、心神及身體の組織作用に精通すべきこと、人情世態を審にし通義公道を辨すべきこと、校則を執行すべきこと、塾練懇切黽勉を具備すべきこと、剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の徳によりて學校を統率すべきこと、常に寛厚の量を養ひ中正の見を持すべきこと、善良の性行を有すべきこと等十六條につき懇篤教員の本分を教誨せり。是れ即ち現今尙全國小學

教員の遵奉する所なり。此月小學校々長及訓導一等乃至七等を置かる。

七月又小學校教員免許狀授與法心得(一月所定)を改正し大體に於て前規程の如くし教員免許狀を與へたるものは之を訓導とし尙小學各科中唱歌體操裁縫及家事經濟及土地の情況に因りて加ふる所の農業工業商業等の一科若くは數科は之を檢定せざることを得しめ且つ此等の學科に關しては特に之を教授するものを置き又碩學老儒等の徳望あり修身科の教授を善くする者若くは農業工業商業の學術に長する者は學力の檢定を要せず特に該學科教授免許狀を授與し訓導となすことを得とし訓導の外準訓導及授業生の名あり。以上は小學校教員を精選し且つ其精神を振興して教育事業の刷新を圖らんとしたるものにして校舍其他外部の設備に關する規程よりは教育の實績に對し一層其効果偉大なりしなり。十五年十二月文部省は地方教育獎勵の爲學事賞與例并に學事獎品附與例を達し教育に關する一切の職員にして特に勤勞あるもの及公私立學校生徒にして特に善良なるものに圖書器具等を與へ學校にして特に公益なる者は獎勵品を附與するこゝす。



十六年八月文部省は府縣に令達して小學校教員を益々改良するは目下緊要の事なるを以て或は教員講習所を設け又は督業訓導を置く等適宜計畫し其施設の規則方法等取調伺出つべきこととし府縣は爾來銳意改正教育令の實施を圖り又能く令達の趣旨を奉じ文部省は時々吏員を派遣して之を視察せしめ監督獎勵大に務めたりしかば教育の實績大に擧がり又校舍を修築し書籍器械を備へ漸次良教師を増聘し小學校の面目頓に一新するに至れり。今學校教師及生徒の實數に就きて之を考ふるに十四年に至り學校は三百三十二を増して二万八千七百四十二となり教員は訓導一万六千八百九十六人準訓導四千七百八人授業生五万五千十四人合計七万五千七十一人にして即ち二千四百九十九人を増し生徒は二十五万八千三百十八人を増して二百六十万七千七百七十七人となり十五年に至り學校に三十九を増し二万九千〇八十一となり教員に八千四百五十を増して八万三千五百二十一人に達し一校平均三人即ち二人九分四厘となり生徒は三十九万六千九百六十四人を増し三百万四千三百三十七人となる殊に本年四十万に近き生徒を増したるは學事獎勵と就學督責の結果にして前後其比を見ざる所なり。是よ

り先き明治七年に於て五十六万八千九百六十六人を増したるは姑く之を例外とし之に次ぎたるは十四年の二十六万餘人八年の二十一万餘九年の十四万餘十一年の十一万餘にして十二年に至りて僅かに四万千餘十三年には三万三千餘に過ぎず。換言すれば明治十五年の増加は十二年十三年の増加に比すれば約十倍に當れり。次に十六年に至り生徒は更に二十三万三千三百七十人を増し三百二十三万七千五百七人に達し七年の約二倍十年の約一倍半に達し學校數は前年に比して千七百七十五を増して三萬百五十六となり。亦七年の一倍半に相當す。學齡兒童中の就學者は百人中五十を占むるに至る。此年教員に六千九百八十一人を増して九万五百二人となる。明治六年以降十六年の間は諸事年に増加をなし十四年以降に顯著なりしが茲に至りて極點に達したりと云ふべし。物窮れば必ず變ず。十七年に至り小學教育は稍衰退の兆を示し爾後二十年に至る四年間は年々同様の傾向を示せり。即ち十七年に至り校數は九百二十三を減じて二万九千二百三十三となり生徒は四千二百八十一人を減じたりしも教員は却つて五千八百三十人を増したるを以て一校平均三名三分三厘に達し未だ嘗て見ざる所の好況とな



れり。十八年に至り學校は九百五十を減し生徒は俄かに十三萬五千九百九十一人を減じ教員は二千百六十八人を増したるを以て一校の平均は三人五分五厘となりしも學齡兒童中の就學者は百人中五十以下に降り四十九人六分二厘となり。是れ蓋し數年引續き米穀不作にして物價低落し金融否塞し細民大に其生活に苦しみたるに起因するものなり。十八年八月政府は更に教育令を改正し小學校の外小學校の名稱を設け其學科は之を該令中に明示せず唯兒童に普通教育を施す所なるを規定し又學務委員を廢し其職務を戶長をして之を掌理せしめ小學校若くは小學校教場に入れず又巡回授業に依らずして別に普通教育を施さんとする者は從來郡區長の認可を経べきものとせしを戶長の認可と改め其法令を簡にしたり。同月文部省は府縣に達して自今町村立學校に於て授業料を徴收せしむべきものとし其額及徴收の方法等は府知事縣會に於て其程度を取調べ文部省に伺ふべきこととし十一月又小學校教場の性質を示し小學校より簡易なる教則を以て普通科を教授する所とし半日又は夜間に非れば就學すること能はざるが爲め又は授業料を納むること能はざる兒童多數ありと認むる場合又は小學校を設

置するに資力不足なりと認むる場合に於て之を設置すべきものとす。

十二月從來修業期限半年を一學級とせしを改めて公立小學校は凡て一箇年を以て一學級となす。十八年の改正令は教育事務を簡にし専ら學費の節約を圖りしが幾くならずして十九年四月小學校令の發布となり其主意は充分に實施せらるゝことなくして止みたり。十九年は森部大臣の計畫により教育制度に一大變革を生じ年來の經驗に基づき將來地盤を作りし年にして從來の教育令は分れて帝國大學令師範學校令中學校令小學校令となれり。該小學校令によれば小學校は從來の初等中等高等の別を廢して高等尋常の二等とし小學校の設置區域及位置は府知事縣令の定むる所に依らしめ學齡を六年より十四年に至る八年間とするは従前と異なる所なしと雖も義務教育年限は十三年の改正教育令に最小限三箇年とありしを尋常小學校四箇年に延長し父母後見人は其の間兒童を就學せしむべきものとし就學に關する規則は文部大臣の認可を経て府知事縣令之れを定むるものとし經費は從來主として區町村費を以て之に充てしが本令は生徒の授業料を以て主要の財源とし又寄附金其他の収入は小學校の經費に充つることを得と



し授業料及寄附金等を以て之を辨する能はざる場合に區町村會の議決により區町村費より其不足を補ふことを得とす。小學校の學科及其程度は文部大臣の定むる所により教科書は文部大臣の檢定したるものに限るとし、又土地の情況により區町村費を以て小學簡易科を設け尋常小學校に代用し其教員の俸給は地方税を以て之を補助することを得しめ又私立學校に於て小學校と均しき普通教育を施さんとするものは豫め府知事縣令の認可を経べきことと定む。

從來小學校には上等、下等又は上等、中等、初等等の別ありしも皆一校中の等級なりしも茲に至りて小學校に二個の種類を設けたるを以て別途に學校を設置するに至れり。當時各地の小學校は孰れも半途退學者多く上級に赴くに從つて兒童の數を減じ材落の小學校にありては僅かに數人を以て一級を作るものあり甚しきは學級を缺くものあり。故に本令の規定によりて高等小學校に入學せしものは之を尋常小學校に入りしものに比すれば遙かに少數なりしことを知るべし。故に一郡中僅かに一個の高等小學校を置きたるが如きは其例に乏しからず。或は同年に發布せられたる中學校令に準據すること能はずして閉校したる中學校

の校舍を以て之に充て又教員生徒を之に移せしもの亦多し。故に小學校なりと雖も寄宿舎を置きたるあり。其他百般の設備尋常小學校と懸隔を生じ尋常小學校を卒へて之に入るものは恰も現時に於て小學校より中學校に進入するが如き感あり。多數の小學校に於て極めて少數の上級生ありしものを集合して少數の高等小學校を置きしは町村の經濟より云ふも學校の整理より云ふも一段の便宜を生じたりと雖も學校の別なるが爲め又距離の遠隔なるが爲めに高等小學校の就學者を減じたるは疑ふ可らず。

同年五月文部省は小學校の學科及其程度を定め尋常小學校高等小學校各修業年限四箇年とし尋常小學校の學科は修身、讀書、作文、算術、體操とし土地の情況に因ては圖畫、唱歌の二科若しくは二科を加ふることを得、高等小學校の學科は修身、讀書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(女兒)とし土地の情況に因ては英語、農業、手工、商業の二科若しくは二科を加ふることを得、唱歌は之を缺くことを得しめ又土地の情況に因ては温習科を設け尋常小學校にては修業年限の外高等小學校にては其内にて六箇月以上十二箇月以内兒童をして既習の學科を温習し且つ之



を補修するを得しむ又小學校は一年内日曜日大祭日祝日の外凡八週間を休業せしめ授業時間毎日凡五時とし各學科の毎週授業時間を凡左の如く定む。

尋常小學校	修身	讀書作文	算術	地理歴史	理科	園藝	唱歌體操	裁縫
高等小學校	一時三十分	十四時	六時	四時	二時	二時	六時	五時
	一時三十分	十時	六時	四時	二時	二時	六時	二時乃至六時

同月又文部省は訓令を以て小學校簡易科要領を定め修業年限を三箇年以内學科讀書作文習字算術とし授業時間は毎日二時以上三時以下とし算術の授業時間は授業時間總數の半以上とし府縣をして土地の情況に従ひ其教則を定めしむ。六月北海道廳府縣に訓令して小學校の學科及其程度につき實施上要する方法は府縣知事縣令之を定むることとし四月文部省は省令を以て小學校教員免許規則を定め免許狀を分ちて普通免許狀は高等師範學科卒業生若しくは地方免許狀を有して五年以上勤務し學術授業とも超衆のものに文部大臣より之を授與し全國に通じて無期有効とし地方免許狀は尋常師範學科卒業生若しくは尋常師範學科の程度

によりて施行する小學校教員學力檢定試験に及第したる者に府縣知事縣令より之を授與し其管轄地方に限り有効とし更に有期無期有効の二種に分ち有期免許狀は五箇年を一期とし期滿つる毎に勤務の經歷に依り適任のものとし認めるときは更に免許狀を授與するものとし就中經歷の如何によりて無期の地方免許狀を授與することとし且つ免許狀を授與せざるもの及之を沒收すべき品行上の箇條を定め小學校簡易科教員及小學校授業生免許規則は府知事縣令之を定むるものとす。二十年八月小學校教員免許規則發令前に於て授與したる小學校教員免許狀及小學師範學科卒業證書を有するものは府縣知事其經歷を査定して有効年限を延期することを得しめ又地方の情況に依りては當分小學校教員たらんとする者の資格を便宜檢定して相當の教員假免許狀を授與することを得しむ。二十年三月文部省は公私立小學校教科用圖書採定方法を定め北海道廳長官府縣知事は公私立小學校の教科用圖書を新定又は更定せんとするときは其都度小學校教科用圖書審査委員を設け其事由の當否實施の時期等を審議せしめ任せて圖書を採擇せしむ而して審査委員は尋常師範學校長若しくは長補學務課員一名尋



常師範學校教頭及附屬小學校上席訓導小學校教員三名該地方經濟上の情況に通ずる者二名とす。二十一年九月同規則中新定又は更定するに一學科に就き數種の圖書を取るも妨げなしとありしを一學科につき一種とし都鄙北海等土地の情況に依り已を得ざる場合に於てのみ一學科に就き二種以上の圖書を採擇するを得とす。此の如く十九年小學校令の發布以降法令の上に於ては従前に比して大いに規模整頓し又教育の實際に於ても大に進境を見たりと雖も就學の狀況は十七年以來衰退の趨勢を挽回する能はず。十九年に至り學校は二百七十三を増せしも生徒は頓に二十九万四千五百九十六人を減じ二百八十万二千六百三十九人となり翌十五年の狀況に退き訓導亦三千四百四十二人授業生一万六千三百九十二人を減じ學齡兒童中の就學者は減して百人中四十六人三分三厘となる是れ蓋し頻年物價低落金融否塞し民間の疲弊甚しかりしに由るなり。

翌二十年に至り學校は三千二十六人を減じて二万五千五百三十となり十年頃の舊態に歸り正格教員五千四十八人授業生一万七千七百九十二人を減じ教員總數五万六千八百三十六人となり生徒亦八万九千二百四十八人を減じて二百七十一

万三千三百九十一人となり學齡兒童中の就學者は百人中四十五人に減せり然れども此年は即ち頓挫の極端にして翌二十一年より再び大勢を挽回して更に漸く進運に向ひ學校は四百二十三校を増し教員も亦五千六百八十人を増し生徒も俄かに二十一万四千四百七十七人を増して二百九十二万七千八百六十八人となり就學兒童の比例も學齡兒童百人中四十七人三分六厘となり二十二年に至り學校に百四十九を増し教員に三千一百四十九人を増し生徒は更に十一万四千六十八人を増して三百三万九千九百二十八人となり就學兒童は學齡兒童百人中四十八人九分三厘に達し殆んど十五年の狀況を恢復するを得たり。

二十三年十月法律を以て地方學事通則を定め教育事務の爲町村學校組合を設け學事の進歩をして地方の情況に適應せしめ同月又勅令を以て小學校令を發布し十九年の勅令よりは一層精細に市町村の教育事務を規定せり是れ蓋し二十二年四月より施行せられたる市制及町村制に伴ふ必然の改正なり。該小學校令に於て吾人が特に注意するを要するは其第一條に於て小學教育の目的を最も明確に宣言したることと是れなり。其文に曰く。小學校は兒童身體の發達に留意して



道徳教育及國民教育の基礎並其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす。是れ蓋し獨逸の法令に模範を取りたるものにして現行の小學校令も亦之を襲用せり。小學校が生活に必須なる普通の知識技能を授くるは初等教育の當然の目的にして寺小屋時代に於ても其一半を解したり。然れども其道徳教育及國民教育の基礎たるに至りては維新以來當局者の最も注意したる所に於て國民は其初め之を充分に理解するに能はざりき。森文部大臣の時代に於て此二者特に國民教育の精神を發揚せられたるは之を疑ふ可らず。而かも此時に至るまで之を法令に明言したるものなし。明治五年八月の學制に於ては「小學は教育の初級にして人民一般必ず學はずんばあるべからざるものとす」と曰ひ明治十二年九月の教育令同十三年十二月の改正教育令同十八年八月の改正教育令に於ても皆小學校を以て「普通の教育を兒童に授くる所とせり。明治十九年四月の小學校令に至りては法文中に普通教育の語散見すれども特に小學校の目的を明示したる條文なし。若し夫れ二十三年の小學校令中に「兒童身體の發達に留意して」の文を見るに至りたるは全く我邦に於て教育學の講究漸く勃興したる兆候と言は

ざる可らず。

又明治十二年以降の教育令并に同十九年の小學校令に於ては孰れも普通教育の管理行政の方面を主とし其學科目等の如きは文部省令によりて別に之を規定するの制なりしが該小學校令にありては學科目編成設備等に關する條文を加へ就學小學校設置小學校に關する府縣市町村の負擔及授業料小學校長及教員管理監督に關する詳細の點に至るまで勅令を以て規定せしは畢竟小學教育の整頓したる證左と稱するを得べく現行の小學校令も該令の一部の改正に外ならず。殊に郡視學を置きたるが如きは一顧の價値あるものとす。

今尙進んで該小學校令の内容を考ふるに小學校を尋常小學校及高等小學校の二種に分つは毫も十九年制定のものとは異なることなしと雖も修業年限は尋常小學校を三箇年又は四箇年とし高等小學校は二箇年三箇年又は四箇年とし尋常小學校の教科目は修身、讀書、作文、習字、算術、體操とし土地の情況により體操を缺くを許し又日本地理、日本歴史、圖畫、唱歌、手工の一科目若しは教科目を加へ女兒の爲には裁縫を加ふるを得しめ高等小學校の教科目は修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理



日本歴史、外國地理、理科、圖畫、唱歌、體操とし、女兒の爲には裁縫を加ふることを得しめ、又土地の情況により、外國地理、唱歌の科目若くは二科目を缺き、又幾何の初歩、外國語、農業、商業、手工の科若くは數科目を加ふるを得しめ、此外尋常小學校又は高等小學校に補習科、高等小學校に農科、商科、工科の科若くは數科の專修科を并置するを得しめ、徒弟學校、實業補習學校も亦小學校の種類とす。小學校の教科用圖書は文部大臣の檢定したるものに就き、小學校圖書審査委員に於て審査し、府縣知事の許可を受けたるものに限り、審査委員は府縣官吏、府縣參事、會員、尋常師範學校長、教員及小學校教員を以て之を組織す。義務教育年限は尋常小學校を卒業する迄とし、市町村立小學校の設置に關する費用は當該市町村の負擔とし、授業料は其收入とす。教員中小學校の其教科目を教授するものを專科教員、其他を本科教員と云ひ、總稱して正教員とし、補助教授又は一時教授するものを準教員とす。小學校の教員は府縣の小學校教員檢定委員の檢定によりて得たる免許狀を有する者たるを要す。郡に郡視學一名を置き、府縣知事之を任免し、郡内の教育事務を監督せしむ。市長、村長は市町村に屬する國の教育事務を管掌し、市町村立小學校を管

理し、又學務委員ありて之を補助す。是れ即ち十九年の小學校令をして一層實際に適切ならしめたるものにして、小學教育の規模に一段の整頓を加へしものと云ふべし。又此年十月教育に關する勅語を賜ひ、文部大臣は其賸本を全國官公立學校に頒布し、教育の職にあるものをして常に聖意を奉體して、研磨薰陶の務を怠らざらしめ、殊に學校の式日、其他便宜日時を定め、生徒を會集して、勅語を奉讀し、且意を加へて、諄々誨告し、生徒をして夙夜に佩服する所あらしむべきを訓示せり。是より先き、明治二年二月、府縣施政順序中にも、小學校にて國體時勢を辨へ、忠孝の道を知らしむべきの條あり、十四年の小學校教則綱以降は、修身を以て、諸學科の最上位に置き、同年の小學校教員心得にも、其第一條に、尊王愛國の志氣を振起すべきを以てせり。然れども、此年の勅語に於ては、更に大に本邦固有の國民道德を垂示し、并せて彝倫の大綱を訓諭し、賜ひたるを以て、爾來小學校の訓育は一層其基礎を鞏固にするに至れり。

二十四年一月、小學校令の全部を施行し、難き事情ある地方に限り、府縣知事の具狀に依り、文部大臣の指揮を以て、其一部より漸次施行することを得しめ、三月、文部



省は、私立小學校、代用規則を定め、市町村及町村學校組合は、其區域内にある私立尋常小學校を以て、市町村立尋常小學校に代用することを得しめ、四月又小學校設備準則を定め、校地の選定、校舎の構造、御眞影、勅語奉安所、各教室、體操場、農業練習所、便所、校具等に關する細目を規定す。五月小學校正科教員及准教員の別を定め、之に適用さるべき資格を明示す。小學校祝日大祭日儀式規程を定め、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭、孝明天皇祭、春季皇祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭及一月一日には、學校長教員生徒一同式場に參集して儀式を行ひ、市町村長其學事に關する市町村吏員は成る可く其儀式に列すべきものとす。是れ實に兒童をして國民精神を喚起せんとする趣旨に出づ。同月又市町村立學校長教員名稱を定め、十月小學校に於て祝日大祭日の儀式を行ふ際、唱歌用に供する歌詞及樂譜の採擇をなすには、北海道廳長、官府縣知事に於て豫め文部大臣の認可を経し、同月府縣小學校教員恩給基金管理規則を定め、十一月勅令を以て、市長村立小學校長及教員名稱及待遇を改正し、校長は小學校長正教員、訓導准教員は准訓導とし、校長及正教員は判任文官、同一の待遇を受けるものとす。同月文部省は補修科の教科目及修業年限を

定め、尋常小學校補習科の教科は修身、讀書、作文、習字及算術とし、土地の情況により、日本地理、日本歴史、理科、圖畫、手工の一科目若くは數科目、女子の爲には裁縫を加ふるを得、高等小學校補習科の教科目は修身、讀書、作文、習字及算術とし、女兒の爲には裁縫を加ふるものとす。土地の情況により、日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖畫、幾何、外國語、農業、商業、手工の一科目若くは數科目を加ふることを得しめ、修業年限は共に三箇年以内とす。十一月又隨意科目等に關する規則を定め、尋常小學校の教科目中體操、日本地理、日本歴史、圖畫、唱歌、手工及裁縫、高等小學校にありては、外國地理、唱歌、幾何の初歩、外國語、農業、商業及手工補習科にありては、修身以外の各科を隨意科とし、同月小學校教則大綱を定め、徳性の涵養は教育上最も意を用ふべきを以て、何れの教科目に於ても、道德教育國民教育に關聯する事項は殊に留意して、殊に修身は教育に關する勅語の旨趣に基き、兒童の良心を啓培して、其徳性を涵養し、人道實踐の方法を授くるを要旨とし、知識技能を確實にし、實用に適せしむる爲めに、常に生活に必須なる事項を選びて之を教授し、反覆練習して、應用自在ならしめ、各科互に連絡して補益せんことを務めしめ、且つ尋常小學校及高等小學校の各教科目